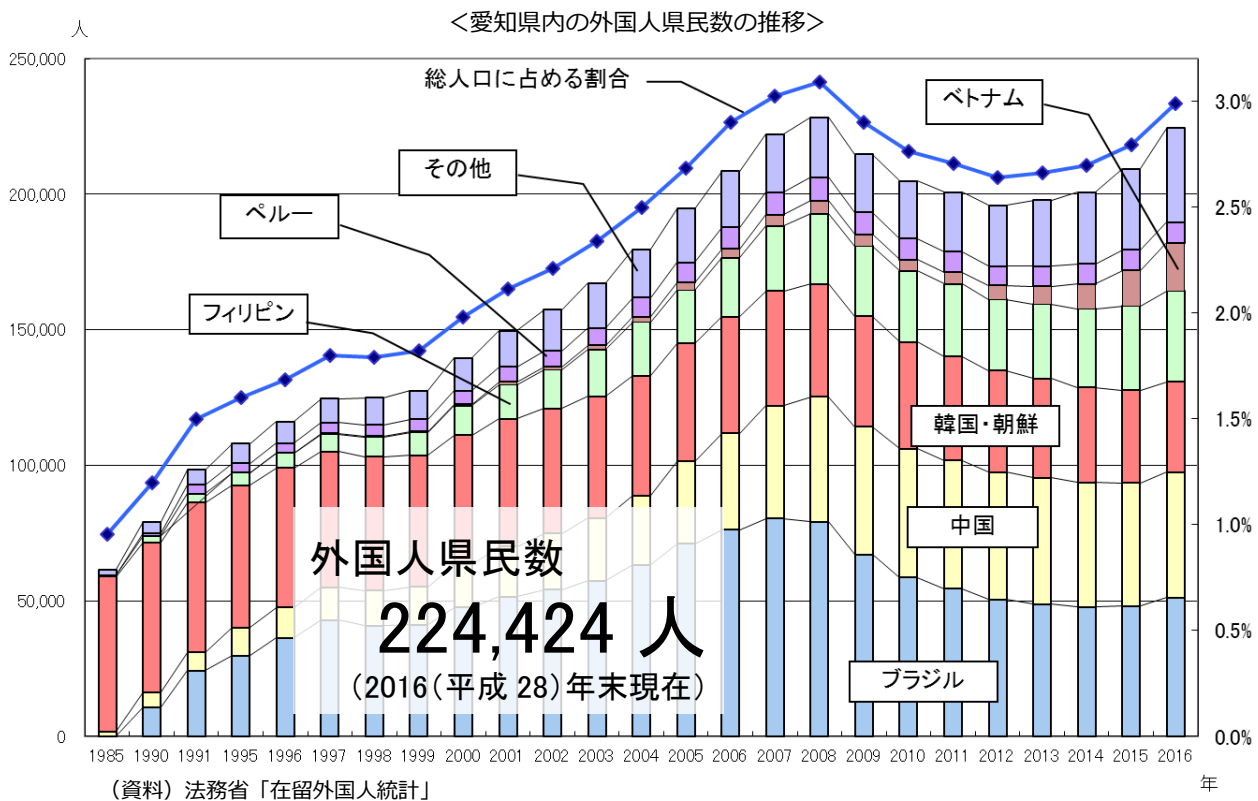


はじめに	P2	主な図表・資料
1 プラン策定の背景	P2	▷愛知県内の外国人県民数の推移 P2
2 経緯	P4	▷愛知県内の主な在留資格別外国人県民数の推移 P3
3 プラン策定の基本的事項	P6	▷外国人が多いことに対する考え P3
(1) 趣旨	P6	▷愛知県の将来推計人口 P8
(2) 位置付け	P6	▷知事からのメッセージ P13
(3) 計画期間	P6	▷愛知県の外国人人口ピラミッド P18
(4) 策定方法	P7	▷ライフサイクル図 P19
プラン策定にあたっての基本的な考え方	P8	▷愛知県の小・中学校在籍外国人児童生徒数 P23
1 多文化共生推進に対する基本的な考え方	P8	▷愛知県の公立小・中学校における日本語指導が必要な児童生徒数 P26
(1) 多文化共生推進の必要性	P8	▷愛知県の15歳から19歳の外国人労働力状態 P29
(2) 多文化共生推進の意義	P9	▷愛知県の高等学校在籍外国人生徒数 P29
2 プラン策定の基本的な考え方	P10	▷愛知県の外国人労働者数（在留資格別・産業別） P31
(1) 基本目標	P10	▷外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章 P32
(2) 施策目標	P11	▷公的な言語学習制度の比較 P36
(3) プランの対象者	P12	▷ブラジル人の60歳以上の割合 P39
推進施策の方向	P14	▷あいち医療通訳システムの実績 P41
1 推進施策のポイント	P15	▷互いに支え合う共生関係のイメージ P47
2 推進施策	P18	▷多文化共生の意味 P55
(1) ライフサイクルに応じた継続的な支援	P18	▷外国人県民あいち会議 P51
①乳幼児期	P21	▷もっと日本人と仲良くなりたいか？ P52
②子ども期	P23	▷愛知県に多い国籍 P54
③青年期	P28	▷重点施策と数値目標 P58
④成人期	P31	▷あいち多文化共生タウンミーティングの記録 P76
⑤老年期	P39	▷愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッションの記録 P79
⑥年代共通（医療／防災／体制）	P41	▷注釈 P83
(2) 互いに支え合う共生関係づくり	P47	
(3) 外国人県民とともに暮らす地域への支援	P52	
3 プランの推進に向けて	P59	
(1) 多文化共生推進主体の役割の明確化	P59	
(2) 多文化共生推進主体の連携・協働の強化	P60	
(3) プランの進行管理と適切な見直し	P60	
(4) 実施状況の公表	P60	
4 具体的な施策一覧	P61	
策定過程	P74	
新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議	P82	

はじめに



1 プラン策定の背景

外国人県民数は再び増加に転じ、フィリピン人、ベトナム人など、アジア系を中心に多国籍化が一層進展している

本県の外国人県民数は、2008（平成 20）年までブラジル人を中心に右肩上がりが増え、その後の景気後退などにより、減少したものの、2013（平成 25）年からは、再び増加に転じ、東京都に次いで第 2 位となっています。とりわけ、フィリピン人、ベトナム人など、アジアの人たちが増加し続け、多国籍化が一層進展してきています。

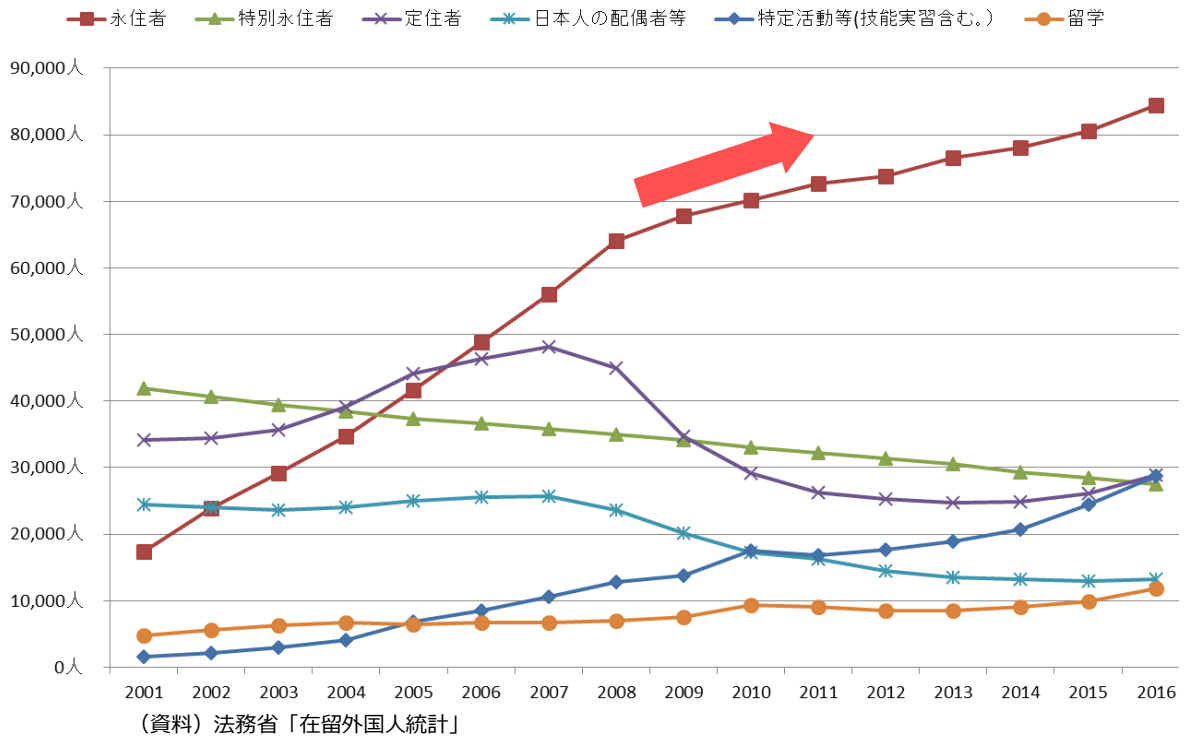
在留資格では、「永住者」が増え続け、「技能実習」、「留学」なども増加している

今後も日本で生活する、「永住者」の在留資格を持つ外国人が増え続けています。また、「技能実習」、「留学」などが増えており、在留資格の多様化が進んでいます。

日本人県民の多文化共生に対する意識は、あまり改善されていない

在住期間の長期化、在住地域の散在化により、地域に外国人県民がいることが常態となっている中で、外国人県民が支援されるだけでなく、支援する側になっている事例が見られるなど、地域社会の一員として溶け込んでいます。しかし、その一方で、日本人県民の多文化共生に対する意識は、あまり改善されていません。

＜愛知県内の主な在留資格別外国人県民数の推移＞



＜外国人が多いことに対する考え＞

回	答	回答率
1	治安が悪化する恐れがあるので、望ましくない	30.9%
2	外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるので、望ましい	29.0%
3	習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こる恐れがあるので、望ましくない	26.2%
4	地域で外国人と交流できるので、望ましい	24.0%
5	地域の経済的な発展の維持につながり、望ましい	21.8%
6	日本人の雇用を脅かしたり、低賃金化につながるおそれがあるので、望ましくない	8.6%

(資料) 愛知県「平成 28 年度第 2 回県政世論調査」

☞ 外国人県民数について

法務省「在留外国人統計」は、2013 年から、年 2 回（6 月末・12 月末）公表されていますが、12 月末の数値で統一しています。なお、2017 年 6 月末の外国人県民数は、234,330 人となっており、2008 年 12 月末の 228,432 人を抜いて過去最高となっています。

2 経緯

外国人県民の急増と定住化の進展

～第1次プラン～

1980年代末、好景気で深刻な人手不足となり、外国人労働力に対する需要が高まりました。こうした外国人の雇用拡大を受けて、1989（平成元）年に出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正されました。

この改正により、在留資格の中に、主に日系人が対象となる「定住者」資格ができました。この資格は、日本国内での就労が自由であることから、就労目的の日系人が多数来日してきました。特に、モノづくりの盛んな本県では、日系ブラジル人を始めとした南米出身者が急速に増えていきました。

その後も、研修・技能実習制度などにより、外国人の増加傾向は続いていく一方で、来日した外国人の中には、滞在が長期化し、家族を呼び寄せる方が増加するなど、定住化が進み、日本で生まれ育ち、仕事につく外国人が増えてきました。

また、1995（平成7）年1月には阪神・淡路大震災が発生し、外国人の方も多くの被害を受けました。この地震によって、日本に住んでいるのは日本語が理解できる人ばかりではないという認識が広がり、多言語化や多文化共生の必要性が徐々に知られるようになりました。

そこで、本県では、2008年3月に、外国人を「ゲスト」としてではなく、ともに暮らし、地域をつくっていく「生活者」として、様々な施策を体系的に展開するための「あいち多文化共生推進プラン」（以下、「第1次プラン」という）を策定しました。

外国人県民の多様化と永住化の進展

～第2次プラン～

第1次プラン策定後、2008年秋以降のリーマン・ショックによる世界同時不況や2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災により、外国人県民を取り巻く環境は厳しくなり、日系ブラジル人の減少に大きく影響を受ける形で外国人登録者数は減少していきました。

しかし、こうした中でも「永住者」資格の取得者は増加し続け、永住志向の強い外国人県民が増加しました。また、ブラジル人が減る一方で、フィリピンを始めとするアジア圏出身者が増え、多国籍化が進展するとともに、高齢化や散在化も進み、国籍、年齢、居住地など様々な面で外国人県民の状況は多様化してきました。

一方、若者の中には、小中学生時代に外国人の同級生を持っている場合もあり、外国人を身近に感じている日本人も増えてきました。

また、東日本大震災では、多くの外国人が支援する側に参画したことから、地域づくりの担い手として、外国人の重要性が認識されるようになりました。

こうした中、本県では、外国人が将来にわたって日本で生活していけるよう、生活全般にわたる支援のさらなる充実を図るとともに、外国人県民も地域社会の担い手として活躍できる社会をめざして「あいち多文化共生推進プラン2013-2017」（以下、「第2次プラン」という）を策定しました。

ライフサイクル全般を見渡した支援 と第二世代の活躍 ～今回のプラン～

第1次・第2次プランに基づいて施策を実施してきた結果、本県の多文化共生施策は充実してきていますが、教育や労働など、依然として残っている課題があります。また、第一世代（※）の高齢化や、日本で子どもを産み育てる外国人県民の増加などによる新たな課題も出てきており、ライフサイクル全般を見渡した支援が必要となってきています。

一方、第二世代（※）の若者たちが日本社会で活躍する事例を目にする事も多くなりました。また、本県において、2016（平成28）年4月に発生した熊本地震を契機に、外国人と日本人が一緒になって地域社会に貢献しようとする動きも生まれました。

さらには、世界的な移民排斥の動きがある中で、国内においては、2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」が制定されるなど、国籍や民族などのちがいかかわらず、「すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らせる地域づくり」といった、多文化共生の社会づくりが改めて求められています。

こうした最近の社会情勢変化から生じる新たな課題に対応するため、新しいプランを策定することとしました。



あいち多文化共生推進プラン
【第1次プラン】
2008(平成20)年3月策定
＜計画期間＞
2008(平成20)年4月～
2013(平成25)年3月



あいち多文化共生推進プラン2013-2017
【第2次プラン】
2013(平成25)年3月策定
＜計画期間＞
2013(平成25)年4月～
2018(平成30)年3月

※第一世代・第二世代

このプランでは、1989年の入管法改正によって新たに創設された「定住者」資格などにより、就労目的で来日した者を「第一世代」、その子どもで、日本で育った者を「第二世代」という。

3 プラン策定の基本的事項

(1) 趣旨

永住化が継続し、第一世代の高齢化が進む中で、ライフサイクルに応じた支援が必要となってきています。また、第二世代の活躍も大いに期待できる状況になってきました。一方で、県民に対して、より一層の多文化共生の理念の普及に努める必要があります。こうした変化を踏まえた上で、多文化共生施策を計画的かつ総合的に展開し、さらに多文化共生社会づくりを推進するため、「あいち多文化共生推進プラン 2022」（以下、「本プラン」という）を策定しました。

(2) 位置付け

本プランは、多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方を示した指針としての性格と、本県と（公財）愛知県国際交流協会（以下、「県協会」という）が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせ持つものです。

また、多文化共生社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、国際交流協会、県民、NPO、企業、大学など様々な活動主体の役割を示すとともに、こうしたすべての主体が多文化共生を実践する上で参考となるプランとしました。

(3) 計画期間

2018（平成 30）年度から 2022（平成 34）年度までの 5 年間とします。

(4) 策定方法

本プランの策定にあたり、幅広い意見を取り入れるため、3つの策定プロジェクトと関連事業を行いました。

策定プロジェクト

～あいちの多文化共生をデザインする～



Project I 新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議

多文化共生に関わる各テーマの有識者を集め、本プランの行動目標や施策の基本方向などについて検討を重ねました。〈委員は 82 ページ参照〉

Project II あいち多文化共生タウンミーティング（新規取組）

幅広い県民の意見を本プランに取り入れるために、県内 3 か所でタウンミーティングを開催しました（名古屋 54 名、岡崎 48 名、豊橋 48 名、計 150 名参加）。〈詳細は 76 ページ参照〉

Project III 愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッション（新規取組）

外国人県民と次世代を生きる高校生（名城大学附属高等学校 国際クラス 2 年生 32 名）と一緒に、県の多文化共生推進のための方策やアイデアを考え、若い世代の意見を本プランに盛り込みました。〈詳細は 79 ページ参照〉

新プラン説明会

2017 年 12 月から 2018 年 1 月にかけて、プランの案についてパブリックコメントを実施し、それに合わせ、本プランの案をより理解していただくためのプラン説明会を県内 3 か所で開催しました（名古屋 29 名、岡崎 23 名、豊橋 14 名、計 66 名参加）。

〈関連事業〉

☞ あいち外国人の日本語教育推進会議

今後の地域の日本語教育について検討を行い、本プランに反映させました。

☞ 多文化共生フォーラムあいち 2017

本プランの大きな柱である「ライフサイクルに応じた継続的な支援」をテーマとしたフォーラムを開催し、今後の本県の多文化共生の方向性を示しました。

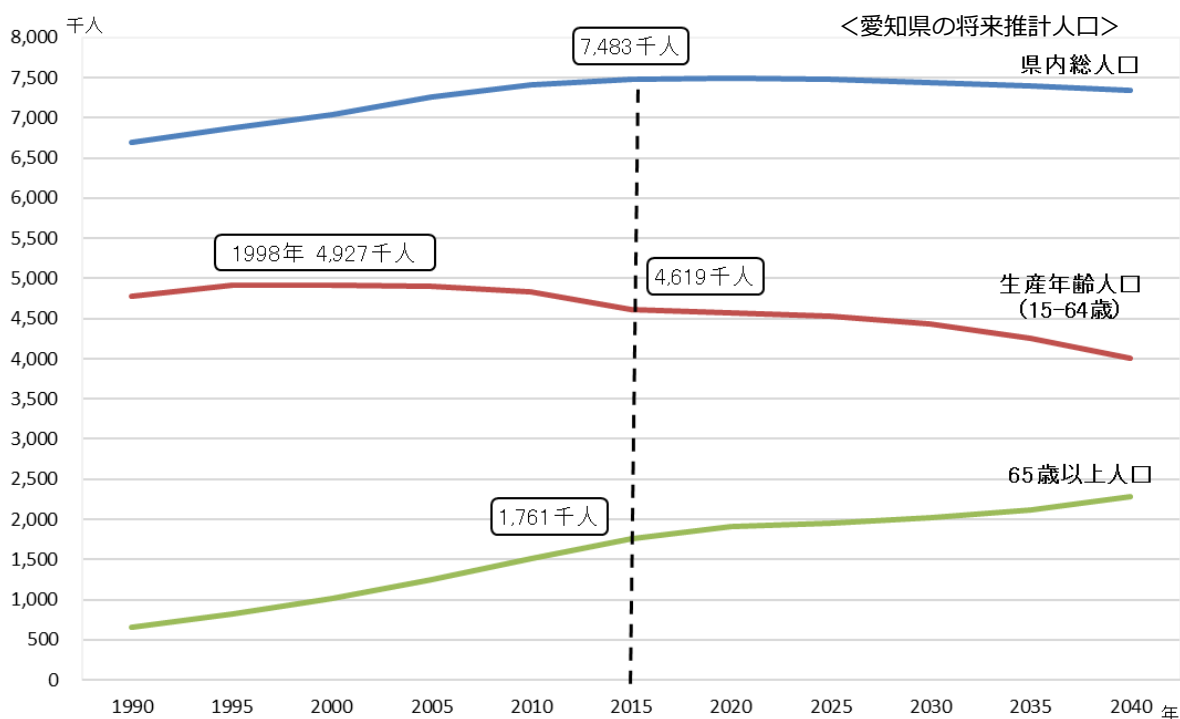
☞ 外国人県民あいち会議

日本で生まれ育った第二世代の外国人県民からの意見を直接伺い、本プランに反映させました。

その他、2016 年度に外国人県民に対するアンケート調査や団体ヒアリング、県政世論調査を行うとともに、様々な機会を捉えて意見交換を行いました。

また、上記のプロセスを見やすくするために、専用のウェブページを開設しました。

プラン策定にあたっての基本的な考え方



(資料) 2020年～2040年：愛知県「人口ビジョン」(2015年10月策定) 本県人口の長期的な見通し
(ケース②：出生率が2030年までに1.8、2040年までに2.07に回復)
1990年～2015年：愛知県「愛知県統計年鑑」

1 多文化共生推進に対する基本的な考え方

(1) 多文化共生推進の必要性

永住化が進むとともに、2012(平成24)年7月の住民基本台帳法の改正施行により、外国人県民も日本人県民と同じ住民基本台帳に登録されるようになったことから、国籍を問わず、同じ住民として、誰にとっても暮らしやすい地域づくりをしていく必要があります。

一方、本県の人口見通しは、今後、生産年齢人口(15～64歳)が減少し、65歳以上の高齢者の増加が続くと推計されています。こうした人口減少・超高齢社会が到来すると予想される中、地域の活力を維持するためには、外国人県民を含めたすべての県民が能力を発揮できるような社会づくりが不可欠です。

さらには、国において高度人材や技能実習生の受入れ拡大が行われており、また、本県においても国家戦略特区を活用した外国人材の受入れを進めていることから、外国人を受け入れるための基盤整備は避けて通ることができない状況にあります。

(2) 多文化共生推進の意義

■ 外国人県民の人権保障の推進

多文化共生の地域づくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」【右下参照】などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などのちがいにかかわらず、すべての県民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

■ 安全で安心なまちづくりの推進

外国人県民に日本の法令や生活習慣などに対する理解を促すとともに、交通事故や犯罪などの被害に遭わないように情報の提供を行ったり、生活環境を整備することにより、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの推進につながります。

■ 地域の魅力向上と活性化の推進

社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、世界に開かれた地域づくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まり、県外や世界の人々に愛知県を誇ることができます。また、海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。

■ すべての人に暮らしやすいまちづくりの推進

多文化共生の地域づくりの推進は、言語や文化、能力など様々な特性やちがいを認め合い、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

■ 地域のグローバル化の推進

多文化共生の地域づくりの推進により、地域住民の国際感覚や異文化に対する理解が深まります。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材をより多く輩出することにつながります。

☞ 日本国憲法と外国人の人権

外国人の人権については、1978（昭和 53）年の最高裁判決において、「憲法第 3 章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」と示されています。人権の普遍性や憲法前文の国際協調主義、さらには憲法第 98 条第 2 項の条約遵守義務から、日本国憲法上、一般に外国人の人権保障の必要性が導かれています。



2 プラン策定の基本的な考え方

(1) 基本目標

多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり

多文化共生社会の形成の推進により、国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民の人権が尊重され、県民一人ひとりが地域社会の担い手として、個人の能力を十分発揮しながら、地域社会の様々な活動に主体的に参加し活躍できる環境づくりが進みます。そして、幅広い分野で内外の多数の優れた人材の活躍が期待され、地域への定着に取り組むことが地域活力の源となります。

こうした地域づくりは、短期間で形成できるものではなく、目指し続けるべき目標であると考えます。

そこで、第1次プランから基本目標としている「多文化共生社会の形成による豊かで活力

ある地域づくり」を本プランでも基本目標として掲げます。

そして、様々な推進主体と連携・協働を図りながら、「誰もが参加する地域づくり」「多文化共生意識をはぐくむ地域づくり」「誰もが暮らしやすい地域づくり」の3つの地域づくりを進めることにより、国籍や民族などの異なる人々がともに安心して生活できる、豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を目指します。

☞本プランにおける多文化共生社会の定義
国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会

(2) 施策目標

本プランでは、基本目標を実現するために、次の3つの施策目標を掲げます。

「①ライフサイクルに応じた継続的な支援」によって『支援のつながり』を、「②互いに支え合う共生関係づくり」によって『人と人とのつながり』を、「③外国人県民とともに暮らす地域への支援」によって『地域とのつながり』を目指します。

I ライフサイクルに応じた継続的な支援

定住化・永住化に伴い、外国人県民は、乳幼児期から老年期までの人生の各ステージにおいて、日本人と同様の課題を抱える一方で、「言葉の壁」「制度の壁」「心の壁」による外国人特有の課題もあります。そこで、各施策を個別に考えるのではなく、ライフサイクル全般を見渡した継続的な支援の観点から、福祉、医療、教育、防災などとの連携を視野に入れた施策を行っていきます。



ライフサイクルに応じた継続的な支援

II 互いに支え合う共生関係づくり

長年定住している外国人が、日本での生活経験を生かして新たに来日してきた外国人を支えることがあります。また、支援される側だった外国人が、高齢化の進んだ地域では担い手になることもあるなど、これまで支えてきた側が支えられる立場になることもあれば、逆の立場になることもあります。こうした相互関係に着目して、外国人県民同士、外国人県民と日本人県民が、互いに支え合う共生関係づくりを行っていきます。



互いに支え合う共生関係づくり

III 外国人県民とともに暮らす地域への支援

外国人県民がいることが常態となっている中で、依然として、外国人に対して戸惑いのある地域があります。こうした外国人に不慣れた地域社会に向けて、ともに暮らしていくためのアドバイスや情報提供などの支援を自治会などへ行っていきます。また、多文化共生に対する理解があまり進んでいない中、わかりやすく多文化共生の意義などを伝え、理解してもらえよう働きかけを行い、県全体の意識づくりも行っていきます。



外国人県民とともに暮らす地域への支援

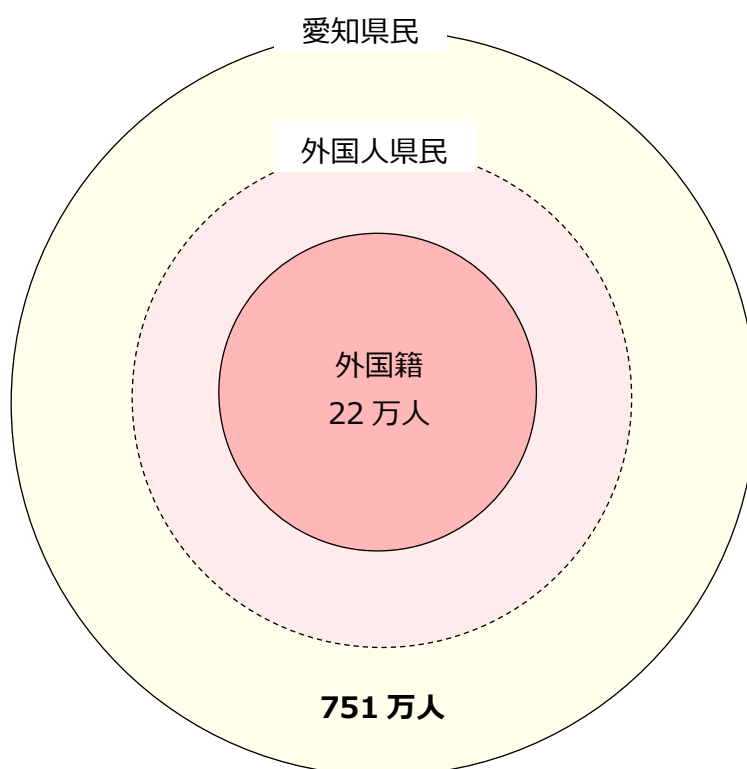
☞ 3つの施策目標のアイコンは、あいちの多文化共生をデザインするために作成したものです。
☞ 施策目標が一目でわかるよう、18～57ページの「2 推進施策」及び61～73ページの「4 具体的な施策一覧」では、各ページに、このアイコンを掲載しています。
☞ 今後、県内市町村、国際交流協会、NPOなどにこのアイコンを活用していただけるよう、促進していきます。

(3) プランの対象者

愛知県内には、2016年12月末現在、224,424人、134か国・地域の外国籍の方が住んでおり、ニューカマーと呼ばれる日系外国人や日本人の配偶者、技能実習生、留学生などのほか、戦前から日本に住んでいるオールドカマーと呼ばれる韓国・朝鮮籍などの方、その他、中国残留孤児、難民など、様々な背景や国籍を持つ方が住んでいます。

また、本県に在住する外国人の中には、帰化して日本国籍を取得した人や、国際結婚によって生まれた日本国籍の子どもなど、日本国籍を有していながら、外国につながる背景をもつ人もいます。

このような外国にルーツをもつ人も、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの方々も視野に入れ、本プランでは、「外国人県民」という呼称を用いていきます。さらには、多文化共生社会は外国人県民だけでなく、本県に住んでいるすべての県民と一緒に作りあげていくものであることから、本プランでは、外国人県民を含む、愛知県民全体 751 万人^[1]を対象者として考えていきます。



本文中の右肩の[]内の数字は、83 ページ以降の注釈の番号（以下、同じ）

ちじ めっせーじ
知事からのメッセージ

けんみん みなさま あんしん く たぶん かきょうせいしゃかい
～すべての県民の皆様が安心して暮らせる「多文化共生社会」へ～

く ちいき がいこくじん かた
あなたが暮らす地域には外国人の方はいらっしゃいますか。

ひと とうりゅう
その人とは、あいさつをしますか。交流をしていますか。

ともだち
それとも、もう友達ですか。

あいちけん ぜんこく がいこくじん かた おお く
愛知県は、全国でも外国人の方がとても多く暮らしているところです。

きんねん がいこくじん かた えいじゅうか こくせき たようか すす にっぽん
近年は、外国人の方の永住化や国籍などの多様化が進み、また、日本
う そだ せだい かた ちいきしゃかい かつやく かたがた ふ
で生まれ育った世代の方や地域社会で活躍される方々も増えてきました。

いま わたし こくせき けんみん みなさま
今、私たちは、国籍などのちがいににかかわらず、すべての県民の皆様が、
あんしん く かつやく たぶん かきょうせいしゃかい
ともに安心して暮らせ、活躍することができる「多文化共生社会」をめざしてい
ます。

たが ぶんかてきはけい かんが かた りかい ふか
そのためには、互いの文化的背景や考え方などへの理解を深め、ともに
く ちいき いしき たか たいへんじゅうよう
暮らし地域をつくっていくという意識を高めることが大変重要です。
けんみん みなさまひとり ちいきしゃかい にな て こせい のうりょく い
県民の皆様一人ひとりが地域社会の担い手として、個性や能力を生かし
かつやく ば ひろ しゃかい はってん ささ おお ちから
ながら活躍の場を拓げていくことが、社会の発展を支える大きな力になります。

だれ い かがや つく みりょく あいちけん いっしょ
誰もが、ともに生き、ともに輝き、ともに創る、魅力あふれる愛知県を、一緒
につくっていこうではありませんか。

平成 25 年 11 月 1 日

愛知県知事
大村秀孝

このメッセージは、2013年11月に多文化共生月間を制定した際、知事から発信されたものです。

推進施策の方向

本プランでは、推進施策を「施策目標」によって整理しました。また、次に示した「推進施策のポイント」の視点から施策の検討を行いました。

<施策体系図>

基本目標		多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり	
施策目標	推 進 施 策		
I ライフサイクルに応じた 継続的な支援	①乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・出産・子育て支援策の実施と関係部局との連携 ・多文化子育てサロンの設置促進 ・母子保健対策事業の適切な実施 ・円滑な小学校入学のための支援 ・乳幼児期からの言語習得のための支援 	<ul style="list-style-type: none"> ③青年期 ・高等学校等における学習機会の促進 ・社会的自立につなげるための支援 ・二世世代のネットワークづくり ・有害環境などへの対応 ・青年期における日本語学習の充実
	②子ども期	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校における学習機会の保障 ・要特別支援児童生徒に対する対応の検討 ・外国人学校に対する支援 ・外国人学校への健康診断実施の働きかけ ・健やかな成長と自己実現のための支援 ・少年非行の防止や犯罪に巻き込まれないための取組 ・子どもの日本語習得のための支援 	<ul style="list-style-type: none"> ④成人期 ・外国人労働者のための憲章の充実 ・国への働きかけや職業訓練の実施 ・就業のための環境整備 ・起業のための情報提供 ・結婚・家族形成への支援 ・生活設計への支援 ・外国人の入居円滑化支援 ・メンタルヘルスで問題を抱える人や障害のある人への対応 ・関係機関と連携した日本語教育の充実
II 互いに支え合う共生関係づくり	⑦外国人県民同士の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人県民同士で教え合える場づくり ・アイデンティティ確立の場づくり ・世代間での交流や助け合いの場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤老年期 ・高齢化に関する取組の検討 ・介護通訳の検討・準備及び介護制度周知 ・外国人高齢者に配慮した環境整備 ・終活への対応支援 ・年金加入の促進
	⑧外国人県民と日本人県民の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人の高齢者やホームレスなどに対する支援の推進 ・災害時における支援の推進 ・日本人県民のボランティア活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥各年代共通 (医療) ・あいち医療通訳システムの普及 ・医療通訳者のスキルの向上 ・外国語対応可能医療機関などの情報提供 (防災) ・愛知県災害多言語支援センターの機能強化 ・「やさしい日本語」などの普及 ・「多文化防災」の普及
III 外国人県民とともに 暮らす地域への支援	⑨外国人県民と地域社会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人県民の力を生かすための地域や企業への働きかけ ・多言語化などによる情報提供 ・外国人県民の施策・事業の企画・運営などへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> (体制) ・多文化ソーシャルワーカーなど相談体制の充実 ・在名古屋ブラジル総領事館との連携 ・職員の見識の向上 ・有識者などとのつながりの継続 ・様々な立場にある団体や個人との連携
	⑩地域などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対する支援 ・地域に対する支援 ・事業所に対する支援 ・宗教・文化などの理解に対する支援 	
	⑪県全体の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生に対する理解促進 ・子どもへの多文化共生教育の実施 ・人権尊重の社会づくり 	

1 推進施策のポイント

ライフサイクルに応じた支援と 各分野の連携

外国人県民への支援を考える場合には、彼らのライフサイクルを見通し、彼らがこの地域でよりよく生きるために、人生に寄り添ったサポートが必要です。「出産」や「子育て」、「教育」、「労働」、「老後」、そして、人生に欠かすことのできないものが、自身の命を守る「医療」と「防災」です。彼らが、人生のどこでどのような壁や困難にぶつかるのかを理解した上で、適切な対応や対策を考えていくことが、外国人県民のQOL（生活の質）を高め、ひいては地域活動への参画へとつながります。

なお、ライフサイクルの視点に立って取組を考える場合、自治体やNGO・NPO、企業などとの連携がより重要になります。特に、国籍や年齢に関わらず、すべての命にかかわる「医療」や「防災」に関係する機関との連携が必要です。

また、2017（平成29）年6月に改正された社会福祉法（2018年4月施行）では、市町村に対して、包括的な支援体制の構築が求められています。それを受けて国に設置された支援体制のあり方に関する検討会の最終とりまとめでは、その支援体制は、他人事を我が事に変えていくような働きかけをする機能や、複合的な課題を全体として受け止める、あるいは、世帯全体を受け止める場として整備することが求められています。さらに、各分野で実施されている取組を有機的につなげ、互いに連携・協働して面として実施することや、これまで支援の受け手であった人が支え手に回るような参加の場や就労の場を地域に見出

していくことも今後の方向性として示されています。こうした視点は、外国人県民に対するライフサイクル全般に渡る支援を行う場合にも必要となってきます。

子どもの教育の充実

外国人の子どもの教育については、第1次プランから重点課題として取り組んできていますが、依然として、すべての子どもの教育が保障されている状況にはありません。また、日本で生まれ育った子どもたちが増える中、格差が広がっており、母語も日本語も不十分なまま、社会の中で周縁化している子どもたちがいます。本県は、プレスクール^[2]や日本語学習支援基金^[3]による子どもの日本語教室への支援、母語の重要性の明文化、公立小中学校の日本語教育適応学級担当教員^[4]の加配基準の拡大など、他の自治体に先駆けて様々な取組を行ってきています。

しかし、義務教育年齢の子ども就学実態の把握、学齢超過^[5]や不就学の子どもへの対応、特別支援の必要な子どもへの対応、高校進学後のサポート、大学進学やキャリア形成に向けての取組、外国人学校に通う子どもの健康診断など、依然として課題は残されています。

また、進学や就職にあたって困らないよう、引き続き、しっかりとした日本語を身につける機会を与える必要があります。さらに、就職をした子どもたちの中には、経済的な事情などで働かざるを得ない状況にある子どももいるため、働きながら勉強のできる環境も必要です。

こうした幅広い課題も踏まえながら、今後も、

子どもの教育を重点課題として取り組んでいかなければなりません。

第二世代の活躍とまちづくり

外国人県民が地域の構成員として、日本人県民とともに生きていくだけではなく、彼ら自身が持つ長所を生かして地域で活躍できる環境を整えることが重要です。第二世代が本格的に社会参画する年齢に達しつつある中、彼らが地域社会の一員として、彼らならではの強みを生かし、活躍できるような仕組みづくりをしていく必要があります。

また、そうした仕組みをつくり、外国人県民の能力をまちづくりに生かすためには、県や市町村、NPO、企業、大学など、それぞれの主体の果たすべき役割を明確に示していくことが重要です。

日本語と安定した仕事

我が国では、外国人に対する日本語教育制度が充実しているとは言えず、何年も日本で生活しているにも関わらず、日本語能力の向上が図られず、非正規雇用など不安定な就労を余儀なくされている場合があります。そのため、日本語を習得することは就労につながることを理解してもらうとともに、日本語教育を受けられる体制を整備する必要があります。

また、日本語だけの問題ではなく、給料や職場環境などの面から仕事が長続きしない場合が少なくありません。語学力を生かした仕事であっても、非正規的な働きが多く、それだけでは生活ができないのが現状であるため、就労や起業に対する支援も必要です。

高齢化に対する対応

これからの課題として、高齢化の問題もあります。1989年の入管法改正に伴い来日してきた日系ブラジル人を始めとする第一世代の高齢化が進んできています。若い労働者として入ってきた彼らが働けなくなってきた状況の中で、年金や介護保険などについて十分な知識がないまま、老後を迎えようとしている方もいます。また、年の離れた年上の日本人の夫と結婚した女性が夫に先立たれて単身になり、生活できずに困窮する事例も出てきています。

一方で、オールドカマーと呼ばれる韓国・朝鮮籍などの方々の場合には、高齢化や介護の問題はすでに顕在化しており、NPOにおいて独自の取組がされてきています。今後、日系外国人などのニューカマーの高齢者が増加することが見込まれる中、オールドカマーの事例に学びながら、行政としても対応を考える必要があります。

理解促進と差別に対する対応

外国人の中には、同じ職場で働いていても外国人同士で固まってしまったり、生活の場においても特定の場所に集中して住むなど、日本人との交流の機会がない方もいます。

また、日本人の外国人に対する理解促進を図るためには、仕事と生活の両面からの交流が重要ですが、交流だけでは、ヘイトスピーチを始めとする外国人に対する差別や不当な扱いをなくすことには限界があります。

そこで、より一層の人権教育と外国人を「同じ社会の仲間」として接するための仕組みづくりが必要です。

情報共有・情報提供と 顔の見える関係づくり

本県の強みは、多文化共生に関連する団体がつながりを持ち、盛んに情報共有を行っていることであり、ときには、共同で取組を行っている場合もあります。その中心となっているのが、長くこの地域で多文化共生活動に取り組んできた支援者たちです。

2016年末には、彼らを中心に「多文化防災ネットワーク愛知・名古屋」が設立され、多文化共生の取組が「防災」の分野にも広がってきています。

多文化共生の地域づくりは、行政だけで実現できるものではありません。民間と行政でお互いに「できること／できないこと」を補い合いながら、車の両輪となって、多文化共生を推進していくことが大切です。

また、外国人県民を取り巻く状況は刻一刻と変化しており、草の根で活動している支援者や外国人コミュニティのリーダーたちは、それを誰よりも早く把握することができます。本プラン策定に当たっては、彼らを始めとする県民から直接意見・要望を伺うためのタウンミーティングを開催しましたが、今後も、時代に合った施策を行うため、彼らと対話や情報共有をする機会を設けていきます。

一方で、県や（公財）愛知県国際交流協会（以下「県協会」という。）は、国の施策を市町村や現場に伝えることができます。そのため、市町村に対して国や県の施策などについて情報を提供するとともに、日本語教室などの現場で支援している方々や自治会などの地域で活動している方々に対して、ウェブページやSNS（ソーシャルネットワーク）、メーリングリストなどによって迅速な情報提供をす

ることにより、活動のバックアップをしていきます。

外国人県民に対する情報提供については、情報の多言語化なども必要ですが、コミュニティの活用など、発信方法を見直していく必要があります。そのためには、外国人コミュニティのリーダーと直接話をして、内容を十分に理解してもらい、そのコミュニティに合った形での情報提供を行っていかねばなりません。また、こうしたコミュニケーションを取る中で、外国人県民から意見を聞いたり、情報提供を受けることによって、これを施策に反映することもできますし、外国人コミュニティと市町村とをつなげることも可能になります。県としては、支援するだけでなく、セミナーの開催などにより、コミュニティ内での自主的な人材育成や有機的なつながりについても働きかけていきます。

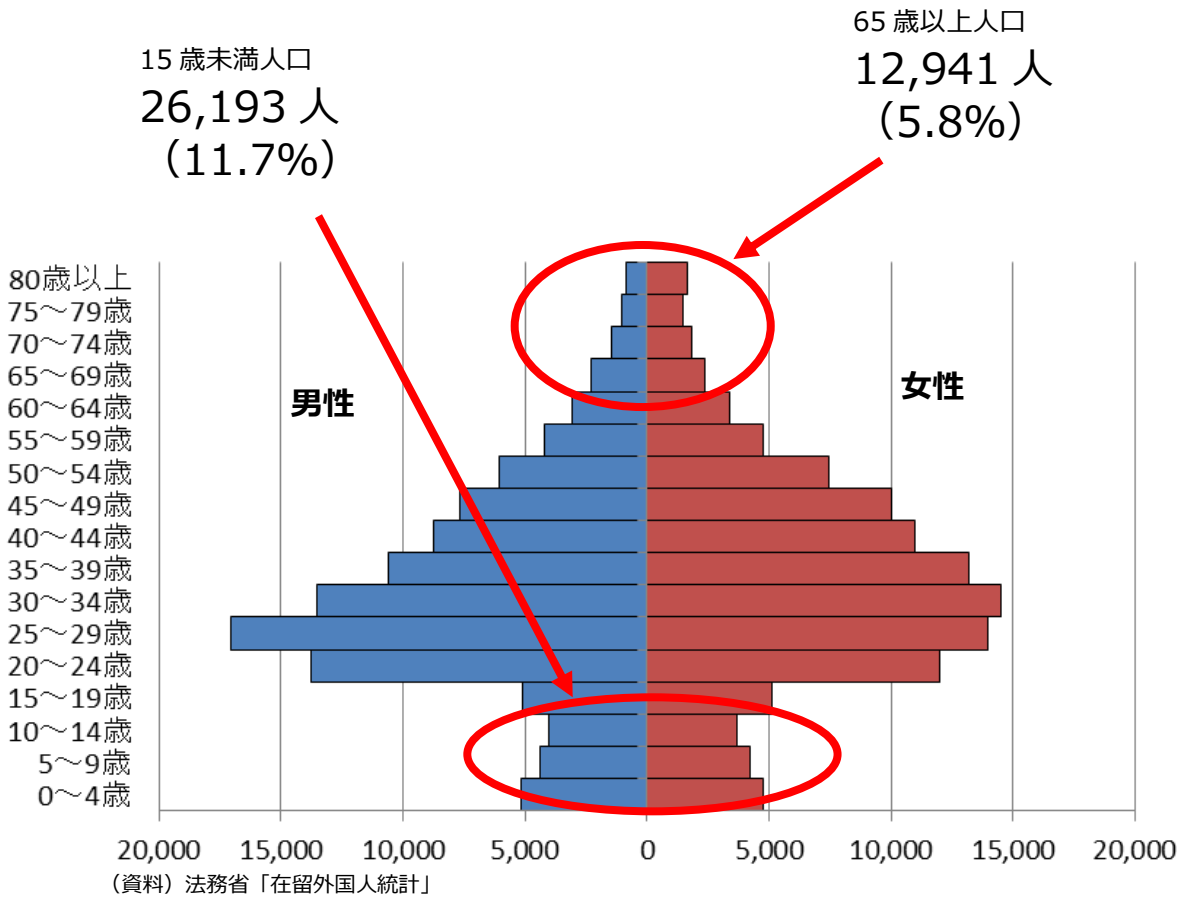
これまで、本県の多文化共生を推進するに当たっては、職員が積極的に現場に赴き、情報を収集したり、情報の共有を図ってきました。また、対話をしながら、互いの課題を共有し、それぞれで何ができるかを模索し、それぞれのできる範囲で様々な施策に取り組んできました。このような現場と行政との顔の見える関係はとても大切であり、今後も、こうした関係を続けていく必要があります。



愛知県県営住宅自治会連絡協議会「定期団地視察・意見交換会」に出席（2017年7月）



<愛知県の外国人人口ピラミッド>



2 推進施策

(1) ライフサイクルに応じた継続的な支援

永住化が継続する中、滞日年数が長くなり、今後も日本で生活し続けようとする外国人が増える中で、彼らの人生に寄り添い、ライフサイクルに応じた継続的な支援を行っていきます。

ライフサイクルに応じて、「子育て」、「教育」、「進路・進学」、「労働環境」、「居住環境」、「結婚・家族形成」、「介護」、「終活」などのテーマがあります。また、各年代を通じた「言語習得」、「保健・福祉」といったテーマがありますが、これらはライフサイクルごとに課題が異なります。

「医療」、「防災」といった共通したテーマも

あります。こうした各課題に対応するための体制も整えていかなければなりません。

各ライフサイクルに応じた推進施策について以下に示します。

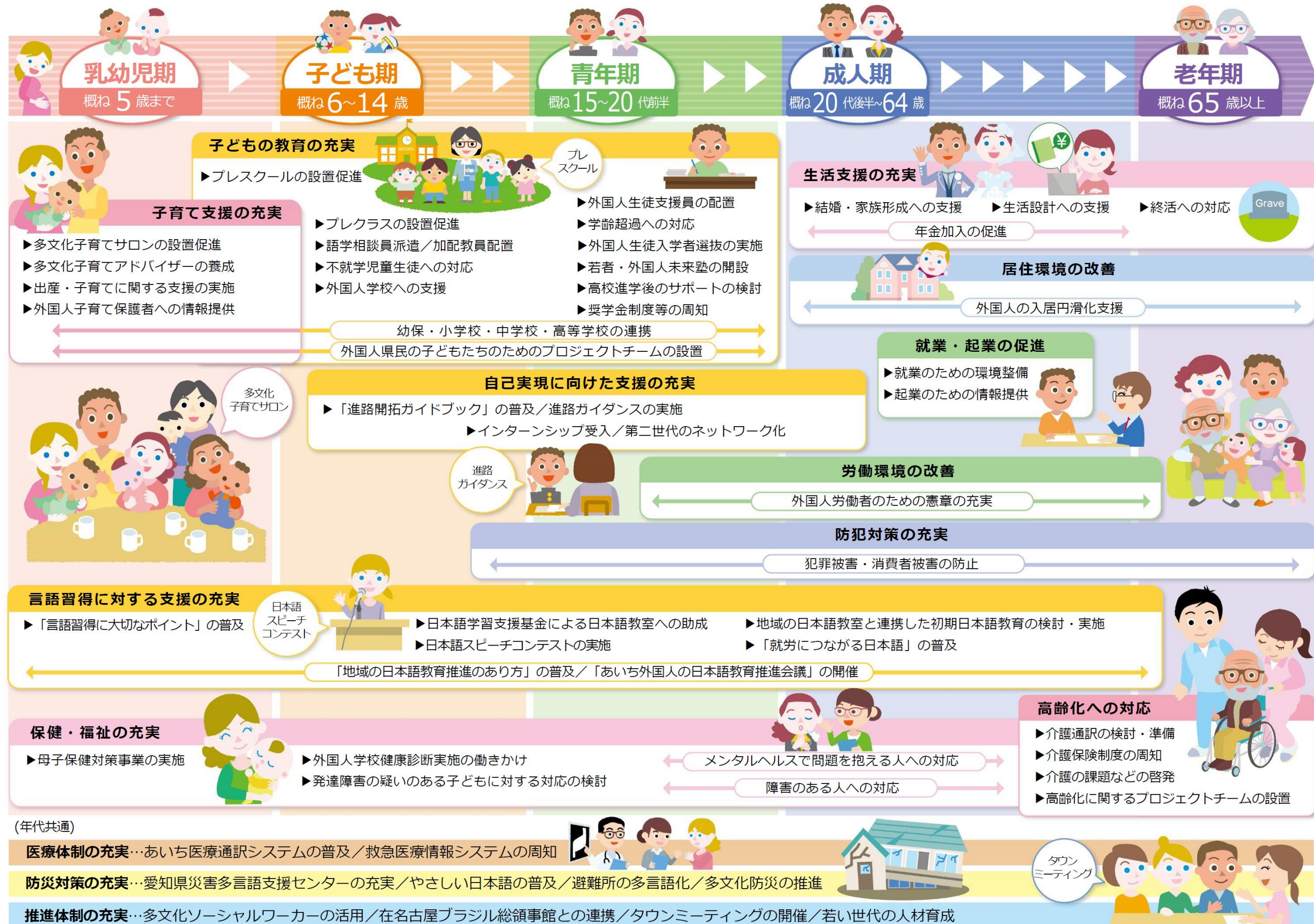
なお、ライフサイクルは、生まれてからではなく、母親の胎内にいる時点から起点として考えます。

👉 推進施策と具体的な施策を対応させるため、以下に示す各推進施策の末尾の【 】内に、61ページ以降の「4 具体的な施策」の番号を付した。



ライフサイクル図

※年齢は目安として示したものであり、対象者は、これに縛られるものではありません。
※表記は略称を使っているものもあります。





乳幼児期

出産・子育て支援／多文化子育てサロン／母子保健対策／プレスクール／言語習得／母語



特定非営利活動法人みらい「子育てサークルによる言語習得促進事業」2017年度愛知県委託事業

（出産・子育て支援策の実施と関係部局との連携）

- 愛知県や県内市町村では、安心して子どもを産み、育てることができるよう、様々な施策を実施しており、妊娠・出産の不安などに対する相談や多様な保育ニーズへの対応、地域の実情に応じた子育て支援サービスなどが提供されています。また、子育てに関する経済的支援として、県は、医療保険の自己負担分の費用（通院費は小学校入学まで、入院費は中学校卒業まで）を支給したり、第3子以降の子どもの満3歳到達年度末までの保育料の無料化などを行っています。

こうした、妊娠・出産や子育てに関する支援を引き続き実施するとともに、これらに関する情報を多言語化した保護者向けの手引を活用し、情報提供に取り組めます。

さらに、本県が実施する子育て支援策を外国人県民につなげるため、関係部局から成る「外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチーム」を設置し、より効果的に施策を実施するための検討を行います。【1～3】

- 子育てしながら働くためには、仕事と生活の調和が不可欠です。そのため、関係部局と連携して、企業にワーク・ライフ・バランスを働きかけるとともに、本県の男女共同参画を推進する中で、男性の家事・育児への参加を促進していきます。【4・5】

（「多文化子育てサロン」の設置促進）

- 外国人の保護者は、言葉の壁により日本人以上に孤独感を感じたり、文化のちがいなどに戸惑い、出産や子育てに不安を感じる場合があります。そのため、日本の子育てに関する制度や母子保健など、日本で子育てをしていくに当たって必要な情報提供を行いながら、子どもの成長に伴って必要となる日本語を身につけてもらう取組を通じて、彼らの不安感や孤独感の解消に取り組めます。

こうした取組は、2017年度に「多文化子育てサークル」としてモデル的に実施しましたが、今後は、それを拠点化するため、日本人親子も交えた子育てなどの情報交換や交流を行う「多文化子育てサロン」の設置を市



町村と連携して促進していきます。

また、「多文化子育てサロン」を設置していない市町村においても子育ての相談に応じることができるよう、「多文化子育てアドバイザー」を養成します。【6・7】

(母子保健対策事業の適切な実施)

- 日本では、母子保健対策として母子健康手帳の交付や保健師・助産師による訪問指導、乳幼児健診などが行われており、予防接種も年齢に応じてきめ細かく接種するスケジュールが定められています。こうした周産期からの母子保健対策事業の基本的な情報について、保護者向けの手引や「多文化子育てサロン」などにより外国人保護者に提供するとともに、あいち医療通訳システムを活用して、指導や健診などが適切に行えるようにします。【2・6・8】

(円滑な小学校入学のための支援)

- 日本人の子どもは一般的に、小学校入学前から学校生活に対する知識や簡単な日本語、「あいうえお」などを自然に身につけていきます。しかし、そうした環境にない外国人の子どもたちが小学校に入学する場合、早期に学校に適応するためには、初期の日本語指導や学校生活への適応指導が必要です。そのため、本県が全国に先駆けて作成した「プレスクール実施マニュアル」^[6]や過去に実施したモデル事業の成果を活用し、市町村への説明会を開催するなどして、プレスクールの設置を促進するとともに、実施している教室のネットワーク化により内容を充実させていきます。【9・10】

(乳幼児期からの言語習得のための支援)

- 日本で子育てをする外国人保護者の中には、乳幼児期に家庭の中で子どもへの言葉か

けがしっかりできていない場合があります、こうした子どもは、将来的に、母語も日本語も不十分な状態になってしまう恐れがあります。

子どもがこうした状態にならないためには、家庭の中で、保護者が一番自分の思いを伝えやすい言語を使うことが大切です。そうした保護者との言葉のやり取りが基になり、学校で日本語を学習するようになると、そこに接ぎ木をするように語彙が増えていき、言語能力が向上していきます。

こうした言語習得に必要なポイントは、外国人保護者だけでなく、保健師や保育士といった子育ての関係者でも知らない場合があることから、本県では、「外国人の乳幼児期における言語習得に大切なポイント」^[7]を2016年度にまとめ、保護者向けの子育ての手引や「多文化子育てサロン」の実施により、外国人保護者に周知していくとともに、説明会などを開催することにより、関係者に周知し、その普及に努めます。【2・6】

- 子どもが最初に接触、あるいは習得する言語である母語は、その後の言語習得において重要なことに加え、子どものアイデンティティの確立や親子の円滑なコミュニケーションなどのために重要です。

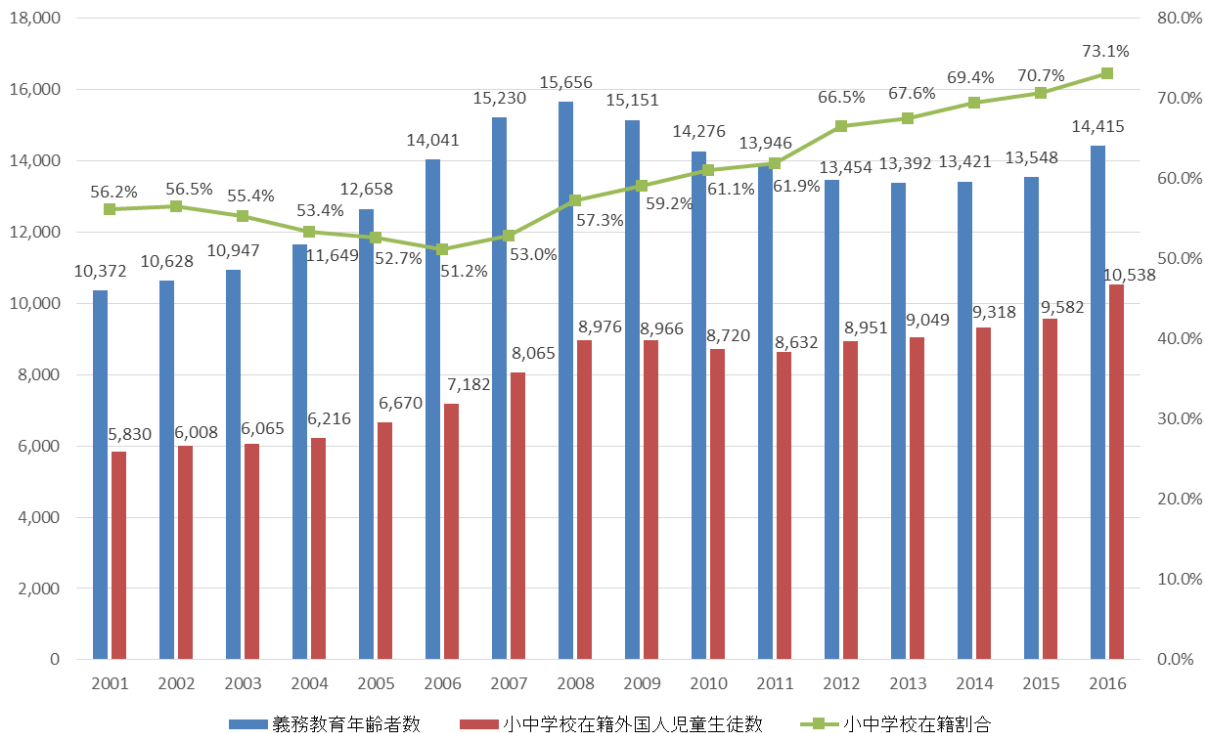
そのため、2012年度に作成した母語教育サポートブック「KOTOBA」^[8]の普及や県協会による母語・母文化学習の大切さを伝えるイベントや講座の開催などにより、外国人県民の子どもたちが母語に誇りと関心が持てるようにしていきます。また、本県においては、サポートブック作成をきっかけとして、母語支援を目的とした団体「愛知 外国につながる子どもの母語支援プロジェクト」が設立されましたが、こうした団体の活動をサポートしていきます。【11・12】



子ども期

学習機会の保障／不就学児童生徒／要特別支援児童生徒／外国人学校／健康診断／健やかな成長／日本語学習支援基金／日本語スピーチコンテスト

＜愛知県の小・中学校在籍外国人児童生徒数＞



(資料) 義務教育年齢者数：法務省「在留外国人統計」(一部推計)
小・中学校在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」

(公立学校における学習機会の保障)

- 外国人児童生徒に対する日本語指導や学校生活への適応指導を実施するため、公立小中学校への日本語教育適応学級担当教員の配置や語学相談員^[9]の派遣を充実するなど、就学支援体制の確保に努めます。
【13・14】
- 外国人児童生徒を担当する教員や語学相談員などを対象に、講義、研究協議などをおして、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させるとともに、多文化共生への意識を向上させることにより、資質の向上に努めます。
また、校長を始めとする管理職に対する

研修会では、多文化共生の視点に立ったプログラムを取り入れるなど、その内容の充実を図ります。【15・16】

- 外国語に堪能な者、または外国での様々な経験を有する者などの積極的な教員採用に努めます。【17】
- 市町村教育委員会に「日本語能力測定方法」^[10]の活用を働きかけ、公立小・中学校における日本語能力の把握による適切な支援を図ります。また、公立小・中学校における「特別の教育課程」^[11]を進め、日本語指導の充実を図ります。

なお、個別の指導計画に含まれる項目によって、児童生徒の家庭内言語や生育歴・



学習歴などが分かり、指導に関する記録を共有することも可能になる個別の指導計画の作成を推進し、継続した支援が行われるよう働きかけます。【18・19】

- 日本語が全く分からないか、ある程度分かるものの授業にはついていけないレベルの来日直後の児童・生徒に対して実施する日本語初期指導教室（プレクラス）^[12]について、2016年度にNPOとともに効果的な日本語初期指導教室運営に関する研究を行いました。その成果をまとめたリーフレット・指導計画案の普及を図ったり、事例紹介や説明会を実施するなどして設置を促進していきます。また、実施している教室のネットワークづくりなどによりプレクラスを充実させていきます。【20・21】
- 不就学の外国人の子どもに対する学習支援は、国際交流協会やNPOによって支えられていますが、継続的に事業が実施できるよう、国に制度化を要望するとともに、不就学の子どもに対する就学促進活動を広域的に行っているNPOなどに対して、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。
また、不就学になった後の進路の選択肢を一覧表にするなどして、不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うとともに、不就学の子どもを孤立させないよう、NPOや市町村、関連部局と連携しながら、不就学の外国人児童生徒数を減らすための方策を検討し、実施していきます。【22～24】
- 県協会では、外国人県民の子どもの就学や進学などを支援するため、多文化ソーシャルワーカーが子どもの教育に関する相談対応マニュアルなどを活用し、学校、教育委員会などと連携しながら、相談、情報提

供を行います。【25】

- 貧困の連鎖を防止するために、本県では生活困窮世帯の中学生を中心に、「子どもの学習支援事業」を行っています。子どもに対しては、学習支援と居場所の提供、保護者に対しては、相談支援を行っていますが、引き続き、当事業を実施するとともに充実に努めます。【26】
- 本県には、家庭と地域や学校をつなぐ「家庭教育支援チーム」があります。このチームは、いじめ・不登校などに悩む保護者からの相談電話に対応したり、不登校などの家庭教育上の問題を抱える保護者から、家庭教育コーディネーター（元教員）の訪問を求められたとき、家庭を訪問し、教育的な観点から保護者の相談にのったりアドバイスをしています。また、必要に応じて、ホームフレンド（大学生）が不登校児童生徒の話し相手や遊び相手になり、心の安定を図ることもしています。
こうした相談体制を継続するとともに、充実に努めます。【27】
- これまで、外国人県民の子どもたちの教育に関して、関係部局から成るプロジェクトチームを設置してきましたが、切れ目のない支援を実現するため、今後は教育面に限らず、子育てや相談事業にまで検討の対象を拡大した「外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチーム」を設置します。
このプロジェクトチームでは、子どもたちを支援しているNPOなどの関係者の意見も取り入れながら、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するとともに、2016年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」の趣旨を



踏まえ、施策の充実に向けて検討を行います。

また、乳幼児期から高等学校卒業までの制度や支援策を一覧で把握できるような図表などを作成するとともに、継続した支援を行うために、関係者と情報共有する仕組みについて検討します。【28・29】

(要特別支援児童生徒に対する対応の検討)

- 発達障害を含む障害のある外国人児童生徒への適切な支援が課題となっています。日本人の特別支援の必要な児童生徒と同様、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導の充実などが必要ですが、そのためには、保護者とのコミュニケーション支援が必要です。

また、学校現場や支援者の間で、外国人児童生徒の発達障害の可能性が疑われるケースが話題となることが多くなってきていますが、日本語の理解不足なのか、来日による教育環境の変化が原因なのか、あるいは、本当に発達障害なのかといった判断が難しく、実態が把握できていないのが現状です。

そのため、発達障害の可能性のある子どもに対する適切なアセスメントや通訳、実態把握の方法などを検討する必要があります。しかし、これは早急な解決が難しい問題であるため、当面、どのような対応が最善なのかを関係者間で共有するため、支援者と連携しながら、事例発表や勉強会などの機会をつくって研究を進めていくとともに、関係者のネットワークをつくっていきます。【30】

(外国人学校に対する支援／外国人学校への健康診断実施の働きかけ)

- 外国人学校に対して各種学校^[13]の認可

申請に関する情報提供や説明などを行うことにより、各種学校・学校法人化を引き続き促進します。また、各種学校認可校には私学助成金を交付します。【31・32】

- 外国人学校は学校保健安全法の対象になっていないことから、健康診断の実施状況について、実態を把握します。また、未実施の学校へは実施に向けて働きかけるとともに、保護者に対して健康診断の重要性を啓発していきます。【33】
- 外国人学校との連携を密にし、様々な課題について把握したり、相談窓口となり、必要な助言などを行います。【34】

(健やかな成長と自己実現のための支援)

- 外国人の子どもが、日本人の子どもと同様に、夢や目標に向かって自己実現を図り、地域社会をその一員として築いていくためには、豊かな心や健やかな体を育むことが大切です。そのために、命の誕生に感動したり、生きることの素晴らしさを実感できる経験や自然に触れる体験など、様々な交流や体験の機会を提供します。

また、十分な睡眠や食事、規則正しい生活といった基本的な生活習慣を身に付け、スポーツなどを通じてコミュニケーション能力を高められるよう、環境整備や情報提供に努めます。【35】

- 将来、社会においてその能力を発揮するためには、子どもたち自身が将来の進学や仕事に夢を持ち、その実現に向けて努力することが大切です。

そのため、県協会において、外国人県民の子どもたちやその保護者に対して、進路に関する情報を提供したり、具体的なイメージが持てるよう、日本社会で活躍してい



る第二世代から話を聞く機会を設けます。

【36】

○ 本県では、2011年度に、外国人の子どもの高校進学をサポートするため、子どもたちや保護者向けに「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」^[14]を、地域で支援している団体向けに「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」^[15]を作成しましたが、彼らを取り巻く状況の変化を踏まえ、当ガイドブックの情報の更新を行うとともに、活用方法を示しながら、先生やNPO、保護者などに対して、これらの普及を行い、子どもたちの夢の実現を支援していきます。【37】

○ 子どもの貧困が社会問題となっていることから、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

また、本県においても、2017年から、副知事をリーダーとして、「子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム」を設置し、各課室が実施する子どもの貧困対策関連事業の

情報共有や、必要な施策などの検討及び取りまとめを行っています。こうした場での検討結果を踏まえ、必要な施策などを実施していきます。【38】

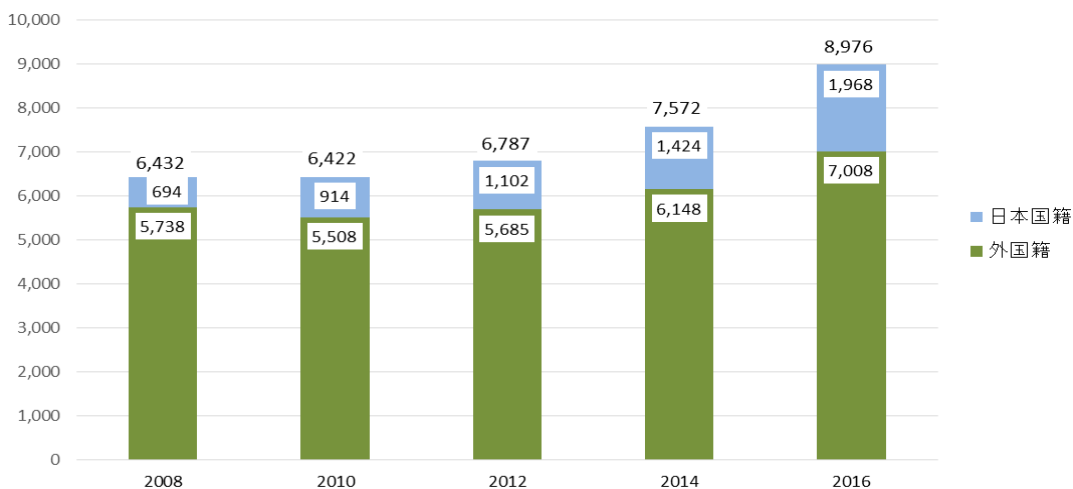
(少年非行の防止や犯罪に巻き込まれないための取組)

○ 問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことは、少年非行の防止に重要であることから、地域、学校、警察などの関係機関が一体となって街頭巡回や非行防止教室などを行います。また、犯罪の被害者などにならないよう、犯罪防止に向けた各種犯罪の取締りを強化します。【39・40】

○ 犯罪被害や交通事故などに遭わないよう、地域安全対策を推進するとともに、自分や他者の身を守る能力を養うため、安全教育を推進していきます。また、消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、消費者教育を行っています。なお、安全教育や消費者教育については、子ども期に限らず、各年代共通の課題であることから、年代に合わせて、各種情報の多言語化などを行っています。

【41～43】

＜愛知県の公立小・中学校における日本語指導が必要な児童生徒数＞



(資料) 日本語指導が必要な児童生徒数：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」



(子どもの日本語習得のための支援)

- 本県の小・中学校には、2016年5月1日現在、全国で2番目に多い10,538人の外国人児童生徒が在籍しています。また、公立小・中学校で日本語指導が必要な外国籍児童生徒は7,008人、日本国籍であるものの、日本語を母語としていなかったり、国際結婚家庭の子どもなどで日本語指導が必要な児童生徒が1,968人となっており、いずれも全国最多で、全国の2割以上を占めています。

こうした子どもたちを支援するため、本県においては2008年度に地元経済界、企業などと協力して「日本語学習支援基金」を造成し、県協会を通じて、地域の日本語教室などを支援することにより、子どもたちの日本語習得促進と、地域での居場所づくりを進めてきました。

今後も、引き続き、この基金を活用した助成を行うとともに、外国人県民の子どもたちのための日本語教室を増やしていきます。

また、外国人学校に対しては、日本語指導者の雇用に必要な経費の一部を助成するとともに、外国人学校が希望する日本語学習教材を給付します。【44】

- 地域の日本語教室の人材不足を補うため、県協会において、企業OBや教員OBなどに対する日本語指導ボランティア養成講座を行うとともに、学校関係者と地域ボランティアの共同研修も行います。【45】

- 言語は使うことにより上達していきますが、日本語を学んでも、覚えた日本語を人前で話せない外国人の子どももいます。そこで、自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識の高揚を図るための日本語スピーチコンテストを開催することにより、日本語の習得を促進します。

また、当コンテストが全国的にも広がるよう、国に対して全国大会の開催を要望していきます。【46】



「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」(2017年8月)



青年期

外国人生徒を対象とした特別な入学者選抜／若者・外国人未来塾／学
齢超過／社会的自立／第二世代／就労につながる日本語教室



名古屋 YWCA 外国人子ども日本語教室「ガリ勉クラブ」高校部

（高等学校等における学習機会の促進）

- 本県では、高等学校における教育を受ける機会を促進するため、2016 年度に県立高等学校の全日制課程で外国人生徒を対象とした特別な入学者選抜の実施校を増やし、2017 年度には定時制課程の前期選抜でも全日制過程と同様に学力検査問題のルビ振りや個人面接を行うといった外国人生徒への配慮を始めました。

また、現在、多言語で外国人生徒向けの入学者選抜制度の案内を作成していますが、これに加えて、入学者選抜実施校一覧を作成して学校の概要や特色などの情報を提供していきます。【47・48】

- 外国人生徒に対する学習指導や学校生活への適応指導を実施するため、県立高等学校に生徒の母語に堪能な外国人生徒教育支援員を配置しており、引き続き、外国人生徒の学習活動や学校生活などの支援を行います。

また、外国人生徒教育支援員のネットワークづくりに協力することにより、質の向上に努めます。【49・50】

- 外国人生徒は、日本語能力の面でハンディがあることから、学力やニーズに合っていない高等学校を選択し、途中で退学してしまう傾向があります。また、公立小中学校には、日本語教育適応学級担当教員が配置されていますが、高等学校の入学後のサポートは十分ではありません。

そのため、2017 年度に、「若者・外国人未来塾」を県内 3 地区で開設し、高卒認定試験に向けた学習支援や、外国人生徒への日本語学習支援（名古屋地区のみ）などを行っていますが、今後は、身近なところで支援が受けられるよう、実施か所の増加に努めます。

また、関係部局や子どもたちを支援している NPO などの関係者の意見を聞きながら、高等学校に進学した外国人生徒の実態や中



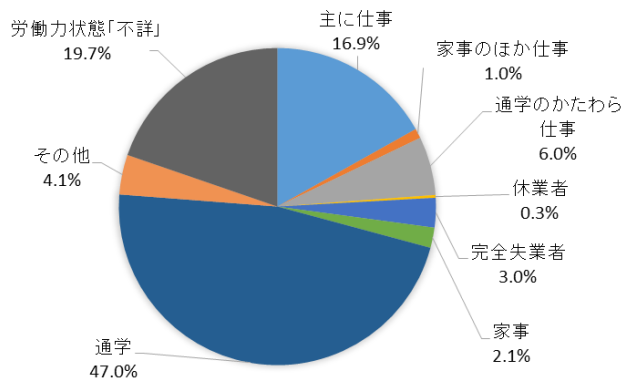
退した理由などを把握し、どんなサポートが必要かを検討し、高等学校に通い続けられる外国人生徒の数が増えるよう、支援していきます。【28・51・52】

- 15歳から19歳の外国人県民の状況を見ると、日本人県民に比べて、労働力状態「不詳」の割合が高くなっており、実態の把握が難しい状況にあります。その中には、義務教育年齢を超えた学齢超過で親に呼び寄せられて来日したり、中学校卒業間近の年齢で呼び寄せられ、そのまま中学校を卒業しないまま学齢超過となってしまう、所属を持たない子どもがいることが考えられます。こうした子どもの中学校への就学については、国が柔軟な対応を求めているところですが、中学校卒業程度認定試験についても内容や制度の面で改善するよう、国に対して要望を行っていきます。

また、学齢超過の子どもに対する高等学校などへの就学促進活動を広域的に行っているNPOに対して、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。【53・54】

- 本県は、私立高等学校の全日制課程の入学納付金や私立高等学校及び専修学校高等課

＜愛知県の15歳から19歳の外国人労働力状態＞



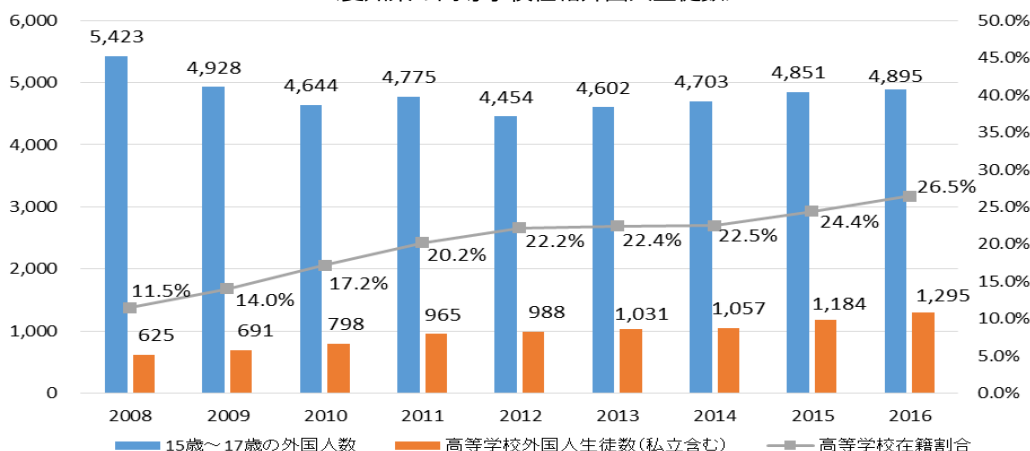
(資料) 総務省「国勢調査」(2015年)

程に通う生徒の授業料の負担軽減を図っています。また、県立高等学校では、経済的な理由により就学が困難な場合は入学金・授業料の減免をし、2014(平成26)年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を実施しています。さらには、経済的に就学が困難な高等学校等の生徒を支援するための奨学金制度や高等学校等奨学給付金制度もあります。

こうした制度を引き続き実施するとともに、外国人生徒や保護者に対して、制度の内容や制度利用にあたっての留意すべき点などについて多言語で情報提供に努めます。

また、各大学において、独自に入学金・授業料の減免制度を設けています。奨学金も各種団体が実施しており、こうした情報を提供

＜愛知県の高等学校在籍外国人生徒数＞



(資料) 15歳～17歳の外国人数：法務省「在留外国人統計」(一部推計)

高等学校在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」

日本語指導が必要な生徒数：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」



することにより、外国人の子どもたちが高等学校・大学などに通い続けられるよう支援していきます。【55・56】

(社会的自立につなげるための支援)

- インターンシップは、一定期間職業体験をすることで就職のイメージをつかむことができ、進路を考える上で役に立ちます。そこで、積極的に外国人学生を受け入れ、就職先として自治体という選択肢があることを知ってもらうとともに、企業での受入れが促進されるよう働きかけていきます。【57・58】
- 外国人の子どもは、日本人に比べ、職業に関する情報を得にくいいため、日本にどのような職業があるかわからない場合があります。そこで、こうした子どもたちが企業展などに行く機会を設けることにより、職業観の醸成を図ります。【59】
- 外国人に限らず、ひきこもりやニートなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が抱える問題は複雑で多様化しており、相談窓口の機能充実や相談体制の整備が求められています。そこで、子どもや若者の生活実態や意識を調査するとともに、相談・支援を実施している県や国、市町村、NPO などの関係者が連携を密にして、切れ目のない支援に努めます。また、市町村と連携して「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制の確保や、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進していきます。【60】

(第二世代などのネットワークづくり)

- 日本で生まれ育ち、日本社会で活躍しているニューカマーの第二世代やオールドカマーの若い世代は、次の世代にとってのロールモデルであり、これからの多文化共生の社会

づくりや地域のまちづくりに重要な役割を果たすことが期待されます。

そこで、彼らを地域社会の担い手として育成し、ネットワークづくりを支援していきます。また、そうしたネットワークを通じて、彼らのアイデンティティの確立にも寄与していきます。【61】

(有害環境などへの対応)

本県では、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から次代を担う青少年を保護するために、「愛知県青少年保護育成条例」を制定し、有害図書類や深夜外出、いわゆる「JK ビジネス」と言われる有害役務営業に関する規制を行っています。また、インターネットの利用による有害情報の閲覧などの防止を図る取組を行っています。

これらに関する情報提供を行うことによって、有害環境から青少年を守ります。【62】

(青年期における日本語学習の充実)

- 中学生までを対象としていた日本語学習支援基金による子どもの日本語教室の対象を、2016年度に高校生にまで拡大しましたが、実際には高校生まで受け入れている教室はあまりないのが現状です。

一方、大人向けの日本語教室が日本語を勉強したい高校生の受け皿となっている場合があります。しかし、成人を対象とした日本語教室と高校生を対象にした日本語教室ではニーズの異なる部分があります。

そこで、高校生を受け入れている日本語教室に対して、引き続き、助成を行うとともに、事例やノウハウの紹介などを通じて、高校生の日本語学習機会の充実に努めます。また、県の設置する「若者・外国人未来塾」においても、高校生のための日本語教育を実施してきます。【44・51・63】



成人期

外国人労働者のための憲章／就業・起業／結婚・家族形成／生活設計／入居円滑化／メンタルヘルス／障害者／地域の日本語教室／初期日本語教育

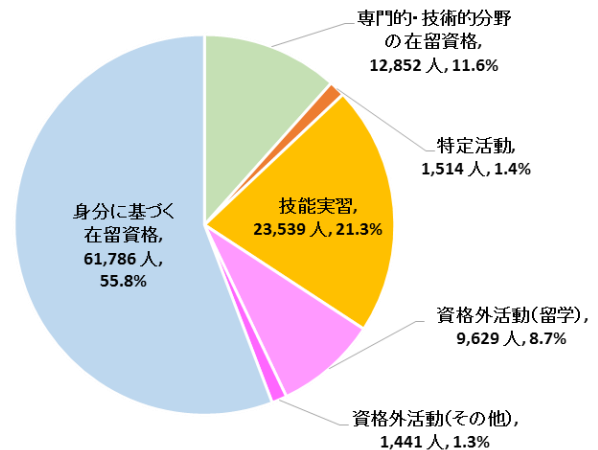
<愛知県の外国人労働者数>

110,765 人

(産業別)

	人数	構成比
建設業	4,322	3.9%
製造業	53,107	47.9%
情報通信業	944	0.9%
卸売業、小売業	8,468	7.6%
宿泊業、飲食サービス業	9,410	8.5%
教育、学習支援業	5,258	4.7%
サービス業(他に分類されないもの)	17,423	15.7%
その他	11,833	10.7%

(在留資格別) ※「不明」は除く



(資料) 厚生労働省「外国人雇用状況」(2016年10月末)

(外国人労働者のための憲章の普及)

- 1989年の入管法の改正を期に、日系南米人を始めとする定住者資格を持った労働者が増加しましたが、将来の生活の見通しや準備が十分に整わないまま入国してきた外国人もいました。このように入国してきた外国人労働者は、業務請負や派遣といった形態で製造業の現場などで非熟練労働に従事する者が多くを占めましたが、こうした労働は日本語があまり必要とされていないため、日本語を習得する機会があまりありませんでした。しかし、2008年のリーマン・ショックの影響を受けて、真っ先に契約を解除されたのは、日本語のできない外国人労働者でした。一方、近年では技能実習制度を利用して来日する外国人の増加も顕著となりました。受入れ企業の中には、技術移転を通じた国際協力という制度本来の趣旨から離れ、外国人を低賃金労働者として受け入れている例が見られます。技能実習生には、労働関係法令が適用されますが、最低賃金額を下回っていたり、労働条件が明示されていなかったり、健

康診断が実施されていないなど、不適正な事例が発生しています。

留学生については、週28時間まで資格外活動として働くことが認められていますが、近年、働くことを目的とした留学生が増えてきており、本来、学ぶための資格で入国してきた外国人の方々が労働現場を支えている場合があります。

本県では、外国人労働者に対して、適正な雇用が行われるよう、2008年に「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章（以下、「外国人労働者憲章」という。）」を策定したところですが、こうした状況の変化を踏まえ、今後、経済団体などと意見交換をしながら、必要に応じて外国人労働者憲章の見直しを行います。

また、これまで、セミナーなどを開催して外国人労働者憲章の普及に努めてきたところですが、企業の集まる研修や会合の場などに出向いて、さらなる普及に努めるとともに、見直しに合わせ、周知の方法も検討していきます。【64・65】



外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

東海三県一市は、平成16年11月に、在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方を理解し、尊重するとともに安心して快適に暮らすことのできる地域社会(多文化共生社会)の実現をめざした共同宣言を行い、その実現のために、住民、NPO、企業、他の自治体など多様な主体と連携・協働して、外国人住民の生活支援などの取組を進めてきた。

しかしながら、現在日本で暮らす外国人労働者及びその家族は、言語や文化の違い、受入体制の遅れなどから、労働、居住、医療、福祉、教育などの面で様々な課題を抱え、地域社会との間で軋轢・摩擦も生じている。

こうした外国人労働者を取り巻く課題解決のためには、経済団体、企業等と行政の連携、協力が必要不可欠である。

今般、東海三県一市と下記の地元経済団体は協力して、この地域の経済を支える外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための呼びかけを行うこととし、その趣旨を憲章としてとりまとめた。

多くの企業が、この憲章の精神を尊重して、関係法令を遵守するとともに、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動することを期待したい。

平成20年 1月 21日

岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市

[協力団体]

社団法人中部経済連合会

岐阜県商工会議所連合会 愛知県商工会議所連合会 三重県商工会議所連合会

岐阜県商工会連合会 愛知県商工会連合会 三重県商工会連合会

社団法人岐阜県経営者協会 愛知県経営者協会 三重県経営者協会

岐阜県中小企業団体中央会 愛知県中小企業団体中央会 三重県中小企業団体中央会

— 憲章 —

外国人労働者は日本社会のルールを十分理解するよう努めることとし、企業は彼らの多様性にも配慮しながら、安全で働きやすい職場環境の確保をはじめとする以下の諸項目に自主的に取り組むこととする。

1. 外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努める。
2. 外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、彼らの地域社会参画の機会の確保に努める。
3. 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労働者が保護者としての責任を果たすことができるよう努める。
4. 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるように、彼らを雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める。
5. 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努める。
6. 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するよう努める。



(国への働きかけや職業訓練の実施)

- 国においては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づいて、事業主指導がされています。

また、技能実習制度については、外国人技能実習機構を始めとする関係機関と連携し、技能実習生が安心して働くことができるよう、受入事業所への訪問指導が行われていますが、外国人労働者の適正雇用を進めるには、こうした国の指導をより強化することが不可欠です。加えて、実習生が気軽に相談できる仕組みも必要です。

適正雇用は、外国人労働者の生活の根幹に関わることであるため、国に対して、積極的にこうした要望を行っていきます。また、愛知労働局と連携して、外国人労働者の実態把握に努めるとともに、労働条件の確保のための相談窓口の情報提供を行うなど、適正雇用に向けた取組を進めていきます。【66】

- 安定した職業生活を営めるよう、引き続き、就労制限のない外国人を対象とした職業訓練（定住外国人対象委託訓練事業）を実施します。【67】

(就業のための環境整備)

- 日本で育った外国人県民の子どもたちの大学への進学が進むとともに、多くの留学生が県内の大学・大学院などで学んでいる中、卒業後も日本に住み、企業への就職を希望する者も多くいます。企業側としても、外国企業はもちろん、日本企業にも、グローバル化の進展を背景に、国籍に関わらず高度な知識や技術を持った有能な人材を確保しようという動きや、海外現地法人で活躍できる人材を求める動きが出ています。

こうした人材は、日本と海外との架け橋と

して、また、企業を支える貴重な人材として、さらには、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなりうる存在として、その活躍が期待されます。そのため、関係機関と連携してインターンシップや就職フェアを開催し、彼らの就業の促進を図るとともに、外国企業を誘致することにより、この地域で活躍しやすい環境整備を推進します。【68・69】

- 本県には、労働・就業に関するサービスの拠点である「あいち労働総合支援フロア」や国と連携して運営する若者の就職総合支援施設「ヤング・ジョブ・あいち」があり、就業に関する相談などを行っています。

国においては、安定した雇用機会を確保するための「公共職業安定所」や外国人・留学生の就職を支援する「外国人雇用サービスセンター」があります。また、働くことに悩みを抱えるニートなどの若者の職業的自立をめざし、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談や協力企業などによる就労体験など多様な支援策を提供する「地域若者サポートステーション」を設置しています。

こうした施設や相談窓口を紹介し、就業を促進するとともに、日本で働く上での長期的なビジョンを持てるような情報の提供を行っていきます。【70】

(起業のための情報提供)

- 外国人県民には、日本社会で暮らす中で、日本人とはちがった視点での発想や地域の課題が見えていることがあり、そうした視点から彼らが起業することは、地域の活性化につながります。

外国人が日本で起業するために必要な在留資格「経営・管理」を取得するためには、上陸時にいくつかの要件を満たす必要があります。本県においては、国家戦略特区の特



例措置により、6か月間猶予されており、その猶予期間までに要件を満たせばよいこととしています。

一方、「永住者」「定住者」などの在留資格の場合は、このような制限がなく、日本人と同じように起業することができます。しかし、そうしたことを知らない外国人県民もいると考えられます。

また、日本で起業しようとする場合、日本でのビジネスや営業方法はもちろん、会社の設立方法や税金など、日本のルールや制度がわからない場合も多いと考えられます。

そのため、起業に関して多言語での情報提供などを行うことにより、外国人県民の起業を促進していきます。【71】

（結婚・家族形成への支援）

- 2015（平成27）年に本県で外国人同士が結婚した件数は406件でした。また、外国人と日本人の国際結婚は1,975件で、そのうち、夫が日本人・妻が外国人の件数は1,570件でした。

こうした方々が、日本で結婚して家族を形成するに当たって、様々な課題があると考えられます。県協会の中にある多文化共生セン

ターに寄せられる相談の中で最も多いのは、結婚・離婚に関するものであり、結婚・離婚に関しては、母国との制度面でのちがいのほか、国際結婚の場合においては、ドメスティック・バイオレンスなどの夫婦間での問題が在留資格と絡み、その解決が非常に難しいものとなっています。

そこで、県協会では、多文化ソーシャルワーカーが結婚・離婚に関する相談対応マニュアルなどを活用して、結婚・離婚の手続きなどについて、多言語で情報提供するとともに、家庭内の問題などについて、専門機関と連携しながら、問題解決に向けて支援します。

【72】

- また、ドメスティック・バイオレンスを始めとする様々な家族内の問題の解決を図るために、外国人県民からの相談や適切な支援を行うとともに、相談窓口などについて多言語で情報提供します。【73】

（生活設計への支援）

- 外国人県民の中には住居や教育、老後などに関する日本の制度についての情報の不足により、生活設計を立てられないことについ





て不安を抱えている人がいます。また、長期的なライフプランがなく、必要な貯蓄をしていない場合には、子どもの就学にも影響を与えてしまいます。

そこで、日本で安定した生活を続けられるよう、外国人県民が金融リテラシーを身につけ、生活設計をするための冊子を作成するなどして情報提供などに取り組みます。【74】

- 県や市は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対して、個々の状況に応じた個別支援計画を作成し、自立に向けた支援を行っています。また、県内の社会福祉協議会においては、低所得者などに対する生活資金の貸付（生活福祉資金貸付）を行い、貸付に合わせて、地域の民生委員が相談支援を行っています。こうした支援を引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。【75】

(外国人の入居円滑化支援)

- 外国人県民の住まいの形態は、民間や公営の賃貸住宅が多くなっていますが、民間賃貸住宅において、外国人であるという理由で入居を拒否される事例が未だに見受けられます。

一方、公的賃貸住宅は、入居資格を有していれば入居できることから、外国人が集住している住宅も多いですが、言葉の面や文化・習慣の面から、日本人居住者との間でトラブルが発生している場合があります。

こうしたことから、公営住宅を所管する部局や関係機関と情報共有・意見交換などを行っています。

また、従前から県営住宅の入居時に外国語を併記したパンフレットの配布や通訳をつけた入居説明会を開催し、外国人居住者のルールを理解を促進しており、引き続き丁寧かつ適切に説明を行っています。

さらに、外国人県民などの住宅の確保に配慮を要する方の入居を拒まない民間住宅（セーフティネット住宅）の登録制度を推進し、情報提供を行います。【76～78】

(メンタルヘルスで問題を抱える人や障害のある人への対応)

- 外国人県民は、労働環境や言語・文化のちがいが、経済的な問題による家族関係の悪化など、複合的な要因により精神的なストレスを負うことがあります。また、就労を目的として来日したブラジル人は、本国への帰国を心の拠り所として、日本での窮状を耐える傾向がありましたが、帰国という選択肢を選ぶことが現実的に困難な場合には、閉塞感や絶望感を感じることがあります。

本県では、関係部局と連携して相談窓口を周知するとともに、あいち医療通訳システムにより、精神科などを受診する外国人県民に対して、言語面での支援を行っています。【79・80】

- 障害のある方については、相談やサービスを受けやすくするために、障害の種別に応じて障害者手帳の交付が行われています。また、障害者総合支援法により各種福祉サービスを利用することができます。

外国人県民に対して、こうした制度を多言語で情報提供するとともに、障害者手帳の交付のための診断書作成や障害を除去・軽減するための自立支援医療を行う際には、あいち医療通訳システムにより、言語面での支援を行っています。【81・82】

(関係機関と連携した日本語教育の充実)

- これまで外国人県民の日本語習得支援は生活圏内にある地域の日本語教室を中心にボランティアの方々が担ってきました。しか



し、外国人学習者の多様化への対応、ボランティアスタッフの不足や学習者の非定着、指導者の専門知識の不足による指導上の不安や困難、教材や教具の不足など、ボランティアの熱意と努力だけでは解決できない様々な課題や悩みを抱えています。

また、少しでも日本語を理解できることが地域や団地における円滑な外国人県民の受入れにつながります。

このような現状を踏まえ、「地域における日本語教育」のより一層の充実を図るためには、地域の日本語教室はもとより、市町村や国際交流協会、日本語教育機関など、地域の日本語教育に関わる主体がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働することが不可欠です。

そこで、本県では、2013年に「愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方（以下、「あり方」）」^[16]をとりまとめましたが、今後も引き続き「あり方」の普及に努めます。【83】

- 現在、「あり方」に基づき、地域の日本語教育に係る機関・団体の代表で構成され

る「あいち外国人の日本語教育推進会議」を開催し、関係者との情報共有や意見交換を行っています。今後も引き続き、こうした会議を開催し、本県の日本語教育を推進していきます。【84】

- 1994（平成 6）年、本県を中心として日本語学習支援活動を実践している団体と個人により「東海日本語ネットワーク」という組織が立ち上げられました。こうしたネットワークと連携して、地域の日本語教室の現状について把握するとともに、日本語教室間で情報交換や意見交換を行うことにより、日本語教室の運営の安定と質の向上に努めています。【85】

- 在住外国人の日本語学習を保障する国の公的制度が存在しない中、多文化共生社会をつくるためには、地域で外国人を受け入れる体制が必要であり、そのためには、地域で日本語をしっかりと教える環境が必要です。

ボランティアの日本語教室は、生活の中で日本語を勉強することができる点で大変意義のあることですが、ほとんど日本語がわか

＜公的な言語学習制度の比較＞

	日本	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア	韓国
公的な学習制度	無	有	有	有	有	有
財政負担者	—	国	国	国	州	市町村
個人負担	—	有 (一部負担)	無	無 (5年間)	無	無 (教材費は負担)
運営主体	—	国民学校、民間語学校、教会、NPOなど	各学校	大学やNGO	公立の専門学校、民間語学校、公民館など	大学、NGO、福祉法人など
標準的な勉強時間 (制度の上限時間)	—	600時間 (730時間)	400時間	無制限	510時間	36時間
講師の要件・資格	—	有	有	有	有	一部有
ボランティア等の役割	主	補完的	補完的	補完的	補完的	補完的

（一財）自治体国際化協会「自治体国際化フォーラム 2012年6月号」を基に作成



らない段階の外国人県民に対して行う初期日本語教育は専門性が高く、ボランティアだけでは限界があり、通常の日本語教室の運営に支障が出る場合もあります。

そこで、こうした外国人県民が、将来的に「やさしい日本語」を理解できるレベルにまで日本語を習得できるよう、専門機関の協力を得て、地域の日本語教室と連携した初期日本語教育の愛知モデル（あいち初期日本語教育プログラム）をつくり、地域での外国人受入れのための社会インフラ整備をめざします。また、これに向けて、人材育成を行うとともに、モデル的に初期日本語教室を開催します。【86】

- 日本語能力が障害となり、就職の際、自分の望んでいた仕事に就けない場合があります。そのため、彼らが日本語を身につけることの大切さを理解し、日本語をしっかりと学習するきっかけとなるような「就労につながる地域の日本語教室」のあり方を地域の日本語教室に示し、希望する職種や職業に就き、自らの能力を十分に発揮しながら活躍できるよう支援します。

また、国においては、日本語によるコミュニケーション能力などを身につけてもらうため、「外国人就労・定着支援研修」を各地で行っています。この研修は、市町村と協力して実施するものであることから、その開催を市町村に働きかけていくとともに、外国人県民への周知に協力していきます。【87・88】

- 外国人県民が日本語を使って「できる」ことを増やしていくことは、地域の日本語教室の大切な役割の一つです。

そのため、県協会では、日本語教育ボランティアに対して、行動・体験型プログラム研修を実施するとともに、研修の中で実践した教室活動の事例の紹介などを通して、こうし

た活動を広げ、外国人県民が身近な場所で日本語や日本の文化などについて学ぶことができるよう、学習機会の提供に努めます。

【89・90】

- 市町村は、住民や地域コミュニティ、地域の日本語教室の身近な存在として重要な役割を果たしているため、市町村の日本語教育担当者に対して地域の日本語教育に関する情報提供などを行います。【91】

- 外国人県民に地域の日本語教室の情報を効果的に伝えるため、転入居時や公営住宅入居時に日本語教室のリストの配布などをするよう、市町村や関係機関に働きかけます。

【92】

- 県が地域の日本語教室のコーディネーター的役割を果たせるよう、職員を日本語教育に関する国の会議や研修会などに積極的に参加させます。また、こうした場を通じて、現在、日本語教育推進議員連盟が成立をめざしている「日本語教育振興基本法（仮称）」などの動きも把握していきます。【93】

- 県協会において、市町村などと連携して、日本語教室の開設やステップアップをめざす講座を開催したり、日本語教育ボランティアに対して日本語教育に関する情報提供などを行います。

また、地域の日本語教室は、外国人県民にとって、日本で生活していく上でのヘルプラインとなっている場合があるため、技能実習制度を始めとする外国人に関する制度や問題解決のための窓口などを知ることができるよう、勉強会を開催したり、情報提供をしていきます。【94】

- 技能実習生の受入れの際には、監理団体（企業単独型受入の場合は企業）が日本語の



講習を行うことが義務付けられていますが、企業配属後も継続的な日本語学習が必要です。

そのため、現在、多くの技能実習生が地域の日本語教室で学習していますが、地域の日本語教室は、生活者が日本語を学ぶことを目的としており、技能実習生が増えることによって、負担が増し、生活者への日本語学習支援ができなくなっている場合があります。

このように、地域の日本語教室は、外国人の状況に影響を受けるため、関係者と意見交換などを行いながら、現状を踏まえて、地域の日本語教室の運営のあり方について検討します。【95】

- ウェブサイト上には、自宅で学べる日本語学習コンテンツがいくつも公開されています。こうしたコンテンツの紹介や日本語学習の教材などに関する情報提供や相談に応じることにより、外国人県民の自発的な学習を支援します。【96】

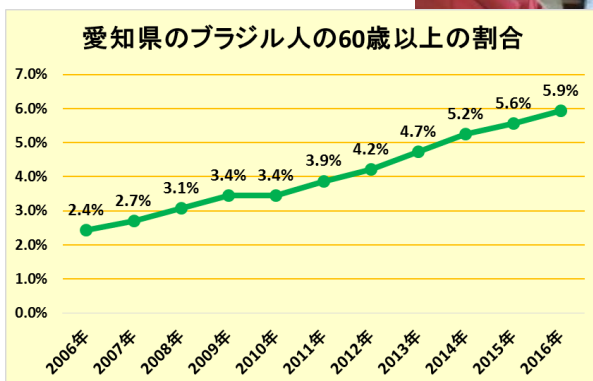


公益財団法人愛知県国際交流協会「あいち国際プラザにほん語教室」



老年期

高齢化／介護／終活／年金



(資料) 法務省「在留外国人統計」



特定非営利活動法人コリアンネットあいち「せとマダン」
<10周年記念会の様子>

(高齢化に関する取組の検討)

○ これまで本県では、ニューカマーの急増に対応するため、様々な多文化共生施策を行ってきましたが、高齢化に対する取組はほとんど行ってきませんでした。

しかし、定住する外国人県民の高齢化が進む中、介護などの面で外国人への対策に早急に取り組まなければ、かつてニューカマーが急増したときのように、対策が後手に回ってしまうと考えられます。

また、長年、生活の基盤を日本に置いてきた外国人高齢者には、帰国という選択肢はほとんどないため、問題は一層深刻であり、特に、介護の問題は避けて通れない課題です。

外国人県民全体の高齢化率は、日本人県民に比べて、まだ低い状況ですが、オールドカマーの多い韓国・朝鮮籍の高齢化率は、非常に高く、こうした状況に対応するため、韓国・朝鮮籍の人たちが設立した NPO が独自に介護施設を運営している例があります。また、1980 年代に日本に帰国してきた中国残留孤児たちは、すでに 70 歳を超えているこ

とから、中国語の介護通訳を始めた NPO もあります。

このような先駆的に活動している団体との意見交換や情報交換を行いながら、外国人県民の高齢化に関する取組などを検討するため、関係部局から成る「外国人県民の高齢化に関するプロジェクトチーム」を設置します。【97】

○ 多様な死生観を共有することにより、国籍を問わず、老年期における安心できる居場所づくりの必要性を感じることができ、文化・宗教に対する理解にもつながります。

こうしたことから、外国人県民の高齢化について考えることは、行政や関係者にとって必要なだけでなく、県民の多文化共生の理解にもつながります。そこで、外国人県民の高齢化に伴う課題などについて広く伝えていきます。【98】

(介護通訳の検討・準備及び介護保険制度周知)

○ 外国人県民は介護保険制度にアクセスで



きていない場合が多く、たとえアクセスできたとしても、日常会話程度の日本語力で、ケアマネジャーや介護認定調査員、介護施設の管理者などとの面談や介護保険制度や各種介護サービスの内容、施設利用などの説明に対応することは、要介護者や家族にとって、極めて難しいと言えます。要介護者の中には、認知症の影響で、第二言語として覚えた日本語を忘れてしまう場合もあります。

また、日本人男性と外国人女性が結婚した場合、外国人女性が日本人男性をケアする場合が多いため、要介護者が日本人県民であっても、手続などの面で言語的支援が必要であり、介護に追われる生活に対するサポートも必要です。

そこで、介護通訳の実施に向けて、検討・準備をするとともに、外国人県民に対する介護制度の周知を充実させていきます。【99・100】

(外国人高齢者に配慮した環境整備)

- 外国人高齢者を受け入れる介護施設内において、施設内で行われる行事や食事など、文化的背景への配慮や個性を尊重した支援が必要です。そこで、大学などと連携し、外国人高齢者との交流をしたり、ヒアリングを実施する中で、外国人高齢者の課題や不安などを把握し、その結果を行政や介護施設、関係機関などの職員に対して知らせるなど、外国人県民の高齢化や介護に関する啓発を行っています。また、外国人県民の高齢化の課題に取り組んでいる NPO とともに、窓口の多言語化や介護予防教室、認知症カフェなどにおける多言語対応について働きかけていきます。

さらに、介護施設においては、高齢者と同じ文化や言語を共有することのできる職員が活躍できるよう、人材育成や環境整備に努

めていきます。【101・102】

(終活への対応支援)

- 人生の最期を日本で迎えるに当たっては、相続や葬儀、お墓などに対する準備が必要です。また、延命治療や献体に関する事など、終末期や死後に家族が判断や手続きを進める際に必要な情報を残しておくことも重要です。こうした、いわゆる「終活」の動きは日本社会において広がってきていますが、特に外国人県民の場合は、宗教や文化、制度のちがいなどから、様々な課題が考えられます。こうした課題を整理しながら、日本で暮らす外国人県民が幸せに人生を終えられるよう、終活に関する冊子の作成や説明会の実施により情報提供に取り組みます。【103】

(年金加入の促進)

- 本県で公的な保険や年金の加入状況について外国人県民に対して調査^[17]したところ、職場の健康保険あるいは市町村の国民健康保険に加入している割合は 80.9%でしたが、年金は 48.1%にとどまっています。また、保険や年金に加入していない理由を尋ねたところ、「制度は知っているが、金額的に負担できないから」が 29.0%と最も高く、次いで「制度を知らないから」が 20.2%となりました。

年金は、老後の生活を支える上で重要なものであるため、外国人県民に対して、制度や意義に関する周知を充実させていきます。また、外国人労働者憲章に社会保険への加入を明記したり、国に働きかけることにより、彼らを雇用している企業などに対して社会保険への加入を促進していきます。

また、無年金の在日外国人に対する救済措置を講じるよう、国に対して要望していきます。【65・104・105】



各年代共通

医療

あいち医療通訳システム／あいち救急医療ガイド

<あいち医療通訳システムの実績>

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
参加医療機関等数	54	66	69	86	106	112
通訳養成人数	89人 (4言語)	65人 (5言語)	63人 (5言語)	37人 (5言語)	9人 (1言語)	2人 (1言語)
通訳派遣件数	325件	464件	622件	791件	982件	1,279件
電話通訳件数	137件	263件	317件	441件	488件	543件
翻訳件数	14件	31件	42件	42件	56件	77件
計	476件	758件	981件	1,274件	1,526件	1,899件

(あいち医療通訳システムの普及／医療通訳者のスキルの向上)

- 日本語能力が十分でない外国人県民が診療を受ける際には、医療通訳者の存在は大きいですが、医療通訳者を置いている医療機関は限られており、十分には配置されていません。こうしたことから、本県では、2012年に、医療関係団体・大学・県内全市町村とともに「あいち医療通訳システム推進協議会」を設立し、外国人県民が安心して医療などを受けられるよう、人材育成や医療通訳者の派遣、電話通訳サービスなどを行っています。しかし、利用医療機関は増えてきているものの、全県の医療機関には広がっていないため、引き続き、多くの医療機関に利用しても

らえるよう働きかけるとともに、実施状況をウェブページで掲載などすることにより、医療通訳システムの参加医療機関数、通訳件数を増やしていきます。また、フォローアップ研修などを通じて、さらなる医療通訳者のスキルの向上に努めます。【106】

- 外国人県民の永住化が進展する中、病気やケガだけでなく、妊娠・出産、子育てなど、より生活に関わりの深い問題への対応や、健康診査、予防接種といった疾患予防の観点での対応が求められています。当システムを保健分野にも活用してもらおうよう、市町村の保健所・保健センターに利用を働きかけます。【7・107】
- 県立病院や県保健所においても、当システ



ムを利用して、外国人県民の診察や地域保健活動が円滑に進むように努めます。【108】

- 当システムに合わせ、2014年に作成した「医療機関等外国人対応マニュアル」の普及を図ります。【109】

(外国語対応可能医療機関などの情報提供)

- 「あいち救急医療ガイド」では、外国語で対応できる医療機関の一覧をウェブページ（救急医療情報システム）で検索することができます。また、5か国の音声及びファックスによる案内もあります。こうした案内について、外国人県民や支援団体などへ一層の周知を図っていきます。【110】
- 円滑に医療機関で受診するためには、医療保険に加入していることが重要であることから、医療保険に関する情報提供も行っていきます。【111】





防 災

愛知県災害多言語支援センター／多言語化支援ツール／「やさしい日本語」／
避難所／多文化防災



西尾市内県営住宅での外国人県民を交えた防災訓練（2017年10月）

（愛知県災害多言語支援センターの機能強化／ 「やさしい日本語」などの普及）

- 本県では、震度5強以上の地震が発生した場合などに「愛知県災害多言語支援センター」を設置し、県協会とともに運営することとしています。このセンターでは、多言語による災害情報を提供するとともに、被災市町村の外国人相談対応などにおける通訳派遣や翻訳、関係機関との調整を行うこととしています。

このセンターを災害時に有効に機能させるため、他自治体や国際交流協会、企業、大学、NPO、外国人コミュニティなどと連携する体制づくりを行うとともに、災害時外国人支援ボランティアの養成を行います。

また、総務省において検討されている「災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）制度」について、状況を踏まえながら、センターに取り入れることを検討します。

なお、電話通訳による対応も行うとともに、スマートフォンのプッシュ通知により外国人県民に災害情報を知らせる仕組みについ

て検討していきます。【112～115】

- 県協会では、災害時の多言語による情報提供を支援するため、2006（平成18）年に、災害情報のうち、よく使われる文例を6言語に翻訳することができる「多言語情報翻訳システム」を開発しました。また、その他の多言語化支援のツールとして、多言語音声翻訳アプリや（一財）自治体国際化協会が作成した災害時多言語表示シートなどがありますが、県としては、引き続き、こうしたツールの普及をしていきます。【116】

- 災害発生時に、外国人県民ができるだけ早く正しい情報を得て、適切な行動をとることができるよう、日本人県民に対して、「やさしい日本語」^[18]を普及していくことが大切です。

「やさしい日本語」は、災害発生時に日本語が得意ではない外国人に対して、難しい単語を避けたり、1文を短くするなどの配慮をし、情報が伝わるように工夫された日本語ですが、災害時に限らず、平常時にも行政職員や教員などが外国人県民に接するうえで有



効です。また、地域や職場においても、「やさしい日本語」を使うことにより、外国人県民とのコミュニケーションが進みます。

そこで、本県では、2013年に、楽しく気軽に学べるスマートフォン用アプリや手引を作成していますが、こうしたものを活用しながら引き続き「やさしい日本語」を普及していきます。【117】

- 本県では、避難所の運営に携わる市町村職員や施設管理者、地域住民などに対して、「愛知県避難所運営マニュアル」を作成しています。このマニュアルに外国人の視点を入れ、多言語表示シートの活用などに関する記載や様式などの多言語化を図っていきます。

また、避難所では、言葉や習慣のちがいなどから外国人が孤立したり、情報が外国人に伝わらないといった問題が発生する場合があります。

そこで、こうした避難所での課題などを周知し、外国人県民を避難所に受け入れるためのマニュアルを作成します。【118・119】

〔「多文化防災」の推進〕

- 2016年4月に発生した熊本地震をきっかけに、言語や文化、国籍のちがいに関わらず、誰もが防災に関心を持ち、災害時には互いに支え合うことができるよう、「多文化防災」をキーワードに行動するネットワーク組織「多文化防災ネットワーク愛知・名古屋」が設立されました。このネットワークは、愛知県内で多文化共生や防災に取り組んでいる団体や個人によって構成されており、日本人県民だけでなく、外国人県民もメンバーとなっています。

こうした地域に根付いたネットワークと連携を図り、情報交換するとともに、外国人県民に関心を持ってもらうためのイベント

などを協力して開催します。

さらに、災害情報は、外国人県民にあまり届いていないと考えられる一方で、日本国内の外国語メディアが発達し、外国人県民の方が早く情報を入手することもあります。こうした情報窓口の活用方法や外国人県民への災害情報の伝え方、行政と民間の役割分担などを一緒に考えるため、多文化防災に関する意見交換会を開催します。【120】

- 2011年3月の東日本大震災以来、外国人は支えられる側だけでなく、支える側にもなれることが認識され始めています。しかし、未だにそうしたことが理解されず、災害ボランティアとして外国人が参加することが想定されていない避難所やボランティアセンターも多くあります。

外国人県民を自然に受け入れられるよう、日本人県民の意識を変える取組が必要ですが、そのためにはまず、市町村や地域の理解が大切であることから、市町村や市町村国際交流協会の職員に対する研修を行います。また、地域の防災グループなどにも多文化防災を働きかけていきます。【121・122】

- 本県では、2012年に「防災・減災お役立ちガイド」の外国語版を作成し、2013年には、県協会において、地震の基礎知識や家庭でできる日ごろの備えについて紹介した「防災チェックガイド」を作成しました。また、2014年には外国人県民の方々による防災啓発動画を作成し、外国人県民の防災知識の普及や意識の向上に努めています。これらは、ウェブページ上で公開しており、引き続き、これらコンテンツの普及をしていくとともに、災害情報と防災知識を同時に得られる外国人県民向けの多文化防災ポータルサイトや防災アプリなどの開発を検討します。【123】



体制

多文化ソーシャルワーカー／在名古屋ブラジル総領事館／職員の見識の向上／
タウンミーティング



公益財団法人愛知県国際交流協会「多文化共生センター」

（多文化ソーシャルワーカーなど相談体制の充実）

- 本県は 2006 年度から全国に先駆けて「多文化ソーシャルワーカー」の養成に取り組み、5 年間で 108 人を養成しました。養成した多文化ソーシャルワーカーは、県協会内にある「多文化共生センター」で外国人県民に対するソーシャルワーク業務に従事するとともに、県内各地の市町村や NPO など外国人県民の支援にあたってきました。

今後も、養成した多文化ソーシャルワーカーの市町村などでの活用を働きかけていきます。また、2017 年に彼らが立ち上げた団体「あいち多文化ソーシャルワーカーの会」の行う勉強会や研修会に協力することにより、質の向上を図ります。【124・125】

- 県協会では、多文化ソーシャルワーカーが、行政手続、教育などの様々な分野に関して、幅広く多言語で対応するとともに、複雑な問題については、解決に向けて継続的に支援します。また、法的なアドバイスが必要となる事案については、弁護士相談を実施します。【126】

- 県協会では、社会福祉などに関する相談対応マニュアルを各種相談窓口、専門機関などへ配布し、相談担当者が、外国人県民の抱える背景を理解した上で、適切に対応するよう働きかけます。【127】

（在名古屋ブラジル総領事館との連携）

- 本県の外国人県民数は、2001（平成 13）年 12 月末以来、15 年間続けて、ブラジル国籍の方が一番多くなっています。そのため、在名古屋ブラジル総領事館と定期的な意見交換会を開催して、ブラジル人が生活する上での課題などを共有し、ブラジル人に対する効果的な取組を行います。【128】

（職員の見識の向上／有識者などとのつながりの継続）

- 本県の多文化共生推進施策を実施するためには、まず県職員が多文化共生に関する知識や経験を蓄積する必要があります。そのため、文献や研修会などによって知識を得ることはもちろん、支援の現場や外国人コミュニティに出かけ、生の声を聞いて現場感覚を得るよう努めます。



また、NPO などの行イベントに積極的に参加し、現場に寄り添った視点を持った職員を育成するとともに、職員一人ひとりが、NPO や外国人コミュニティと顔の見える関係になることにより、切れ目のない多文化共生推進施策を実施します。【129】

- 本県の多文化共生施策はこれまで多くの有識者や支援者の力を借りて実施してきました。こうした有識者や支援者は、それぞれの分野に精通しているため、必要なときに適切な助言などをいただけるよう、定期的に本県の多文化共生の実施状況を知らせるなど、つながりを継続していきます。【130】

(様々な立場にある団体や個人との連携)

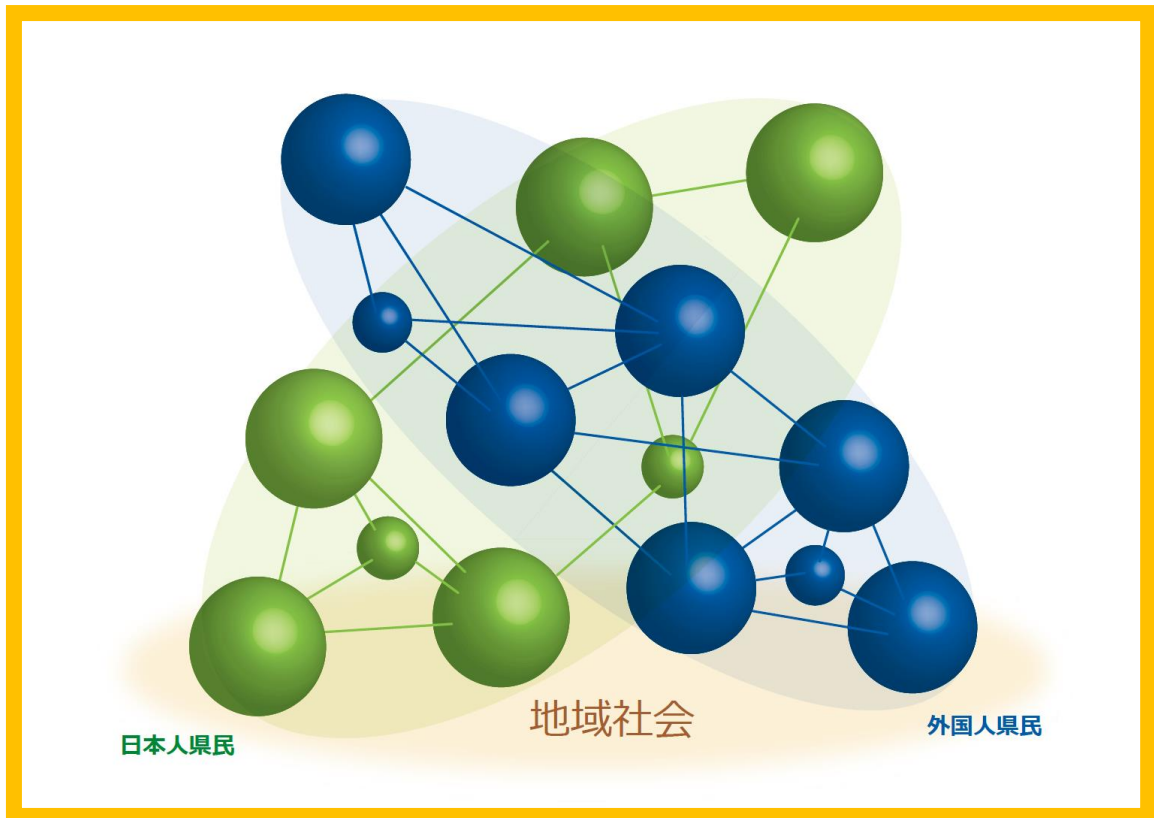
- 多文化共生の推進には、多様な担い手が関わっていますが、こうした様々な立場の者が、対等な立場で連携・協働するために、それぞれの立場から本県の多文化共生について語り合うタウンミーティングを定期的に開催します。【131】
- 継続して活動する人材や団体が地域を支えていることから、引き続き、長年多文化共生に貢献している団体や個人を表彰します。【132】
- 日本人の若い世代の多くは、小中学生期に外国人の同級生を持っていた経験があり、多文化共生を当たり前のこととして考えられるようになってきており、多文化共生の活動を行っている場合もあります。そこで、これからの多文化共生を担う若い世代の人材を育成するために、大学などと連携し、講座や交流会などを開催します。【133】



平成 29 年度 愛知県多文化共生推進功労者表彰式 (2017 年 11 月)



<互いに支え合う共生関係のイメージ>



このイメージ図は、外国人県民同士が関わり合いを持って支え合い、日本人県民とも支え合っている地域社会をイメージしたものだ。

(2) 互いに支え合う共生関係づくり

「共生」とは、元々、生物学の用語で、複数種の生物が相互関係を持ちながら同所的に生活している現象のことであり、共生関係にある生物は、様々な種に影響を受けて共進化していくとされています。

これは、人間においても同様であり、様々なちがいのある人々が、相互関係を持ちながら、支え合ったり、刺激し合ったりする中で、個人としても成長し、社会全体としても豊かさや活力が生まれていきます。

外国人県民の中には、日本語を習得することが得意な人もいれば、日本語習得は苦手でも他の分野が得意な人もおり、外国人コミュニティの中で助け合うことができます。また、世代間の助け合いにより、持続可能なコミュ

ニティを形成することができます。

外国人県民と日本人県民の関係においては、比較的若い世代が多い外国人県民は、介護などの面において、日本人県民を助ける側になる一方で、彼ら自身にとってもそれが雇用の確保につながります。

高齢化などにより衰退している地域においては、外国人県民が担い手となることにより、地域の活性化に寄与するとともに、地域コミュニティに溶け込むことができ、日本社会に活躍の場を得ることができます。

このように、相互関係に着目することにより、互いに支え合う共生関係をつくることができます。そのための推進施策を以下に示します。



外国人県民同士の関わり

(外国人県民同士で教え合える場づくり)

○ 新たに来日してきた外国人は、日本人の考え方や文化がわからず、状況を理解できずに日本人と衝突してしまう場合があります。しかし、長年日本に暮らしている外国人県民は、新しく来日してきた外国人県民に対し、自分が困った経験や解決策、日本のルールや日本語のフレーズなどを教えることが可能です。

一方、新たに来日した外国人県民は、長年日本に暮らしている、または、日本で生まれた外国人県民に対し、母語や母国の文化を伝えることが可能です。

こうしたマッチングが行われることにより、外国人コミュニティ内が有機的につながり、孤立しない環境が生まれるとともに、人材も育成されていきます。

そこで、県職員が外国人コミュニティに向き、情報提供や意見交換などを行う中で、外国人県民同士で教え合える場づくりを働きかけていきます。【134】

(アイデンティティ確立の場づくり)

○ 日本社会で活躍しているニューカマーの第二世代やオールドカマーの若い世代が外国人コミュニティの中でロールモデルとなり、体験談などを次世代の子どもたちに話すことは、キャリア教育の面でも、アイデンティティの確立の面でも重要です。また、彼らにとってはアイデンティティの再確認につながるのと同時に、こうした活動を通じて彼らがコミュニティを支える新たな人材ともなりうることから、情報交換や意見交換を行う中で、こうした場づくりを働きかけていきます。

【134】

(世代間での交流や助け合いの場づくり)

○ 外国人県民にとって異国である日本での子育ては大変なことであり、戸惑うことが多いと考えられますが、子育てを終えた外国人県民が、これまでの経験を元に子育て世代に対してアドバイスなどを行うことができます。

また、高校や大学に進学した世代が小中学校に通う子どもたちの学習支援を行うことも可能であり、さらには、高齢者と子どもたちとの世代間交流によって、高齢者は生きがいを感じることができ、子どもたちは母国の文化などを知ることができます。

こうした世代間での交流や助け合いが、持続可能で有機的なつながりのあるコミュニティの形成や人材育成につながることから、情報提供や意見交換を行います。また、セミナーなどで先進事例の紹介などを行うことにより、世代間での交流や助け合いの場づくりを働きかけるとともに、防災や祭りなどの地域活動の担い手も育成していきます。さらに、こうした場づくりを行うことのできる施設の紹介なども行っていきます。【134】



ブラジリアンコミュニティ通訳者サポートの会
※ブラジル人を中心にしたコミュニティ通訳者の団体。日本語を習得できていない同国籍の外国人県民をサポートするのが目的で結成された。



外国人県民と日本人県民の関わり

(日本人の高齢者やホームレスなどに対する支援の推進)

- 日本社会の高齢化の進展に伴い、今後ますます介護需要が高まる中、2016年の入管法改正によって、在留資格に「介護」が創設されたり、技能実習制度に「介護」が追加されるなど、外国人介護人材への期待が高まっています。

本県においても、2025(平成37)年には、75歳以上の後期高齢者が100万人を突破^[19]し、要介護高齢者の増大が見込まれています。雇用の確保という面からも、外国人県民が介護現場で働けるよう支援していきます。【102】

- 本県には、ホームレスに対する支援を行っている外国人グループがあります。こうした支援によって、生活困窮者が救われるとともに、支援する側も日本社会での生活に生きがいを感じ、活動を通して日本の文化や言葉を覚えるきっかけとなり得ます。

そこで、日本人の理解促進及び活動の継続を図るため、こうした活動を行っている外国人グループを紹介します。また、外国人による地域活動を、高齢者やホームレスだけでなく、障害者や子どもに対する支援にまで広がります。またこうした、日本社会の課題解決につなげるために、外国人県民の力をどう生かしていくかを外国人県民を交えて検討していきます。【135・136】

(災害時における支援の推進)

- 2011年3月の東日本大震災では多くの外国人ボランティアが駆けつけ、2016年4月の熊本地震では、外国人自身も被災者であり

ながら、日ごろ支えてくれる地域住民のために避難所で炊き出し支援などを行いました。

このように、災害時には外国人は必ずしも災害弱者ではなく、支援する側にもなり得ることから、NPOなどと連携しながら平時における外国人県民への防災教育を実施するとともに、通訳ボランティアとして育成する仕組みを整えていきます。【113・123】

- 日本赤十字社愛知県支部では、外国人県民が地域における支援者として活躍できるよう、活動の場の提供やボランティア養成に取り組んでいることから、日本赤十字社愛知県支部と連携を図り、災害時に支援する側になる外国人県民を増やしていきます。【137】

(日本人県民のボランティア活動の推進)

- 多文化共生を推進する上では、日本語教室を始め、日本人県民がボランティアとして外国人県民を支えている場合が多く見受けられます。こうした場は外国人県民にとって有益であるだけでなく、日本人のボランティアにとっても、活動による充実感が得られ、外国人県民の文化的背景や考え方などを理解したり、交流を深めることができるなど、得るものが大きいと考えられます。

こうした活動にできるだけ多くの日本人県民が関われるよう、ボランティアの養成や情報提供に努め、日本人県民のボランティア活動を推進していきます。【45・113・138】



日本赤十字社の救急法指導員検定に合格した外国人指導員(写真提供:日本赤十字社愛知県支部)



外国人県民と地域社会の関わり

(外国人県民の力を生かすための地域や企業への働きかけ)

- 複数の言語や文化を持つ外国人県民は、グローバル化の時代には貴重な存在であり、様々な文化を持つ人たちがいる場での活躍や海外との仲介役が期待されます。

また、生産年齢人口の減少を補うだけでなく、地域の国際化や新しい発想から生まれる新しい文化の創造など、地域の活性化に寄与します。さらに、本国を離れて日本で暮らす外国人県民のバイタリティは、地域社会全体を支え、変える力になります。

しかし、こうした外国人県民の力を生かす場が、地域や職場にあまりないのが現状であるため、様々な機会を捉えて、外国人県民に対する理解を地域や企業に働きかけていきます。【139】

- 外国人県民の力を地域に生かす試みとして、市町の国際交流協会などと連携して、モデル的に「在住外国人観光戦略チーム」をつくり、彼ら自身が自らの住む地域の魅力を発見し、発信することにより、地域の活性化につなげます。その過程では地域の日本人との交流や日本語の習得にもつながるよう、工夫して実施していきます。【140】

(多言語化などによる情報提供)

- 外国人県民が地域社会で活躍するためには、行政サービスや住民として享受できる権利、税金・社会保険料の納付など履行しなければならない義務や、地域社会のルールや慣習などを知っておく必要があるため、これらの情報を多言語で提供していきます。なお、情報提供に当たっては、ICT（情報通信技術）

の発達と普及を念頭に置いて、有効な手段を積極的に取り入れていきます。

特に、日本語を十分理解することができない外国人県民に対しては、外国人コミュニティやエスニック・メディアなどと連携して、多様な言語で多様なメディアを活用し情報提供に努めるとともに、多言語で作成した印刷物を手に取ってもらえるような工夫もしていきます。また、民間メディアにおける多言語対応についても働きかけていきます。

【141～143】

- 多国籍化が進展する中、情報提供をすべての言語に対応して行うことには限界があることから、行政窓口における「やさしい日本語」の普及に努めるとともに、一般の日本人県民への普及にも努めます。また、外国人県民に対しては、日本語教育の充実を図り、日本語による情報の理解促進に努めます。その結果、日本語が理解できるようになった外国人県民が、来日したばかりの外国人県民に対する通訳の役割を果たすことも期待できます。【83～96・117】

(外国人県民の施策・事業の企画・運営などへの参加)

- 外国人県民が地域の担い手として活躍できる社会を実現するためには、日本人が外国人向けに施策や事業を企画するだけでなく、外国人県民が、企画・運営などに関わる仕組みや機会をつくる必要があります。

そこで、2017年4月から、本県の多文化共生施策を所管する多文化共生推進室において、ポルトガル語が堪能な職員を採用し、施策の企画・運営に携わっています。今後も引き続き、ポルトガル語が堪能な職員を配置することにより、外国にルーツを持つ県民の視点や意見を把握し、それらを反映させた施



策を行うとともに、外国人県民の企画・運営などへの参加を促進します。【144】

- 2002（平成 14）年度から、「外国人県民あいち会議」を開催していますが、ここで出された意見などについて、施策に直接反映させる仕組が十分ではありません。そこで、外国人県民あいち会議のあり方を見直し、外国人県民の意見を施策に反映させる仕組をつくるとともに、会議を公開で行うことにより、外国人県民の意見や思いを発信していきます。【145】

外国人県民あいち会議 2017 – 第 2 世代の私たちが伝えたい思いとは –

実施日時 2017 年 9 月 30 日（日）14:00～16:30

場 所 あいち NPO 交流プラザ

登壇者 5 名+進行役 1 名

参加者 45 名



主な意見

日本で育った外国人は、日本人よりも早く大人にならなければいけない。親の代わりに銀行や市役所などで手続きを行ったり、親のために通訳をしたりするなどの経験を小学校の頃から経験している。周りの日本人が遊んでいる時に私たち第2世代はいろいろなことを心配していた。

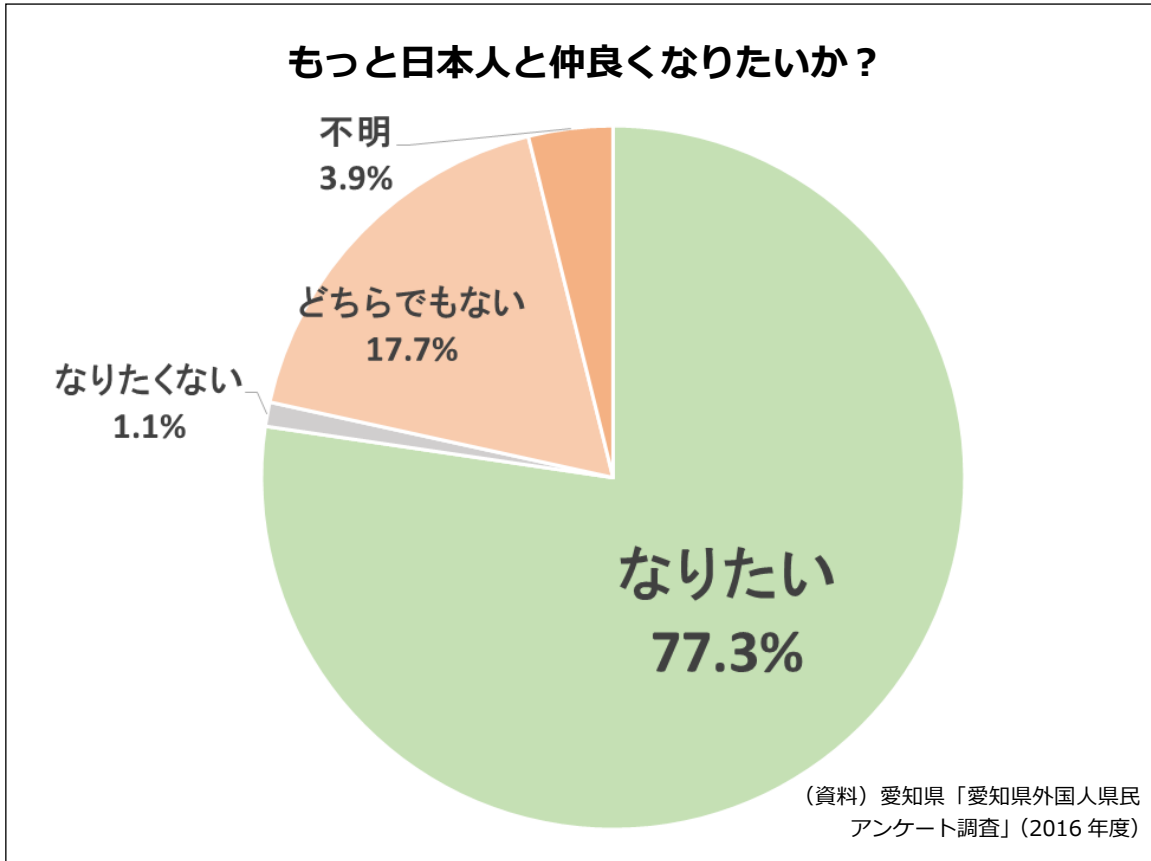
外国籍であるために日本で生きていく上で狭まる道が多くあります。進路選択だけでなく、アパートを借りる時など、様々な面で日本で生きていくのは難しいです。

日本をよくしたいからこそ日本社会の問題提起をしています。日本のことが好きだからこそ、日本の問題点を指摘しているんです。

私たちは自分のことを「日系ブラジル人」としてではなく、「地球人」「宇宙人」と思って日本で生活しています。したがって、もしかしたら、ブラジルで育った日系人とは少し異なった価値観をもっているかも知れません。

愛知県に何か提言するとしたら、「偏見を捨ててください」「子どもだけに目を向けてください」「それぞれの子どもが頑張ろうと思った時にちゃんと頑張れるような環境を保障してください」と言いたいです。





(3) 外国人県民とともに暮らす地域への支援

本県の市町村の外国人の状況を見ると、人数や居住率において差がありますが、外国人県民のいない市町村はありません。市町村の状況によって、必要な施策が異なるところはありますが、いずれも外国人を受け入れているという点において、ちがいはありません。

また、外国人県民と最も身近に接しているのは、隣り合って暮らしている地域の日本人県民です。こうした方々と外国人県民が、国籍や文化的な背景のちがいに関わらず、共生していくことが大切です。

2016年度に行った調査では、外国人県民の77.3%が、日本人ともっと仲良くなりたいと考えており、43.4%が地域活動に参加しています。また、地域活動に参加していない理由の55.8%が「活動がいつどこであるのか知ら

ないから」となっており、少しの工夫や心がけで、地域の多文化共生が進んでいく可能性があると考えられます。

しかし、その一方で、外国人が犯罪に関係すると、その国の人すべてが悪いような見方が広まったり、特定の人種や民族に対するヘイトスピーチが行われるなど、外国人に対する無理解や偏見・差別は未だに解消されていません。

こうした点を勘案しながら、県として、外国人県民を地域で受け入れていくことを明確にし、対外的にアピールしていくとともに、外国人県民とともに暮らす地域などに対して、多文化共生に向けた支援をする必要があります。そのための推進施策を以下に示します。



地域などへの支援

(市町村に対する支援)

- 市町村によって、外国人の居住状況にちがいはありますが、どのような状況においても、受入れ体制を整えることは容易なことではありません。

したがって、各市町村での外国人受入れの状況や体制などを把握するとともに、市町村職員が優良事例などの新しい知識を得るとともに、市町村間のネットワークを築くきっかけになるよう、市町村研修を開催します。また、県協会では、市町国際交流協会とも定期的に会議を開催し、情報交換や意見交換を行います。

なお、市町村の現状を把握したり、必要に応じて助言などを行うため、各市町村や市町国際交流協会が開催する多文化共生に関する会議やイベントにも積極的に参加していきます。【129・146・147】

- 市町村が、多文化共生施策を効果的に進めるためには、市町村としての基本的な考え方を明確にするとともに、施策を具体的かつ体系的に掲げることが重要です。そのため、43市町村が多文化共生推進プランを策定^[20]しています（2017年4月1日現在。総合計画の中に多文化共生施策を含めているものを含む。）が、すべての市町村において多文化共生推進プランを策定するよう働きかけていきます。【148】
- （一財）自治体国際化協会のJETプログラムを通じて地方公共団体に招聘できる CIR（国際交流員）は、高い日本語能力を持った外国人です。最近では、国際交流だけでなく、多文化共生の地域づくりのために CIR を活用している事例が多くなりました。外国人の

多い市町村では、通訳・翻訳のできる人材が求められていますが、CIR は、コミュニケーション支援に加えて、生活支援などの多文化共生関係の業務においても活躍できます。こうしたことから、市町村に多文化共生分野での CIR の活用を働きかけていきます。【149】

(地域に対する支援)

- 地域の中では未だに違法駐車やゴミの分別、ペットの問題などがあり、地域で多文化共生を実現するためには、こうしたトラブルを解決する必要があります。こうしたトラブルは、習慣のちがいやルールを知らないことに起因している場合もあり、簡単な説明や多言語の資料を配布することにより、解決することも多いと考えられます。

しかし、地域の住民は異文化理解や外国人への対応に慣れているわけではないため、外国人との接し方や説明の仕方、多言語化を依頼できる国際交流協会などの窓口がわからない場合があります。

その一方で、外国人住民と日本人住民が一緒になってまちづくりを行っている事例もあるため、こうした先進事例やノウハウ、情報などをまとめ、多文化共生の地域づくりを行うためのマニュアルを自治会などに配布して理解を求めます。また、多文化共生の地域づくりのキーパーソンであり、日本人住民からの相談にも乗り、外国人住民と日本人住民の間の架け橋になるような「地域多文化コーディネーター」を市町村と連携して育成していきます。【77・150】

- 地域の住民の生の声を聞き、現状を把握するため、県職員が地域へ直接出向いて、自治会や民生委員・児童委員などとの意見交換を行うとともに、外国人住民の参加も働きかけ、地域の多文化共生について日本人県民と外



国人県民と一緒に考える場とします。【151】

(事業所に対する支援)

○ 2016年10月末現在の「外国人雇用状況」によれば、本県で外国人を雇用している事業所は13,893か所となっており、年々、増えています。こうした事業所においては、日本語のあいまいな表現やニュアンスがうまく伝わるよう、外国人労働者が日本語や日本文化を学ぶだけでなく、日本人側も伝える努力をする必要があります。そのために、動画などのICTを活用して、コミュニケーションの方法について、外国人・日本人双方に教えている事業所があります。

また、国においては、「外国人の活用好事例集～外国人と上手く協働していくために～」を作成したり、外国人労働者の雇用管理に関して相談のできる「外国人雇用管理アドバイザー」制度を設けています。こうした先進事例や相談窓口の情報を、セミナーやウェブページなどを活用して事業所に対して紹介することにより、外国人県民にも日本人県民にも働きやすい環境づくりを働きかけていきます。【152】

(宗教・文化などの理解に対する支援)

○ 1989年の入管法改正前、パキスタン・バングラディシュ・イランなどの国の方たちは、

日本での短期滞在ビザを免除されていました。入管法改正に伴って、この措置はなくなりましたが、この時期に来日した方たちの一部は、現在も日本で働いたり、日本人と結婚して、長期にわたって日本で暮らしています。

こうした国の出身者には、ムスリム（イスラームの生活をしている人）が多いですが、これまで、ムスリムへの配慮は、あまりされてきていませんでした。しかし、2013年7月、観光客誘致のため、ムスリムの多い東南アジア諸国の短期滞在ビザが再び緩和され、訪日客が増えたことから、ハラール食品や礼拝施設などが注目されるようになりました。

また、本県には、ムスリムだけでなく、様々な宗教を信仰する方々があり、それぞれの宗教で禁忌となる食べ物などがあります。宗教だけでなく、文化や習慣により食べられないものなどもあります。

こうした宗教や文化に対する配慮は、外国人県民と共生していく上で大切です。しかし、その一方で、過度な配慮をすることは、受け入れる側の負担が増し、関わりを避けてしまうことにつながりかねません。

そこで、地域や学校、事業所など、外国人県民と接する日本人県民に対して、適度な配慮ができるよう、様々な機会をとらえて、宗教や文化、習慣などの理解が進むように支援していきます。【153】

<愛知県に多い国籍>

国	籍	全国順位	人数	全国に占める構成比	備考
ブラジル		1位	51,171	28.3%	2位：静岡 26,565
フィリピン		1位	33,390	13.7%	2位：東京 31,315
ペルー		1位	7,571	15.9%	2位：神奈川 6,464
インドネシア		1位	5,375	12.5%	2位：東京 3,929
トルコ		1位	1,414	30.4%	2位：埼玉 1,220
ベトナム		2位	17,882	8.9%	1位：東京 28,320
ネパール		2位	5,625	8.3%	1位：東京 23,074
パキスタン		2位	1,385	10.1%	1位：埼玉 2,187

(資料) 法務省「在留外国人統計」(2016年12月末現在) ※網掛けはイスラム教徒の多い国



県全体の意識づくり

(多文化共生に対する理解の促進)

- 外国人県民を地域で受け入れるためには、日本人県民に対して、外国人県民の現状や日本に住んでいる背景、多文化共生の意味(※)を正しく伝え、理解と認識を深めてもらうことが不可欠であり、県全体で受け入れていく姿勢が必要です。

そこで、日本人県民と外国人県民との相互理解を促進するための情報発信やイベント開催などを行います。

また、本県や県協会が行うものだけでなく、市町村や NPO、大学などで行われる各地のイベントや行事などを積極的に後援したり、広報に協力するなどして、県全体として、多文化共生の意識づくりに取り組んでいきます。【154～156】

- 2013 年度に本県において制定した「多文化共生月間(11月)」に合わせ、多文化共生に向けての知事メッセージの発信や「多文化共生フォーラムあいち」の開催など、多文化

※多文化共生の意味

「多文化共生」は、「外国人支援」と同義に捉えられがちです。しかし、多文化共生推進のためには、外国人が日本社会で自立していくための支援だけでなく、日本人への啓発なども行い、地域全体で外国人も日本人もともに生きていく社会づくりを進める必要があります。また、自分たちの国の文化を尊重しながら自分たちの言葉で生きていける「多文化主義」と同義に捉えられがちですが、日本社会で自立して生活するには、ある程度日本語が必要であり、日本文化にも合わせていく必要があります。そうしたちがいははっきりと伝えていく必要があります。

共生に関する基本理念の普及・啓発を集中的に行い、県として、外国人県民を地域で受け入れていくことを明確にし、対外的にアピールしていきます。

また、市町村や国際交流協会、NPO、企業、大学などに呼びかけて、多文化共生月間の周知やイベント開催について協力を求めます。

【157】

- 多文化共生の社会づくりについて、広く県民に親しんでもらうために、2013 年度に定めた「愛知県多文化共生シンボルマーク」を、市町村や NPO などの行う多文化共生に関するイベントのチラシなどに使用するよう促し、多文化共生社会の推進を県全体の取組としていきます。【158】
- 地域に職員が出向いてタウンミーティングを開催したり、学校や企業などに出かけて出前講座を行うなどして、多文化共生に対する理解を深めてもらうとともに、参加者が地域の課題に新たに気づき、自らが、どのように多文化共生の地域づくりに関わっていかれるかを考える機会を設けます。【131・159】
- 図書館は、県民にとって生涯学習の拠点になるとともに、異文化理解の場という機能があります。愛知県図書館には、「多文化サービスコーナー」があり、多言語での資料や日本語習得のための学習書などがあります。ま



愛知県多文化共生シンボルマーク
多文化共生の社会づくりについて広く県民に親しんでもらうため、2013 年度に決めました。



た、多文化共生の理解促進のための蔵書も置いてありますが、より充実した内容となるよう、検討していきます。さらに、県内図書館の中には、多文化コーナーを設けているところもありますので、こうした動きを広げていきます。県協会においては、機関誌や図書コーナーで、多文化共生に関する情報や資料を提供します。【160・161】

- アートは、コミュニケーションツールの一つであり、多様な文化背景を持つ県民が、アートを介して相互のちがいを認め合い、尊重していくことが可能です。

身近なアートとして、絵本があります。母語支援を行っている団体「愛知 外国につながる子どもの母語支援プロジェクト」を中心に、現在、絵本を読み聞かせる活動が行われており、それに合わせ、映画やコンサートなども開催しています。

こうしたアートを通じた多文化共生の試みは、多文化共生に関心の薄い県民にとってもわかりやすいと考えられるため、こうした活動を促進していきます。

また、多言語対応を意識した芸術文化活動も行っています。【12・162】

- スポーツは、言葉が通じなくても参加しやすく、多くの人が交流し、国境を越えて楽しむことができるため、相互理解の促進につながります。2014 年度から、本県において、民間ボランティアによる「名古屋フットサルミニワールドカップ」が開催され、日本人や日本に住む外国人が交流しています。こうしたスポーツイベントへの参加や実施を促進するため、イベント案内や利用できる施設の紹介などを行っています。

また、文化活動や社会活動も同様に、誰もが参加しやすく、交流できることから、こうした活動の案内や利用できる施設の紹介な

ども行っていきます。【163】

(子どもへの多文化共生教育の実施)

- 多文化共生の意義や外国人県民が直面している問題などについて学ぶことは、子どもの成長にとって有益であるとともに、多文化共生の理解不足からくる「いじめ」の防止にもつながります。そのため、学校において、外国人児童生徒との交流活動などを行うとともに、活動事例集を作成し、普及を図ることにより、多文化共生教育を推進していきます。

また、小・中学校における多文化共生の授業モデルの開発を行い、「国際理解教育」「総合的な学習の時間」「道徳」などの授業の一環として取り入れられるよう、普及を図っていきます。【164・165】

- 小学校や児童館などに職員や学生などのボランティアが出向き、子ども向けの多文化共生理解出前講座を行います。なお、この講座は、講師が話をするだけでなく、映像や絵などを使って、日本人同士でも考え方や習慣に異なるところがある一方で、国籍が違っても同じところがあることに自ら気づくような内容にします。【166】

(人権尊重の社会づくり)

- 差別や偏見のない地域社会づくりをめざし、県民一人ひとりが人権尊重の意識を身につけられるよう、人権教育・啓発を推進していきます。そのために、地域社会や家庭、学校、職場などあらゆる生活場面において、誰もが参加しやすく、主体的に学ぶことができるよう、人権に関する学習機会を増やすとともに、内容の充実を図ります。

また、ヘイトスピーチ解消の必要性について周知し、広報その他の啓発活動を実施しま



す。【167～169】

- 名古屋法務局においては、外国人の人権相談に応じるため、人権相談所や外国語人権相談ダイヤルを開設しています。また、被害者からの人権侵害の申告を受けて、速やかに救済手続を開始する、人権侵犯事件の調査救済制度があります。こうした窓口や制度を広く案内するなど、名古屋法務局と連携し、情報交換を行いながら、外国人県民の人権を守るための取組を進めています。【170】



名古屋市港図書館「多文化コーナー」

【重点施策と数値目標】

施策目標	重点施策	現状	目標	主に連携する部局・団体など	
ライフサイクルに応じた継続的な支援	1	多文化子育てサロンの設置を促進します	未設置	15 か所設置	県民生活部、健康福祉部、市町村、NPO など
	2	不就学と推計される外国人児童生徒数を減らします	2,664 人	1,800 人	県民生活部、教育委員会、市町村、NPO など
	3	高等学校に通う外国人生徒の数を増やします	1,295 人	1,500 人	県民生活部、教育委員会、NPO など
	4	地域における初期日本語教育を実施します	未実施	3 か所実施	県民生活部、有識者、NPO など
	5	介護保険や年金制度への加入促進のための情報提供を行います	未実施	年 2 回実施	県民生活部、社会福祉協議会など
	6	医療通訳システムの通訳派遣件数を増やします	1,279 件	1,500 件	県民生活部、健康福祉部、医療機関など
	7	タウンミーティングを開催します	(プラン策定のために開催)	年 3 回開催	県民生活部、多様な担い手
共生関係づくり 互いに支え合う	8	外国人コミュニティに出向いて意見交換を行います	未実施	年 2 回実施	県民生活部、外国人コミュニティなど
	9	外国人県民が自らの住む地域の魅力を発信する機会を設けます	未実施	3 地域実施	県民生活部、市町村、市町国際交流協会、外国人県民など
暮らす地域への支援 外国人県民とともに	10	自治会などに多文化共生の地域づくりの情報提供などを行います	未実施	年 3 回実施	県民生活部、市町村、自治会、NPO など
	11	子ども向けに多文化共生理解出前講座を行います	未実施	年 3 回実施	県民生活部、小学校など

※「数値目標」は、実効性を高めるために、目安として設定したものであり、「基本目標」や「施策目標」の達成に向け、幅広く意見を伺いながら、必要な見直しを行っていきます。

3 プランの推進に向けて

(1) 多文化共生推進主体の役割の明確化

主 体	役 割
国	外国人施策の着実な実施、中長期的な外国人受入方針の策定、自治体に対する十分な財源措置などが望まれます。
愛知県	広域的な施策・先導的な取組の実施、外国人県民を含む様々な主体との連携・協働の推進、国への要望などを行います。
市町村	日常生活に関する行政サービスの向上、行政サービスや履行すべき義務などに関する情報提供の充実などが求められます。
愛知県国際交流協会	愛知県と連携して、市町国際交流協会や NPO などの団体への支援、外国人県民に対する情報提供などを行います。
市町国際交流協会	地域のニーズや課題を踏まえたきめ細かな取組の推進、様々な主体間のネットワーク化などが求められます。
NPO などの団体	各団体独自のノウハウや情報の蓄積、公的な機関では築けないネットワークの構築、地域のニーズを的確に把握した活動などが期待されます。また、外国人県民自らが設立した団体による地域活動への参加、主体的な活動の実施などが期待されます。
企業	外国人労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守、日本社会への適応を促進するための取組などが求められます。また、外国人労働者を雇用している責任を認識し、多文化共生の地域づくりへの連携・協働が求められます。
県民	【日本人県民】外国の文化や生活習慣などの理解、外国人県民に対する地域社会の担い手としての認識、積極的な交流などが期待されます。 【外国人県民】日本語の習得、日本の文化や生活習慣の理解、地域活動への参加などが期待されます。また、外国人県民に対して日本の文化や制度などを伝えること、日本人県民に対して外国人の考え方などを伝えること、日本人と外国人・外国人同士をつなぐ役割などが期待されます。
大学	実態調査や施策立案などにおける行政・NPO などへの支援、学生による多文化共生に関する活動の促進、多文化共生分野で活躍できる人材の育成などが望まれます。
学校 (小・中学校、高等学校)	全ての児童生徒に対する多文化共生教育推進の場、日本人県民と外国人県民が出会う場所、多文化共生社会づくりの拠点、外国人児童生徒への学習支援や適切な進路指導などが望まれます。

(2) 多文化共生推進主体の連携・協働の強化

多文化共生の課題は多岐にわたることから、関係部局との横断的な連携をより緊密に行うため「あいち多文化共生推進連絡会議」を開催します。また、外国人が多数居住している7県1市（愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、名古屋市）から成る「多文化共生推進協議会」において情報交換や要望活動などを行います。

(3) プランの進行管理と適切な見直し

プランに掲げる施策が着実に実施されているかを第三者の委員からなる「あいち多文化共生推進会議」において評価を受け、その結果を毎年度公表するとともに、プランの実施状況、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえて、プランの内容や数値目標について検証を行い、必要な見直しを行います。

(4) 実施状況の公表など

県民に多文化共生の状況や多文化共生推進施策の実施状況などを明らかにするとともに、本県の取組をPRし、全国に広めていくため、「あいち多文化共生年次レポート」を作成し、公表します。また、本県の取組をウェブページに掲載するだけでなく、SNSなどを使って積極的に情報提供することにより、取組を広く知らせていきます。

4 具体的な施策一覧

番号	具体的な施策		
	項目	内容	
乳幼児期 ↓ 子ども期	1	出産・子育てに関する支援の実施	妊娠・出産の不安などに関する相談や多様な保育ニーズへの対応、地域の実情に応じた子育て支援サービスなどの提供、医療保険の自己負担分の費用（通院費は小学校入学まで、入院費は中学校卒業まで）の支給、第3子以降の子どもの満3歳到達年度末までの保育料の無料化などを行います。
	2	出産・子育てに関する情報提供	2017年度に多言語で作成した、妊娠から出産、子育てに関する手引を外国人保護者に配布するなどして情報提供を行います。
	3	子育て支援策を外国人県民につなげるための方策の検討	子育て支援策を外国人県民につなげるための方策について、「外国人県民の子どものためのプロジェクトチーム」（28番参照）で検討を行います。
	4	企業に対するワーク・ライフ・バランスの働きかけ	従業員が仕事と育児・介護などを両立することができるよう積極的に取り組む「愛知県 ファミリー・フレンドリー企業」の普及拡大など、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を促進していきます。
	5	男性の家事・育児への参加の促進	本県の男女共同参画を推進する中で、男性の家事・育児への参加を促進していきます。
	6	多文化子育てサロンの設置促進	周産期からの母子保健事業や子育てに関する日本の制度などについて情報提供をすることに加え、親に子どもの成長に伴って必要となる日本語を身につけてもらったり、子どもの言語習得に大切なポイントの周知を行うとともに、日本人の親子との交流も行い、多文化子育ての拠点となる「多文化子育てサロン」の設置を市町村と連携して促進します。
	7	多文化子育てアドバイザーの養成	出産・子育ての相談に応じる「多文化子育てアドバイザー」を養成します。
	8	あいち医療通訳システムの活用による母子保健対策事業の充実	後述（106・107番参照）
	9	プレスクールの設置促進	「プレスクール実施マニュアル」やモデル事業の成果を普及させるとともに、実施主体などへの説明会を開催するなどして、設置か所の増加に努めます。
	10	プレスクール実施教室のネットワーク化	プレスクールを実施している教室のネットワーク化を図り、情報交換などをすることによって実施内容の充実を図ります。
	11	家庭やコミュニティ内における母語教育の推進	外国人県民が家庭やコミュニティ内において、子どもたちに母語や母文化の大切さを教えたり、母語による学習支援などの取組を行う際の参考にするために作成した冊子の普及や県協会が母語・母文化学習の大切さを伝えるイベントや講座を開催するなどにより、母語教育を推進します。
	12	母語支援関係団体の活動促進	母語支援団体が実施する絵本の読み聞かせなどの活動を紹介したり、イベントの後援や広報に協力するなどして、活動を促進します。
	13	日本語教育適応学級担当教員の加配	外国人児童生徒への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校に対して、日本語教育適応学級担当教員を配置します。
	14	語学相談員の配置	外国人児童生徒の母語/母国語（ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語）と日本語の両方に堪能な語学相談員を教育事務所に配置し、公立小中学校への訪問指導を実施します。

番号	具 体 的 な 施 策	
	項 目	内 容
15	外国人児童生徒教育に携わる教員の研修	外国人児童生徒を担当する教員や語学相談員などを対象に、講義、研究協議などをおして、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させるとともに、多文化共生への意識を向上させることにより、資質の向上に努めます。
16	外国人児童生徒教育に関わる課題や施策についての情報交換	市町村教育委員会担当者などを対象に、外国人児童生徒の教育や就学に係る連絡協議を行う「外国人児童生徒教育連絡協議会」を開催し、外国人児童生徒教育の円滑な推進を図ります。
17	青年海外協力隊経験者、外国語が堪能な者を対象とした特別選考の実施	青年海外協力隊経験者を対象とした教員採用選考試験の特別選考、外国語（ポルトガル語・スペイン語・中国語・フィリピン語）が堪能な者を対象とした教員採用選考試験を実施します。
18	日本語能力測定方法の活用の働きかけ	機会を捉えて、市町村教育委員会や小・中学校に対して「日本語能力測定方法」の活用を働きかけます。
19	特別の教育課程による日本語指導の充実及び指導に関する記録の共有	公立小・中学校における「特別の教育課程」により、個別の指導計画を作成し、日本語指導の充実を図ります。
20	日本語初期指導教室（プレクラス）運営に関するリーフレットなどの普及	2016年度に作成した日本語初期指導教室（プレクラス）のリーフレット及び指導計画案の普及を図ります。
21	プレクラスの設置促進・充実	プレクラスの事例紹介やプレスクールと合わせた説明会・ネットワークづくりにより、プレクラスの設置を促進するとともに、充実を図ります。
22	不就学の子どもの就学促進活動に対する補助	広域的に不就学の子どもに対する就学促進活動を行っているNPOに対し、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。
23	外国人県民の子どもに対する就学に向けた取組の推進	不就学になった後の進路の選択肢一覧を作成して配布したり、日本の教育制度や進学に関する情報提供などを行うことにより、不就学の子どもや保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うとともに、関係部局と連携して、不就学の実態を把握し、解消に向けた取組を検討・実施します。
24	不就学の子どもの推計	不就学対策の効果を検証するため、以下の計算式により不就学の子どもの数を毎年度推計します。 【計算式】 義務教育年齢者数－（国公立・私立学校在籍生徒数＋外国人学校在籍者数） 注1：義務教育年齢者数は法務省「在留外国人統計」の6歳から14歳の数 注2：国公立・私立学校在籍生徒数は文部科学省「学校基本調査」 注3：外国人学校在籍者数はブラジル人学校・朝鮮学校に調査などを行い把握した生徒数 注4：異なる統計資料を組み合わせて推計しているため、実際の不就学の数ではない。ただし、この数が減ることにより、不就学の子どもが減ったと考えることができる
25	多文化ソーシャルワーカーによる外国人県民の子どもの教育に関する相談の実施	県協会の多文化ソーシャルワーカーが、県協会が作成した「多文化ってこういうこと＝子どもの教育編＝」を活用して、子どもの教育に関する相談に適切に対応します。
26	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業の実施	生活困窮世帯等の子どもを対象に、授業の復習・宿題の習慣づけのための学習支援や子どもが安心して通える居場所の提供などを行います。 また、複合的な課題を抱える保護者には、子どもの養育に必要な知識や公的支援の情報提供など、生活困窮者自立相談支援事業と連携した相談支援などを実施します。

番号	具体的な施策	
	項目	内容
27	家庭教育支援チームによる相談などの実施	家庭教育支援チームによる保護者からの相談対応や、必要に応じて家庭教育コーディネーター（元教員）やホームフレンド（大学生）を派遣します。
28	外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチームの設置	外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するため、関係部局から成るプロジェクトチームを設置します。また、有識者やNPOなどの関係者からの意見も取り入れながら、「教育機会均等法」の趣旨を踏まえ、施策の充実に向けて検討するとともに、乳幼児期から高等学校卒業までの切れ目のない支援のため、情報共有する仕組みについて検討します。
29	乳幼児期から高等学校卒業までの制度・支援策の一覧などの作成	外国人県民が乳幼児期から高等学校卒業までの制度や支援策を把握できるよう、一覧などを作成します。
30	発達障害の可能性のある子どもへの対応の検討及び勉強会などの開催	発達障害の可能性のある子どもに対する適切なアセスメントや通訳、実態把握の方法などを検討します。また、当面、どのような対応が最善なのかを関係者間で共有するため、支援者と連携しながら、事例発表や勉強会などの機会をつくるとともに、ネットワークをつくっていきます。
31	各種学校認可申請に関する情報提供など	外国人学校の学校法人化を促進するため、各種学校認可に関する情報提供を行っています。
32	外国人学校への私学助成金の交付	学校法人認可の外国人学校には、教育を行うために必要な経常的な経費に対し、補助金（「経常費補助金」）を交付します。また、地域社会における国際化の進展を図るための取組に対しても補助金を交付します。
33	外国人学校における健康診断の実施状況の把握及び実施への働きかけ、保護者への啓発	外国人学校における健康診断の実施状況などの実態を把握するとともに、未実施の学校へは実施に向けての働きかけを行い、保護者に対する健康診断の重要性の啓発も行います。
34	外国人学校との連携	外国人学校との連携を密にし、様々な課題を把握したり、相談に応じます。
35	豊かな心や健やかな体を育むための機会の提供や環境整備などの実施	命の誕生に感動したり、生きることの素晴らしさを実感できる経験や自然に触れる体験など、様々な交流や体験の機会を提供するとともに、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を高められるよう環境整備などを行います。
36	進路に関する情報提供などの実施	外国人県民の子どもたちや保護者などが、日本の教育制度などについての理解を深めるために進路に関する教育相談会や、日本社会で活躍している二世世代から話を聞く機会を設けます。
37	外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブックの更新・普及	外国人県民の子どもたちが将来に夢を持ち、その実現に向けて努力するとともに、周囲の人が、子どもたちの進学や就職に向けて支援することができるよう作成した「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」及び「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」の情報を更新するとともに、活用方法を作示し、普及を図ります。
38	子どもの貧困対策推進プロジェクトチームの設置	未来を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育成される環境を整備することを目的として、部局横断的な子どもの貧困対策推進プロジェクトチームを設置し、子どもの貧困対策関連施策について検討を行います。

番号	具体的な施策	
	項目	内容
39	地域安全活動の推進	外国人集住地区などで、外国人県民も参加した防犯パトロールなどの地域安全活動を推進します。 少年の非行防止を図るため、外国人学校や外国人少年が在籍する小・中学校などと連携した「非行防止教室」を実施します。
40	犯罪の取締り	外国人県民が被害者となるような犯罪、不法就労助長事犯など外国人県民を利用しようとする犯罪などへの取締りを強化します。
41	地域安全対策の推進	安全・安心に関する情報を、交番、駐在所の広報紙や巡回連絡の機会を通じて提供するほか、外国語メディアのホームページや外国語広報誌などにも情報提供していきます。 管内の外国人県民の居住実態に応じて、外国人県民を県内各警察署に設置されている警察署協議会委員に選出していきます。 犯罪被害者などに対しては、刑事手続きの流れや相談窓口などに関する情報を提供するための手引き（外国語版）を作成し、愛知県警察のウェブページに掲載します。
42	交通安全対策の推進	ウェブページで、5か国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語）の交通安全情報を提供します。また、外国人県民向け交通安全教育ビデオの貸出など啓発に努めます。 また、外国人県民を雇用している各企業や事業所、外国人学校などを対象に、各警察署管内の実態に応じた交通安全教室や講演会などを実施します。
43	多言語による消費生活情報の提供	消費生活情報や相談窓口の案内を多言語化してウェブページに掲載します。
44	外国人県民の子どもの日本語学習の促進	「日本語学習支援基金」を活用して、地域の日本語教室や外国人学校を支援します。
45	学習支援ボランティアの確保	地域の日本語教室のボランティアの養成をするとともに、学習支援ボランティアの参加を幅広く呼びかけ、参加を希望する人を国際交流協会やNPOなどに紹介します。
46	日本語スピーチコンテストの実施	外国人児童生徒等によるスピーチコンテストを開催し、自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識を高め、日本語習得を促進します。また、当コンテストが全国的にも広がるよう、国に対して全国大会開催を要望します。
47	外国人生徒の高等学校入学者選抜などに対する配慮	外国人生徒が公立高等学校への入学を希望する場合、一般入試とは別枠で入学者選抜を実施するとともに、定時制課程の前期選抜において学力検査問題のルビ振りなどの配慮を行います。また、多言語で入学者選抜制度の案内を作成します。
48	県立高等学校の外国人生徒を対象とした入学者選抜実施校の一覧の作成	県立高等学校の外国人生徒を対象とした入学者選抜実施校の一覧を作成し、インターネット上で学校の概要や特色などの情報を得られるようにします。
49	県立高等学校における外国人生徒への教育支援（外国人生徒教育支援員の配置）	日本語によるコミュニケーション能力が十分身につけていない外国人生徒などが在籍する県立高等学校（全日制・定時制課程）に、生徒の母語/母国語（ポルトガル語・スペイン語・中国語など）に堪能な外国人生徒教育支援員を配置し、外国人生徒の学習活動や学校生活などを支援します。



青年期

番号	具体的な施策	
	項目	内容
50	外国人生徒教育支援員のネットワークづくりへの協力	外国人生徒教育支援員のネットワークづくりに協力することにより、質の向上に努めます。
51	若者・外国人未来塾の開設及び拡大	困難を抱えた子ども・若者や外国人の社会的自立をめざし、高等学校卒業認定試験の合格等に向けた学習支援や関係機関などと連携した相談・助言、外国人に対する日本語学習支援、基礎的なパソコン講座を行うために、2017年度に県内3地区で開設した「若者・外国人未来塾」の実施を所拡大に努めます。
52	高等学校に通い続けるためのサポートの検討	高等学校に進学した外国人生徒の実態などを把握するとともに、どんなサポートが必要か「外国人県民の子どものためのプロジェクトチーム」（28番参照）で検討を行います。
53	中学卒業程度認定試験の改善要望	外国人が多数居住している7県（愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県）と名古屋市で構成される「多文化共生推進協議会」において、中学卒業程度認定試験の改善要望を国に対して行います。
54	学齢超過の子どもへの就学促進活動に対する補助	広域的に学齢超過の子どもに対する高等学校等への就学促進活動を行っているNPOに対し、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。
55	就学に伴う経済的負担の軽減	私立高等学校の入学納付金等の負担軽減や県立高等学校での入学料・授業料の減免、奨学金制度などを実施します。
56	就学に伴う経済的負担軽減制度の周知	本県が行う高等学校の就学に伴う経済的負担軽減制度の他、各大学が独自に実施する入学料・授業料の減免制度や各種団体が行う奨学金制度などについて、制度の内容や制度利用にあたっての留意点などについて情報提供を行います。
57	外国人学生の県庁でのインターン受入れ	日本社会で円滑に就職できるよう、外国人学生をインターンとして受け入れます。
58	外国人学生の企業でのインターン受入れ促進	NPOなどと連携し、外国人学生を企業がインターンとして受け入れるよう、受入れ事例の紹介などを通じて促進します。
59	企業展見学会の実施	日本語教室などに通う子どもたちを企業展に連れていき、様々な職業の存在について知ってもらうことにより、職業観の醸成を図ります。
60	子ども若者地域協議会設置促進	困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活を送れるように支援する「子ども・若者支援地域協議会」などのネットワークが、市町村において整備されるよう支援します。
61	第二世代のネットワークづくり	日本で生まれ育った第二世代の会議の開催などをおしてネットワーク化を図ります。
62	有害環境などへの対応	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制や、適正なインターネット利用に関する啓発を行います。
63	高校生を受け入れている日本語教室の事例などの紹介	高校生を受け入れている日本語教室の事例やノウハウの紹介を行います。
64	外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を、企業などを対象としたセミナーを開催するとともに、企業などの集まる研修や会合の場に出向くなどして、広く普及していくとともに、周知の方法も検討します。
65	外国人労働者憲章の見直し	経済団体などと意見交換をしながら、外国人労働者憲章の見直しを行います。



成人期



成人期

番号	具体的な施策	
	項目	内容
66	外国人労働者の適正雇用に関する国への要望など	「多文化共生推進協議会」（53番参照）において、外国人労働者の適正雇用や相談窓口の設置に関して要望を行います。また、愛知労働局と連携して外国人労働者の実態把握に努めるとともに、相談窓口の情報提供を行うなど、適正雇用に向けた取組を進めていきます。
67	定住外国人を対象とした職業訓練の実施	高等技術専門校で、身分に基づき本県に在留する外国人を対象とした職業訓練（定住外国人対象委託訓練）を実施します。
68	留学生の就業促進	留学生採用に向けた企業啓発パンフレットの作成や留学生生活用講座の開催による企業の意識啓発、インターンシップや相談窓口による就職支援、企業と留学生との交流会や企業見学ツアーによる交流機会の創出を行い、留学生の就職と地域定着を促進します。
69	外国企業の誘致	（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）、「愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター（I-BAC）」、「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会（GNIC）」と連携し、企業招へい・海外ミッションの派遣や、拠点立上支援などにより、外資系企業を誘致します。
70	就業サポート及び相談窓口の紹介	あいち労働総合支援フロアやヤング・ジョブ・あいちで就業に関する相談などを行います。また、就業促進に係る施設や相談窓口を外国人県民に紹介するとともに、長期的なビジョンを持てるような情報の提供を行います。
71	外国人県民の起業の促進	多言語で起業のための情報提供などを行うことにより、外国人県民の起業を促進します。
72	結婚・離婚や家庭内の問題解決に向けた支援	県協会が作成した冊子「多文化ってこういうこと＝結婚・離婚編＝」を活用して、結婚・離婚などの相談に適切に対応します。
73	ドメスティック・バイオレンス（DV）などへの対策の推進	愛知県女性相談センターでは、DVを始め、家庭内で直面する様々な問題の解決を図るとともに、相談員など専門家のネットワークづくりの推進に取り組みます。また、一時保護された外国人県民からの相談に対応できるよう通訳者を雇用し、適切な支援を行います。さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談窓口などについて多言語で情報提供します。
74	生活設計のための情報提供	金融リテラシーを身につけ、長期的なライフプランを設計するための冊子などを作成します。
75	自立相談支援事業や生活福祉資金貸付の実施・周知	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に対応するため、県福祉事務所に主任相談支援員及び相談支援員を配置するとともに、生活困窮者の個々の状況に応じた個別支援計画を作成し、自立に向けた支援を行います。 また、愛知県社会福祉協議会において、低所得者などに対して生活資金の貸付（生活福祉資金貸付）を行うとともに、民生委員による相談支援を行います。 なお、こうした制度について、多言語により周知するよう努めます。
76	公営住宅を所管する部局や関係機関との情報交換	外国人が多く入居する公営住宅を所管する部局や関係機関との情報交換や意見交換などを行います。



成人期

番号	具体的な施策	
	項目	内容
77	県営住宅入居者に対するルール理解の促進	共同生活で守るべき内容を多言語で記載した「入居者のしおり」（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語、ネパール語）などを入居時に配布し、情報の提供に努めるとともに、入居後に「愛知県営住宅ニュース」などの外国語版を作成し、各戸に配布し注意を喚起します。 また、外国人県民が多い地域の愛知県営住宅供給公社住宅管理事務所に通訳を派遣して、入居説明会を開催したり、定期的に相談日を設定して各種相談に応じます。 さらに、日本の生活習慣や共同住宅のルールなどを分かりやすく理解できるよう作成したDVDや、子ども向けの絵本などを県営住宅の入居説明会や団地のイベントなどで積極的に活用するとともに、他の公的賃貸住宅管理者にも紹介していきます。
78	住宅セーフティネット制度の推進	外国人、高齢者、障害者などの入居を受け入れる賃貸住宅の登録や入居者に対する居住支援などを推進します。
79	あいち医療通訳システムの活用によるメンタルヘルスへの対応	後述（106番参照）
80	関係部局と連携したメンタルヘルス相談の充実・周知	心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、県精神保健福祉センターや県保健所、労働者の相談窓口などにおけるメンタルヘルス相談の充実を図っていきます。
81	福祉サービスの多言語による情報提供	福祉サービスについて、外国人県民に対して多言語による情報提供などにより周知を図ります。
82	あいち医療通訳システムの活用による自立支援医療などへの対応	後述（106番参照）
83	地域の日本語教育に関わる主体の連携・協働の推進	「愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」の普及により、地域の日本語教育に関わる主体がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働することを促進します。
84	あいち外国人の日本語教育推進会議の開催	地域の日本語教育に関係する機関・団体の代表で構成される「あいち外国人の日本語教育推進会議」を開催し、関係者との情報共有や意見交換を行っていきます。
85	日本語教室のネットワーク組織との連携	東海地域で活動している日本語教室のネットワーク組織と連携して、地域の日本語教室の現状について把握するとともに、日本語教室間で情報交換や意見交換などを行い、日本語教室の運営の安定と質の向上を図ります。
86	地域における初期日本語教育の検討及び初期日本語教室の開催	ほとんど日本語を話せない外国人県民に対応するため、専門機関と連携しながら、外国人受入れの社会インフラとなる地域における初期日本語教育の検討を行い、人材育成を行うとともに、モデル的に初期日本語教室を開催します。
87	就労につながる地域の日本語教室の提案	日本語を身につけることの大切さを理解し、日本語をしっかりと学習するきっかけとなるような地域の日本語教室のあり方を示します。
88	外国人就労・定着支援研修の普及	国で行っている「外国人就労・定着支援研修」を市町村の協力を得ながら普及していきます。
89	行動・体験型日本語教室の普及	行動・体験型プログラム研修を実施することなどにより、行動・体験型日本語教室の普及を図ります。



成人期



老年期



番号	具 体 的 な 施 策	
	項 目	内 容
90	日本語学習機会の提供	「あいち国際プラザ」において日本語教室を開催し、外国人県民の日本語学習を支援します。
91	市町村の日本語教育担当者に対する情報提供	市町村の日本語教育担当者に対して、地域の日本語教育に関する情報提供などを行います。
92	地域の日本語教室の情報提供	転入居時や公営住宅入居時に県協会から提供される日本語教室のリストなどを配布するよう、市町村や関係機関に働きかけます。
93	日本語教育に関する国の会議や研修会などへの積極的な参加	県が地域の日本語教育のコーディネーター的役割が果たせるよう、担当職員を日本語教育に関する国の会議や研修会などに積極的に参加させるとともに、国の動きを把握していきます。
94	地域の日本語教室への支援	県協会では、市町村などと連携して、地域に密着した日本語教室の開設を目指す講座や既に開設している教室のステップアップをめざす講座を開催するとともに、日本語教育に携わるボランティアなどに対して、日本語教育に関する情報提供を行います。また、外国人に関する制度や問題解決のための窓口を知るための勉強会の開催や情報提供を行うことにより、地域の日本語教室を支援します。
95	地域の日本語教室の運営のあり方に関する検討	地域の日本語教室の関係者と意見交換などを行いながら、現状を踏まえて、地域の日本語教室の運営のあり方について検討します。
96	日本語学習に関する情報提供	豊田市の作成した「とよた日本語学習支援システム」や豊橋市が作成した「Vamos Ganbatear」のような、日本語学習コンテンツや日本語学習の教材などに関する情報提供を行うとともに、日本語学習に関する相談にも応じます。
97	外国人県民の高齢化に関するプロジェクトチームの設置	外国人県民の高齢化に関する取組などを検討するため、関係部局から成るプロジェクトチームを設置します。また、関係部局以外の関係者からも意見を聴取し、効果的な施策の実施について検討します。
98	外国人県民の高齢化に伴う課題などの周知	外国人県民の高齢化に伴う課題や必要とされる取組などを行政や関係者だけでなく、広く県民に対して周知します。
99	介護通訳の検討・準備	介護保険法に基づく介護サービスの利用や利用に当たっての説明、調査、契約などにおいて円滑に意思の疎通が図れるよう、要介護者や家族、行政や福祉機関、介護サービス事業者などとの間で言語サポートを行う介護通訳の実施に向けて検討・準備します。
100	外国人県民に対する介護制度の周知	介護制度について、外国人県民に対して多言語による情報提供などにより周知を図ります。
101	外国人県民の高齢化や介護の課題に関する啓発	外国人県民の高齢化や介護の課題に関する課題などを把握し、その結果を行政や介護施設、関係機関などに対して知らせます。
102	外国人県民の介護人材育成	介護分野の職業訓練などを通して、外国人県民の介護人材を育成します。
103	終活のための情報提供	終活のための冊子などを作成し、情報提供や説明会を行います。
104	年金の加入促進	年金制度について、外国人県民に対して多言語による情報提供などにより周知を図るとともに、外国人労働者憲章に社会保険への加入を明記するなどして、彼らを雇用している企業などに対して、社会保険への加入を促進します。
105	無年金者の救済措置に関する国への要望	「多文化共生推進協議会」（53番参照）において、無年金者の救済措置に関する要望を行います。



医療



防災

番号	具体的な施策	
	項目	内容
106	あいち医療通訳システムの普及・質の向上	外国人県民が安心して医療機関や保健所・保健センターなどを利用できるよう、通訳者の派遣や電話通訳などを利用できる「あいち医療通訳システム」の運用を行うとともに、利用医療機関などの増加に向けての取組や外国人県民などへの周知に努めます。また、通訳の質の向上のため、養成研修だけでなく、フォローアップ研修も行います。
107	保健分野での活用の促進	「あいち医療通訳システム」を保健分野にも活用してもらうよう、市町村の保健所・保健センターに利用を働きかけます。
108	県立病院などにおける「あいち医療通訳システム」の利用	県立病院や保健所において、「あいち医療通訳システム」を利用して、外国人県民への診療や地域保健活動が円滑に進むよう努めます。
109	「医療機関等外国人対応マニュアル」の普及	医療機関などにおいて、外国人患者を円滑に受け入れられるよう、「医療機関等外国人対応マニュアル」の普及を図ります。
110	外国語対応可能な医療機関についての情報提供	ウェブページ（救急医療情報システム）で、外国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語など）での診療が可能な病院や診療所の情報を提供します。また、5ヶ国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）の音声とファックスにより、外国語対応可能な病院や診療所の情報を提供します。
111	医療保険制度に関する情報提供	医療保険制度について、外国人県民に対して多言語による情報提供などにより周知を図ります。
112	災害多言語支援センターの体制整備	大地震などの災害が発生した場合には、多言語での災害に係る情報提供をするための災害多言語支援センターを設置し、市町村などの要請に応じて、通訳派遣や翻訳を行うとともに、多言語で災害情報の提供を行います。また、センターが有効に機能するよう、他自治体や国際交流協会、企業等との連携体制も整備します。
113	災害時外国人支援ボランティアの養成	災害多言語支援センターからの依頼に基づいて通訳や翻訳をする人材を養成します。
114	災害時の電話通訳による対応	外国人被災者に対応するため、企業と連携して、災害時に県・市町村などから電話通訳が利用できるようにします。
115	災害情報を知らせる仕組みの検討	企業と連携し、外国人県民に対してスマートフォンのプッシュ通知により災害情報を迅速に伝える仕組みを検討します。
116	災害時などにおける多言語化支援ツールの普及	「多言語情報翻訳システム」や「災害時多言語表示シート」などの多言語化支援ツールを普及します。
117	「やさしい日本語」の普及	ゲーム感覚で楽しめるように作成したアプリや、「やさしい日本語」を作成するうえで参考となる手引などを活用して、「やさしい日本語」を普及します。
118	避難所の多言語化の促進	多言語表示シートの活用や様式などの多言語化を図り、市町村を通じて県内の避難所への整備を促します。
119	外国人避難所受入マニュアルの作成	愛知県避難所運営マニュアルに加え、外国人県民を避難所に受け入れるためのマニュアルを作成します。
120	多文化防災のネットワーク組織との連携	多文化防災のネットワーク組織と連携してイベントなどを開催するとともに、意見交換会を開催します。



防災



体制



番号	具体的な施策	
	項目	内容
121	市町村職員などを対象とした災害時外国人支援活動講座の開催	市町村職員などを対象とした災害時外国人支援活動講座を開催します。
122	地域の防災グループなどに対する多文化防災の働きかけ	多文化防災のネットワーク組織の活動に合わせ、地域の防災グループなどへ多文化防災の視点をもってもらえるよう働きかけていきます。
123	外国人県民に対する防災知識の普及・啓発及びポータルサイトなどの検討	外国人県民に対して、多言語で防災知識を提供することにより、平時から防災に関する知識の普及や意識の向上に努めるとともに、災害情報と防災知識を同時に得られるポータルサイトなどの開発を検討します。
124	多文化ソーシャルワーカー活用の働きかけ	養成した多文化ソーシャルワーカーの活用を市町村に働きかけます。
125	多文化ソーシャルワーカーの団体への協力	多文化ソーシャルワーカーが設立した団体の勉強会や研修会に協力することにより、ソーシャルワーカーの質の向上を図ります。
126	外国人相談事業の実施	外国人県民からの労働・税金・医療・教育などの相談に多言語で対応します。また、弁護士による無料法律相談も実施するとともに、市町村などとも連携・協力しながら、外国人県民が抱える複雑で多様な問題に対応できる、より専門性の高い相談を実施します。
127	相談対応マニュアルによる適切な対応	社会福祉や結婚・離婚、子どもの教育をテーマにした相談対応マニュアルなどを各種相談窓口に配布して、適切な対応が図られるよう働きかけます。
128	在名古屋ブラジル総領事館との意見交換会の開催	在名古屋ブラジル総領事館と定期的に意見交換を行い、ブラジル人に対する効果的な取組を行います。
129	現場に寄り添った視点を持った職員の育成	多文化共生に関する知識だけでなく、支援の現場や市町村・NPOなどの行うイベントに積極的に参加して、現場に寄り添った視点を持った職員を育成します。
130	有識者などとのつながりの継続	これまで本県の多文化共生施策に関わっていただいた有識者や支援者の方々をリスト化し、定期的に本県の多文化共生の実施状況を知らせるなどして、つながりを継続し、必要なときに助言などをいただけるように努めます。
131	タウンミーティングの開催	多文化共生の推進にあたっては、県だけでなく、市町村、国際交流協会、NPO、企業、大学、学校、自治会や地域住民など多様な担い手がそれぞれの役割を果たしていることから、様々な立場の者が、お互いの特長を生かしながら、対等な立場で連携・協働するとともに、本県の多文化共生施策について話し合うためのタウンミーティングを定期的で開催します。
132	顕彰の実施	多文化共生の推進に長年貢献し、その業績が顕著な個人や団体に対して、多文化共生推進功労者表彰を行います。
133	若い世代の人材育成	多文化共生に関する活動を行っていたり、これから活動したいと思っている若い世代を対象に、大学などと連携し、講座や交流会などを開催することにより、次代を担う人材を育成します。

共生関係

番号	具体的な施策	
	項目	内容
134	外国人コミュニティとの意見交換などの実施	持続可能で有機的なつながりのあるコミュニティの形成や人材育成につなげるため、外国人コミュニティと連携して、情報提供や意見交換などを行うとともに、先進事例の紹介などを行うセミナーなどを開催することにより、外国人県民同士で教え合える場づくりや世代間の交流の場づくりなどを働きかけるとともに、地域活動の担い手も育成します。また、こうした場づくりを行うことのできる施設の紹介なども行っていきます。
135	外国人グループの活動紹介	地域の課題を解決するために活動をしているグループの紹介などを通じて、日本人の理解を促進するとともに、活動が継続するよう支援していきます。
136	外国人県民とともに日本社会の課題を解決するための方策の検討	外国人県民の力を生かして日本社会の課題を解決するための方策について、有識者や外国人県民を交えて検討します。
137	災害時に活躍する外国人県民の育成	日本赤十字社愛知県支部と連携し、災害時に活躍する外国人県民を育成します。
138	外国人支援ボランティアの活用	外国人支援を行うボランティアを養成するとともに、登録制度の積極的な活用を図ります。
139	外国人県民の力を生かしたまちづくりの紹介	外国人県民の力を生かしたまちづくりの事例を収集し、ウェブページなどで紹介します。
140	在住外国人観光戦略チームによる地域の魅力発見・発信	外国人県民が自らの住む地域の魅力を発見し、発信をします。また、その成果は多文化共生フォーラムあいち（157番参照）などで発表します。
141	多言語による情報提供及び内容の充実	外国人県民に対する生活情報や行政情報に関する多言語の出版物の作成を推進するとともに、愛知県のウェブページの多言語化を図ります。なお、愛知県警察のウェブページでは、「生活の安全・安心」に関する情報を、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語などで提供します。また、情報機器の発達と普及を念頭に置いて、有効な手段を検討していきます。
142	外国人コミュニティやエスニック・メディアなどと連携した情報提供	外国人県民が母語で情報交換しているソーシャルネットワークサービス（SNS）に外国人コミュニティの協力を得て情報を流したり、エスニック・メディアと連携して必要な情報を提供します。
143	外国人が情報を手にとってくれるような方法の検討・実施	市町村や市町村国際交流協会が作成した多言語の情報媒体を外国人県民に手にしてもらえよう、「自由にお取りください」を県で统一的に翻訳して市町村に配布するよう検討します。
144	ポルトガル語が堪能な職員の採用	ポルトガル語が堪能な職員を採用し、通訳・翻訳だけでなく、外国人県民の視点から施策の企画・運営にも従事してもらいます。
145	「外国人県民あいち会議」の見直し	「外国人県民あいち会議」のあり方を見直し、施策に反映させる仕組みをつくったり、会議を公開で行うことにより、外国人県民の意見や思いを発信していきます。
146	多文化共生意識をもった行政職員の育成	行政職員の多文化共生意識の向上を図るため、市町村職員を対象とした専門家による講演や先進的な取組を紹介する研修会を開催するとともに、関係行政職員間の情報の共有や連携を図ります。
147	市町国際交流協会による多文化共生事業の促進	市町国際交流協会との会議を定期的実施し、多文化共生に関する現状や様々な事業についての情報・意見交換を行い、地域全体での多文化共生に関する取組を促進・支援します。
148	市町村に対する多文化共生推進プラン策定の働きかけ	市町村において多文化共生施策を効果的に進めるため、多文化共生推進プランの策定を働きかけていきます。

地域への支援

地域への支援

意識づくり

番号	具体的な施策	
	項目	内容
149	市町村に対する多文化共生分野でのCIRの活用への働きかけ	通訳・翻訳だけでなく、生活支援や住民に対する多文化共生の理解促進のためにCIRを活用している事例紹介などを行い、その活用を市町村に働きかけます。
150	多文化共生の地域づくりのためのマニュアル作成及びキーパーソンの育成	地域や団地で円滑に外国人を受け入れるために、異文化理解や外国人への対応方法などについてまとめたマニュアルを作成して、自治会などに配布します。また、多文化共生の地域づくりのキーパーソンであり、日本人住民からの相談にも乗り、外国人住民と日本人住民の間の架け橋となる「地域多文化コーディネーター」を市町村と連携して育成します。
151	自治会などとの意見交換	県職員が地域へ出向いて、外国人住民も交えて自治会や民生児童委員などとの意見交換を行う。
152	働きやすい環境づくりのための先進事例や相談窓口の提供	働きやすい環境づくりのための先進事例や相談窓口を、セミナーやウェブサイトなどで紹介します。
153	宗教・文化などの理解に対する支援	異文化理解交流講座や国際理解教育教材を活用して、地域や学校、事業所など、外国人県民の受け入れ側に対して、宗教・文化などの理解が進むように支援します。
154	多文化共生の情報を集約したウェブサイトなどの運営	愛知県多文化共生関連施策や統計情報、イベント紹介など多文化共生社会づくりに役に立つ情報を集約した総合的なウェブサイトの運営を行います。また、フェイスブックにより、イベントや活動内容を紹介するとともに、県民の方々とのコミュニケーションにも役立っています。
155	多文化共生に対する理解を促進するための講座・イベントの開催	多文化共生に対する理解や日本人県民と外国人県民の相互理解を促進するための講座やイベントなどを開催します。
156	多文化共生に対する理解を促進するためのイベント・行事の後援・周知	市町村やNPO、大学などで行われるイベントや行事などを後援するとともに、ウェブサイトなどでも紹介することにより広報にも協力します。
157	多文化共生月間に合わせた取組	多文化共生月間に合わせ、知事からのメッセージの発信や「多文化共生フォーラムあいち」の開催、リーフレットの配布などを行うことにより、県民の理解と認識を深めていきます。また、市町村や国際交流協会、NPOなどが多文化共生月間に行うイベントなどをとりまとめ周知します。
158	愛知県多文化共生シンボルマーク使用の促進	愛知県多文化共生シンボルマークの使用を促し、多文化共生社会の推進を県全体の取組としていきます。
159	多文化共生に関する出前講座などの実施	学校の授業やNPO・企業・地域などで行われる勉強会や会合などの場に県職員が出向き、多文化共生に関する理解を深めるとともに、参加者が自らがどのように多文化共生の地域づくりに関わっていきけるかを考える機会にします。
160	愛知県図書館「多文化サービスコーナー」などの充実・検討	愛知県図書館内に「多文化サービスコーナー」を設置して、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語で書かれた日本での生活や仕事に役立つ資料、日本語習得の学習書、文学作品などの蔵書の充実にも努めるとともに、より充実したコーナーとなるよう検討します。また、外国人県民に対して同コーナーの周知を図るため、各言語によるチラシを作成し、県内自治体、国際交流協会、日本語学校などへの配布を行うとともに、ホームページへの掲載を行います。さらに、県内の図書館において、多文化コーナーの設置に向けた動きを広げるため、事例紹介などを行います。

番号	具体的な施策	
	項目	内容
161	愛知県国際交流協会の機関誌、図書コーナーでの多文化共生化連情報・資料の提供	愛知県国際交流協会の機関誌に多文化共生関連事業の実例紹介や施策などの情報を掲載するほか、あいち国際プラザ図書コーナーにおいては日本語教育などの多文化共生関連資料を提供します。
162	多言語対応を意識した芸術文化活動の実施	多言語対応を意識した芸術文化活動を実施していきます。
163	スポーツイベントや文化活動などを通じた相互理解の促進	日本人と外国人の交流できるスポーツイベントや文化活動・社会活動の紹介や利用できる施設の紹介を行うことにより、相互理解を促進します。
164	児童生徒への多文化共生教育の推進	公立学校では、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上を図るため、外国人生徒との交流活動などを行うとともに、活動事例集を作成し、普及を図ることにより、多文化共生教育を推進します。
165	小・中学校における多文化共生授業モデルの開発・普及	外国人県民に対して、子どもたちに学んでほしいことのアンケートを行い、授業モデルを開発して普及を図ります。
166	子ども向け多文化共生理解出前講座の開催	小学校などに職員や学生などのボランティアが出向き、映像や絵などを使って子ども向けに多文化共生理解出前講座を開催します。
167	県政の各分野における人権尊重の視点と人権意識の高揚	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権教育・啓発を進め、県政の各分野において外国人県民の人権尊重の視点に立った施策を推進します。また、人権啓発資料を作成し啓発イベントなどで配布して、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚に努めます。
168	多文化共生教育を通じた人権教育の推進	「学びネットあいち」（愛知県生涯学習情報システム）を活用した学習コンテンツにより、互いの文化を理解し尊重する態度を養うなど、人権意識の高揚に努めます。
169	ヘイトスピーチの解消に向けた啓発の推進	ヘイトスピーチの解消の必要性について周知し、広報その他の啓発活動を実施します。
170	外国人県民の人権を守るための取組	名古屋法務局の人権相談・調査救済制度を広く案内するとともに、情報交換を行いながら、外国人県民の人権を守る取組を進めます。

策定過程

年 月 日	内 容
2016 年度	<p>愛知県外国人県民アンケート調査 ☞外国人県民 8,000 人を対象にアンケート（回答者数 2,603 人） 調査期間 2016 年 11 月 22 日～12 月 13 日</p> <p>外国人県民の実態等に関する団体ヒアリング ☞41 団体にヒアリング（結果公表 39 団体） 調査期間 2016 年 10 月 21 日～2017 年 2 月 15 日</p> <p>第 2 回県政世論調査 ☞県民 3,000 人を対象にアンケート（回答者数 1,447 人） 調査期間 2016 年 12 月 7 日～12 月 26 日</p>
2017 年 5 月 25 日	<p>新あいち多文化共生推進プラン（仮称）連絡会議（第 1 回） ☞県庁内の関係部局からなる会議。プランの方向性などについて説明</p>
5 月 26 日	<p>愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッション（第 1 回） ☞テーマ：ライフサイクルに応じた支援 愛知県の外国人の状況の説明のあとワークショップ</p>
6 月 6 日	<p>新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議（第 1 回） ☞多文化共生に関わる各テーマの有識者の方々にお集りいただき、プランの目標や施策の基本方向などについて検討</p>
6 月 16 日	<p>愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッション（第 2 回） ☞テーマ：第二世代の活躍 第二世代の体験談のあとワークショップ</p>
7 月 8 日	<p>東海日本語ネットワーク東海との意見交換 ☞東海地域の日本語教室のネットワーク組織の勉強会に出席して意見交換</p>
7 月 9 日	<p>愛知県県営住宅自治会連絡協議会との意見交換 ☞県営住宅の自治会の「定期団地視察・意見交換会」に出席して意見交換</p>
7 月 14 日	<p>愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッション（第 3 回） ☞テーマ：日本人の外国人に対する意識 県政世論調査の結果を使いながら日本人の外国人に対する意識を考える</p>
7 月 15 日	<p>あいち多文化共生タウンミーティング@岡崎 ☞テーマ「防災・まちづくり」 外国人支援に関わっている二人（外国人・日本人）の基調報告のあとワークショップ</p>
8 月 5 日	<p>あいち多文化共生タウンミーティング@名古屋 ☞テーマ「子育て・教育」 外国人支援に関わっている二人（外国人・日本人）の基調報告のあとワークショップ</p>
9 月 2 日	<p>あいち多文化共生タウンミーティング@豊橋 ☞テーマ「労働・起業」 外国人雇用に関わっている二人（外国人・日本人）の基調報告のあとワークショップ</p>
9 月 5 日	<p>あいち外国人の日本語教育推進会議（おとな部会） ☞有識者の方々にお集りいただき、今後の地域の日本語教育について検討 特に、地域における初期日本語教育について検討</p>
9 月 8 日	<p>愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッション（第 4 回） ☞第 3 回までの議論を踏まえた学生たちによる施策案の中間報告</p>

年 月 日	内 容	容
9月 9日	保見団地自治会・愛知県県営住宅自治会連絡協議会との意見交換 ☞愛知県内で最も外国人の集住している保見団地で自治会・外国人住民交えての意見交換	
9月 29日	あいち外国人の日本語教育推進会議（こども部会） ☞有識者の方々にお集りいただき、プランに盛り込む子どもの日本語教育について検討	
9月 30日	外国人県民あいち会議 ☞テーマ：第二世代のわたしたちが伝えたいこと 第二世代に集まっていたいただき、多文化共生について考える	
10月 3日	新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議（第2回） ☞多文化共生に関わる各テーマの有識者の方々にお集りいただき、第1次素案について検討	
10月 6日	愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッション（第5回） ☞学生たちによる施策案の発表会	
11月 15日	あいち外国人の日本語教育推進会議（全体会） ☞有識者の方々にお集りいただき、情報交換や今後の地域の日本語教育について意見交換	
11月 18日	多文化共生フォーラムあいち 2017 ☞テーマ：ライフサイクルに応じた支援 「ライフサイクルに応じた支援」をテーマにした基調講演のあと、「子育て」に関するディスカッション	
11月 1日～	市町村から意見聴取	
11月 10日	☞検討会議の意見を踏まえた第1次素案の修正版（第2次素案）について市町村から意見を聴取	
12月 5日	新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議（第3回） ☞多文化共生に関わる各テーマの有識者の方々にお集りいただき、第2次素案について検討	
12月 26日～	パブリックコメント	
2018年 1月 25日	☞検討会議の意見を踏まえた最終案についてパブリックコメントを実施	
1月 13日	新プラン説明会@名古屋 ☞多くのパブリックコメントをいただくため、プラン案について説明会を開催	
1月 17日	新プラン説明会@岡崎 ☞多くのパブリックコメントをいただくため、プラン案について説明会を開催	
1月 20日	新プラン説明会@豊橋 ☞多くのパブリックコメントをいただくため、プラン案について説明会を開催	
2月 13日	新あいち多文化共生推進プラン（仮称）連絡会議（第2回） 県庁内の関係部局からなる会議。パブリックコメントを踏まえた最終的な案について了承	

◎「外国人県民あいち会議」の詳細は 51 ページ、「あいち多文化共生ミーティング」の詳細は 76～78 ページ、「愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッション」の詳細は 79～81 ページを参照

あいち多文化共生タウンミーティングの記録

第1回あいち多文化共生タウンミーティング@岡崎

参加者
48名

- 1 実施日時 2017年7月15日(土) 14:00~16:30
- 2 場 所 岡崎市民会館 大会議室
- 3 テー マ 防災・まちづくり
- 4 活動報告者 ①葛冬梅氏(多文化防災ネットワーク愛知・名古屋代表/NPO法人東海外国人生活サポートセンター副理事長)
②長尾晴香氏(国際交流NGO Viva おかざき!!代表)

5 ワークショップ結果

(★がついている項目が、直接的または間接的にプランの施策として取り入れた項目です。そのほかの項目も、プラン作成にあたり参考にさせていただきました。)

テーマ	県に望む取組(抜粋)
災害に関する知識の入手	<ul style="list-style-type: none"> ★県内自治体に対し、防災意識を高めるための働きかけを実施。 ★国籍の区別なく、コミュニティ同士をつなげるネットワークの形成。 ★地域の日本人と外国人が話し合い、情報交換できる場づくり。
災害時の情報入手	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進室だけではなく、様々な部署が連携し情報発信。
避難所の過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> ★「外国人を含む様々な人で避難所のルールを決める」という指針を自治体に示し、避難所で外国人を受け入れるという意識を啓発。 ★通訳ボランティアと「やさしい日本語」の活用。
外国人住民の地域参加	<ul style="list-style-type: none"> ★まずは県職員が現状・現場を知ることが大切。
日本人と外国人の接点のつくり方	<ul style="list-style-type: none"> ★外国人雇用企業への指導。 ★外国人コミュニティの情報などをまとめたコンテンツの増強。 ・外国人が経営する飲食店のグルメマップ作成。日本人と外国人の接点のきっかけになるのではないか。
外国人住民の活躍	<ul style="list-style-type: none"> ★町内会入会マニュアルを多言語で作成、動画で流して外国人の町内会入会を促進。 ★コミュニティ通訳員制度の普及



ワークショップの様子(奥側中央の女性は活動報告者の葛冬梅氏)



第2回あいち多文化共生タウンミーティング@名古屋

- 1 実施日時 2017年8月5日(土) 14:00~16:30
- 2 場 所 あいち NPO 交流プラザ 大会議室
- 3 テーマ 子育て・教育
- 4 活動報告者 ①伊藤クリスティーナ氏 (翻訳・通訳業/外国人生徒教育支援員)

参加者
54名

- ②佐藤慎子氏 (一般社団法人 cottonari 代表理事
/NPO 法人多文化共生リソースセンター東海副代表理事兼事務局長)

5 ワークショップ結果

(★がついている項目が、直接的または間接的にプランの施策として取り入れた項目です。そのほかの項目も、プラン作成にあたり参考にさせていただきました。)

テーマ	県に望む取組(抜粋)
親子の居場所づくり	★県で「御自由にお取りください」の案内を多言語化し、各市町村等に配布。
保護者の子育て情報へのアクセス	★核となる子育てセンターのような機関を設置し、情報提供・支援。 ★外国人同士のコミュニティのSNSを活用した他言語での情報提供。
支援者と保護者の関係づくり	★支援者の支援をするための講座などの実施 ・「多文化共生推進室」内に継続的に相談できる専門的な職員を配置。 ・保護者との関係づくりに力を入れている団体のノウハウを学ぶ場づくり。
子どもに対する継続的支援	★高校卒業までの子育て・教育制度などについての一貫した情報提供。 ★子どもが抱える問題をカテゴリー別に示したフローチャート図の作成。
教育現場での支援者に対する支援	★支援者・団体とのつながりを集約化し、事例の共有・支援の体制づくり。 ・学校で外国人の子ども支援に携わっている人が、何か問題があったときに相談できる窓口の明確化。
保護者の教育・進路情報へのアクセス	・情報発信に学校のメーリングリスト等を活用し、教育・進路等についての情報を多言語で入手できる環境を整備。 ★学校の先生の多文化共生意識の向上。 ★外国人保護者に対応する行政窓口の方に対する「やさしい日本語」の普及。
発達障害	★困ったときに参考にできるよう、関係者による事例発表・勉強会の実施。 ★関係者間のネットワークづくり。



【写真左】活動報告者の伊藤クリスティーナ氏



【写真右】2017年度に受け入れた外国にルーツを持つインターンシップ生

第3回あいち多文化共生タウンミーティング@豊橋

参加者
48名

- 1 実施日時 2017年9月2日(土) 14:00~16:30
- 2 場所 豊橋市民センター(カリオンビル) 多目的ホール
- 3 テーマ 労働・起業
- 4 活動報告者 ①田辺トヨヒト氏 (NPO 法人 ABT 豊橋ブラジル協会 副理事長)
②稲垣太一氏 (コニックス株式会社 社長室経営企画部 部長)
- 5 ワークショップ結果

(★がついている項目が、直接的または間接的にプランの施策として取り入れた項目です。そのほかの項目も、プラン作成にあたり参考にさせていただきました。)

テーマ	県に望む取組(抜粋)
職の安定	★働き方(雇用形態、仕事内容・業種、勤務時間等)の多様性について周知。 ・地域のハローワークでも質の高いサービスを受けられるようにすること。
起業	★外国人の起業支援をプランの中で施策として位置づけること。例えば、起業における定住者資格の有利さを当人たちに情報提供。 ★お金の使い方、増やし方等、金融リテラシー向上のための教育の実施。
技能実習生	★企業、実習生、市民が交流する場の提供。 ★技能実習生が第三者と面談し状況を報告できる仕組みづくりや、多言語相談窓口、SNSで悩みを相談できるような仕組みづくりを法務省に働きかけること。 ★地域の日本語教室のスタッフ等が、技能実習生から相談を受けた際にどこへつなげばよいかわかるよう、問題解決の窓口についての情報提供。 ★行政職員や支援者に対する、技能実習制度や実情を知るための勉強会の実施。 ・技能実習生を含め労働者に対する健康診断の義務化。
働きやすい職場づくり	・ICTを活用したコミュニケーションツール・教材の開発・研究の予算化。 ★困ったときに解決方法について情報提供してくれるアドバイザーの配置。 ・定住者と実習生等短期滞在者がお互いにアドバイス・質問し合える場づくり。 ★「やさしい日本語」の普及。
労働現場における日本語・文化への理解	★ロールモデルの提示、キャリア教育など、外国人でもキャリアアップできるという可能性に気づかせるきっかけづくり。



会場の様子





愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッションの記録



本プラン策定にあたり、若い世代の意見を盛り込むため、名城大学附属高等学校（以下「名城高校」という。）と連携し、国際クラスの2年生の生徒と一緒に、計5回にわたって講義や意見交換、ワークショップ等を行いました。

最終回の2017年10月6日（金）には、宮本愛知県副知事が同席のもと、公開により「成果発表会」を開催し、生徒の皆さんから、愛知県に対して、次の提案をいただきました。

これらの提案を本プランに反映させ、計画期間中、具体的な事業を展開していきます。

テーマ	提案	プランへの反映
外国人高齢者の介護支援に向けたガイドラインの作成	外国人高齢者との交流会を開催し、参加した大学生が高齢者から介護制度への不安などを聞き取り、県へ提出する。そのレポートを参考に状況や課題を把握し、データベース化を行い、ガイドラインを作成する。	大学などと連携し、外国人高齢者との交流をしたり、ヒアリングを実施する中で、外国人高齢者の課題や不安などを把握し、その結果を行政や介護施設、関係機関などの職員に対して知らせ、外国人県民の高齢化や介護に関する啓発を行うこととした。【101】
外国人向け防災の取組の強化「愛知県版防災アプリ」の作成	外国人に対する防災教育の強化を目指し、防災知識・意識の向上を図るための「愛知県版防災アプリ」を作成する。災害時に適切な避難行動を取ることができるだけでなく、外国人が支援する側として地域に貢献することが期待できる。	多言語化された「防災・減災お役立ちガイド」「防災チェックガイド」等の普及に引き続き努めるとともに、災害情報と防災知識を同時に得られる外国人県民向けの多文化防災ポータルサイトや防災アプリなどの開発を検討する。【123】



テーマ	提案	プランへの反映
<p>「愛知県在住外国人観光戦略チーム」による地域の魅力発見・発信プロジェクト</p>	<p>外国人住民を中心とした観光戦略チームを作り、地域の魅力発見及びその発信を行う。外国人住民が地域住民の一人として、地域を盛り上げる活動で活躍できること、自分の住む地域を知ることによって愛着が湧くことが期待できる。また、地域を知るなかで知識や交流の機会を得ることができる。</p>	<p>外国人県民の力を地域に生かす試みとして、市町の国際交流協会などと連携して、モデル的に「在住外国人観光戦略チーム」をつくり、自らの住む地域の魅力を発見し、発信することにより、地域の活性化につなげる。その過程で地域の日本人との交流や日本語の習得にもつながるよう、工夫して実施していく。【140】</p>
<p>小中学校における「愛知県版多文化共生」授業のガイドラインの策定と普及</p>	<p>県が小中学校における「愛知県版多文化共生」授業のガイドラインを策定・普及させ、小中学校で授業を行う。これにより、子どもの頃から多文化共生の基盤を作り、将来的な多文化共生社会の実現を目指す。</p>	<p>多文化共生の授業モデルの開発を行い、「国際理解教育」「総合的な学習の時間」「道徳」などの授業の一環として取り入れられるよう普及を図る。【165】</p>
<p>スポーツイベントを通じた県民の多文化共生意識の向上</p>	<p>スポーツは日本語やコミュニケーションが苦手な者でも参加しやすく、国境を越えて老若男女が楽しむことができる。そのため、既存のスポーツイベントにおいて、併せて国際交流イベントを行うことにより、外国人を身近に感じる環境づくりを行うことができる。</p>	<p>2014年度から本県において、民間ボランティアによって開催されている「名古屋フットサルミニワールドカップ」のようなスポーツイベントへの参加や実施を促進するため、イベント案内や利用できる施設の紹介などを行っていく。【163】</p>



宮本副知事からの挨拶



テーマ	提案	プランへの反映
小学校にむけた多文化共生教育の推進	県のウェブページにおけるキッズサイトの充実を図るとともに、小学校における多文化共生活動事例集・マニュアルを作成する。事例や多文化共生教育の手引き、教材開発等を行い、多文化共生の認知度・理解度の向上、また多文化共生意識の向上を図る。	学校において、外国人児童生徒との交流活動を行うとともに、活動事例集を作成し、普及を図ることにより、多文化共生教育を推進する。【164】
県内の小学生を対象とした多文化共生教育の推進プロジェクト	アンチバイアス教育の考え方をふまえ、映画や絵本を使った異文化認識を持たせる取組を行う。県がイベント内容を考え、市町村に対してガイドラインを示し、市町村が県とともに NPO やボランティアを募集する。	小学校や児童館などに職員が出向き、映像や絵などを使って、子ども向けの多文化共生理解出前講座を行う。【166】

【参考】第1回から第4回までの内容

- 第1回 <2017年5月26日(金)>
 テーマ『ライフサイクルに応じた支援』
 愛知県職員から県内の外国人の状況を説明したのち、ワークショップを行い、それぞれのライフサイクルにおいて、どのような課題があるかを考えました。

- 第2回 <2017年6月16日(金)>
 テーマ『第二世代の活躍』
 愛知県で働く第二世代の職員から体験談をお伝えしたのち、ワークショップとして、第二世代の特長について考えてもらい、活躍できる場面や立場、どうしたら活躍できるかを考えました。

- 第3回 <2017年7月14日(金)>
 テーマ『日本人の外国人に対する意識』
 平成28年度に行った県政世論調査の結果を使い、日本人の外国人に対する意識について考えました。そして、夏休みの課題として、外国人への必要な支援策をグループで考えてくることとしました。

- 第4回 <2017年9月8日(金)>
 夏休み中に考えた支援策の案についてプレゼンテーションを行い、愛知県職員から、課題や情報提供などのアドバイスをを行いました。



新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議

「新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議」委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
◎ 池上 重弘	静岡文化芸術大学副学長
岩原 明彦	愛知県経営者協会総務・企画部長
大島 ヴィルジニア ユミ	犬山市多文化共生推進員
大林 利光	豊橋市市民協創部長
川口 祐有子	NPO まなびや@KYUBAN 代表
衣川 隆生	名古屋大学国際言語センター教授
○ 小島 祥美	愛知淑徳大学交流文化学部交流文化学科准教授
夏目 吉昌	愛知県社会福祉協議会事務局長
ネストール・プノ	名古屋学生青年センター

◎：座長 ○：副座長



新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議の様子

<注釈>

- [1] **12 ページ「愛知県民全体 751 万人」**
愛知県「愛知県人口動向調査結果」（2016 年 12 月 1 日現在）に基づく。
- [2] **15 ページ「プレスクール」**
外国人の子どもが入学した小学校で戸惑うことなく、学校生活に早期に適應できることを目指し、小学校入学初期に必要な日本語や学校生活への適應を指導する事業。本県は 2006 年にモデル事業を実施し、2016 年度時点で県内の 15 市町で事業実施されている。
- [3] **同ページ「日本語学習支援基金」**
地元経済界・企業等と協力して造成した「日本語学習支援基金」により、平成 2008 年度から地域の日本語教室や外国人学校への助成を行い、外国人児童生徒の日本語学習環境を整備に取り組んでいる事業。2016 年度に再造成し、引き続き事業を実施。
- [4] **同ページ「日本語教育適應学級担当教員」**
小・中学校の日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の生活面の適應、日本語学習、教科学習などの指導や支援を行うことを目的に配置された教員。在籍学級以外の教室で指導を行う「取り出し指導」の他、在籍学級での授業中に対象の児童生徒を支援する「入り込み指導」などの指導方法がある。
- [5] **同ページ「学齢超過」**
日本の法律に規定されている義務教育年齢を過ぎている状態。来日した子どもが、母国と日本との義務教育課程の制度の違いから、義務教育をいずれの国においても修了していない、という問題が起こっている。
- [6] **22 ページ「プレスクール実施マニュアル」**
県内市町村等、関係者がプレスクールの必要性について伝えるとともに、プレスクールの取り組みに参考となるポイントや指導方法等について記載したマニュアルで、2009 年度に作成した。以下のウェブサイトにて公開。
【<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000028953.html>】
- [7] **同ページ「外国人の乳幼児期における言語習得に大切なポイント」**
平成 28 年度に実施した「子育て外国人の日本語習得モデル事業」（外国人保護者等に対して、外国人の子ども乳幼児期における言語習得に必要な事項を周知させるとともに、子どもの成長に従って保護者に必要となる日本語能力を向上させるきっかけを提供することを目的とし、県内 5 か所でそれぞれ実施）の中でとりまとめた外国人乳幼児における言語習得に大切なポイント。事業を受託した各団体がこのポイントに基づいてリーフレットを作成した。以下のウェブサイトにて公開。
【<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/kosodate-nihongo.html>】
- [8] **同ページ「母語教育サポートブック『KOTOBA』」**
外国人県民の方が自ら家庭やコミュニティ内において、子どもたちに母語や母文化の大切さを教えたり、母語による学習支援などの取り組みを行う際の参考にしていただくため、本県が 2012 年度に作成した母語教育サポートブック。以下のウェブサイトにて公開。
【<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000060441.html>】
- [9] **23 ページ「語学相談員」**
小・中学校において、日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の母語による語学指導の補助及び学校生活に関する相談・適應指導・教科学習指導の補助、保護者と学校的意思疎通を図るための通訳などをとし、外国人児童生徒等へのきめ細かい学習支援と学校生活適應支援を行うため配置される相談員。
- [10] **同ページ「日本語能力測定方法」**
学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考とするため、文部科学省が 2010 年度から 2012 年度にかけて実施した「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」の中で開発した、学校において利用可能な日本語能力の測定方法であり、基本的に、日常会話はできるが教科学習に困難を感じている児童生徒を対象とした、対話型のアセスメント方法。
- [11] **同ページ「特別の教育課程」**
「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とし、児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態。学校教育法施行規則に基づいて実施。

[12] **24 ページ「日本語初期指導教室（プレクラス）」**

来日直後で、日本語が全くわからない、あるいは、ある程度分かるものの、授業にはついていけないレベルの児童・生徒に対して、学校生活を送る上で、最低限の意思疎通ができる日本語、学校生活をスムーズにするための日本語、日常生活や授業・行事等で必要な日本語を習得させる教室。本県では平成 2016 年度に効果的な日本語初期指導教室運営の在り方についての研究を進め、リーフレット等にまとめた。以下のウェブサイトにて公開。

【<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/shokishidoref.html>】

[13] **25 ページ「各種学校」**

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の第 1 条に掲げられている教育施設（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学および大学院を含む）および高等専門学校）、他の法律に特別の規定があるもの及び専修学校以外の学校教育に類する教育を行うもので、和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護婦、保健婦、理容、美容、タイプ、英会話、工業などの教育施設がある。各種学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（各種学校規程等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される。

[14] **26 ページ「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」**

外国人の子どもたちが、将来、社会において、その能力を発揮するためには、子どもたち自身が将来の仕事に夢をもち、その実現に向けて努力するとともに、保護者ととも、進学や就職に向けて考えることが重要であることから、子どもたちや保護者に向けて進路に関する情報を提供することを目的に、2011 年度に作成。以下のウェブサイトにて公開。

【<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-gidebook.html>】

[15] **同ページ「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」**

子どもたちや保護者向けの「進路開拓ガイドブック」に加え、周囲の人たちが、子どもたちの進学や就職に向けて支援することも重要であることから、そのような子どもたちを地域で支援している NPO やボランティアを対象に、支援の参考となる情報を提供することを目的に、同じく 2011 年度に作成。以下のウェブサイトにて公開。

【<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-gidebook.html>】

[16] **36 ページ「愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」**

外国人県民の日本語学習に対するニーズや本県の日本語教育の実態を把握するための調査を実施し、有識者、NPO、行政など日本語教育に関係する方々からなる検討会議を開催した上で、日本語教育に関わるさまざまな主体の役割を整理し、本県の今後の「地域における日本語教育」の推進のあり方をとりまとめたもの。以下のウェブサイトにて公開。

【<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000069985.html>】

[17] **40 ページ「公的な保険や年金の加入状況について外国人県民に対して調査」**

2016 年度に「愛知県外国人県民アンケート調査」を実施。調査結果は以下のウェブサイトにて公開

【<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/h28gaikokuzinkenmin-chosa.html>】

[18] **43 ページ「やさしい日本語」**

普段使われている日本語を外国人にもわかるように配慮した日本語のことで、とりわけ災害発生時において外国人ができるだけ早く正しい情報を得られ、適切な行動をとれることを目的に考え出されたもの。「やさしい日本語」を広く普及するために、本県では 2012 年度に、「やさしい日本語」に初めて触れる方でも楽しく手軽に学んでいただける、スマートフォン用アプリ「やさしい日本語」を制作し、無料配信を開始するとともに、じっくりと学びたい方のために、冊子版の『「やさしい日本語」の手引き』も作成。以下のウェブサイトにて公開。

【<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000059054.html>】

[19] **49 ページ「75 歳以上の後期高齢者が 100 万人を突破」**

愛知県「愛知県人口ビジョン」（2015 年 10 月策定） 本県人口の長期的な見通し（ケース②）に基づく。

[20] **52 ページ「43 市町村が多文化共生推進プランを策定」**

総務省調査「地域における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況等について」における県内市町村の回答状況に基づく。